

決算審査特別委員会

平成19年9月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

里 川 宜志子

副 委 員 長

辻 善 次

出 席 委 員

吉 野 俊 明

伴 吉 晴

紀 良 治

西 谷 剛 周

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

清 水 建 也

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

西 卷 昭 男

税 務 課 長

山 崎 善 之

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

西 川 肇

健康推進課長

植 村 俊 彦

環 境 対 策 課 長

乾 善 亮

住 民 課 長

清 水 昭 男

都 市 建 設 部 長

藤 本 宗 司

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観 光 産 業 課 長

佃 田 眞 規

都市整備課長

藤 川 岳 志

都 市 整 備 課 参 事

今 西 弘 至

教委総務課長

野 崎 一 也

生 涯 学 習 課 長

清 水 修 一

上下水道部長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

植 嶋 滋 継

会 計 管 理 者

浦 口 隆

会 計 室 長

清 水 孝 悦

代表監査委員

辰 巳 忠 次

監 査 委 員

中 西 和 夫

監査委員書記 佐藤 滋 生

議会事務局職員

議会事務局長 藤原 伸 宏 係 長 峯 川 敏 明

(午前 9時00分 開会)

○中川議長 決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さん方には、早朝からご出席をいただきありがとうございます。

ただいまより、本会議から付託を受けました平成18年度斑鳩町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行っていただきます。

会議に先立ちまして、正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

(午前 9時00分 休憩)

(午前 9時01分 再開)

○中川議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に里川委員、副委員長に辻委員を互選されましたので、お二人にはよろしく願いをいたします。

ここで委員長と交代のため暫時休憩いたします。

(午前 9時01分 休憩)

(午前 9時01分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

皆さんのご推挙によりまして、決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます。辻委員とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、皆さんの御協力よろしく願いいたします。

また、理事者各位におかれましても、的確な説明、答弁をされるように努められ、スムーズな審査ができますようよろしくお願いをいたします。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名させていただきます。

署名委員には、辻委員、伴委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

はじめに、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには、早朝から今日の平成18年度の斑鳩町の一般会計歳入歳出決算の認定、あるいは認定第3号の平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定など、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の6認定の関係等につきましてご審議をお願いしたいと思います。今回の初日のあいさつで最後に申

上げましたように、辰巳、中西両監査委員さんにおかれましては、暑い中、精力的に決算審査をいただきまして、色々御意見などを伺っております。そういう中で、委員の皆さん、慎重審議を賜りまして、いずれの案件につきましても、認定賜りますことを心からお願いいたしましてあいさついたします。

○里川委員長 それでは、本会議より付託を受けました認定第2号平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括上程し議題といたします。

はじめに、審査の方法についてお諮りをいたします。

お手元にお配りをいたしております資料、平成19年9月議会決算審査特別委員会進行予定表をごらんいただきたいと思っております。

最初に代表監査委員さんの方から、決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員の皆さん方から、意見書に対するお尋ねがあれば質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について、会計管理者からの説明を受け、これに対する質疑を行った後、一般会計の歳出について、各款ごとに説明、質疑を行い、その後、歳入全般についての説明、質疑を行い、次に各特別会計について、各特別会計ごとに所管部長から説明を受けた後に、それぞれ質疑を行うという形で審査を進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議ないようですので、それではそのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきまして、御協力のほうよろしく願います。

最初に辰巳代表監査委員さんの方から審査結果に基づきご報告をお受けしたいと思います。

辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 それでは、平成18年度斑鳩町の決算審査意見を報告を申し上げます。

と思います。

お手元の審査意見書の通りでございますが、意見書1ページの記載のとおり、7月30日から8月3日まで、延べ5日間にわたりまして、当会議室で各部、各課からお見えいただきまして、そのページの下端の方に書いてあります審査手続を実施いたしました。

その後、8月20日まで事務局におきまして、各いろいろな分析数値を計算したり、あるいは作表したり、また監査委員会の意見書、あるいは事務局作成の意見書の発行の検討と、その監修を行った。それから、その後、監査委員の手によります結論、一番最後の結びの部分でございます。その起案に8月24日までかかっておりまして、そこに記載のような審査の期間にさせていただいております。

審査の結果でございますが、審査意見書の2ページの冒頭に書いておりますとおり、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調整され誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況についても、計数に誤りがなく適正に運用されているものと認められました。

なお、審査手続実施の範囲内におきまして、不正、あるいは誤謬、そういったものが見当たりません、内部統制が良好に働いているものというふうに認められました。

以上が結果でございますが、続きまして、決算の総括といたしまして、全体の概要の説明、続きまして、一般会計、特別会計、あるいは財産の状況についての、そこに数値あるいはいろいろな分析比率が出ておりますのでそれにつきまして、若干ご説明をさせていただきます。

最後に、当年度決算に対する監査委員の見解、結びの部分の説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、1番、決算の総括でございますが、16ページの表1を見ていただきますと、一般会計、特別会計、合計決算額というのが書いてあります。連結ベースの決算、数字を連結ベースにしたものでございますが、合計欄の歳入決算額166億7,435万8,000円、これが歳入、それから歳出の方が168億8,000万、これが歳出でございます。これは一般会計と特別会計を単純に合計した数字でございます。一般会計から特別会計から繰り出してありますその次の行の8億9,900万円、これを一般会

計と特別会計に重複して計算されておりますので、これを消去しますと、157億7,483万4,000円、これが当年度の歳入の純計決算額でございます。また、歳出純計決算額は159億8,131万3,000円、これが歳出でございます。純粹の歳出でございます。

そこに前年度と比較が書いてありますが、歳入で2億2,900万円、それから、下の欄、表の2のところに書いてありますが、歳入で2億2,900万円、歳出で7億4,600万円、決算規模は前年度に比較しましてふくらんでおります。歳出の増加は主として法隆寺駅周辺の整備工事事業等の増加によります投資的経費が表の6を見てもらいますと、投資的経費、真ん中へんに投資的経費というのが書いてありますが、投資的経費が去年の15億からことしは23億7,000万円です。8億6,400万円ほど増加しております、これが決算規模がふくらんだ大きな原因であろうかと思われま。

特別会計の方では、国民健康保険事業で若干増加いたしましたが、公共下水道事業特別会計で減少しております、特別会計全体ではほぼ前年どおりというふうになっております。

歳出の増加した部分、歳入をふやさなければならぬところなんです、基金の取崩し5億円、それからこれは表10を見てもらいまして、一般会計歳入決算の状況を見てもらったらわかるんですが、繰入金というところに5億150万6,000円、これが基金の取崩しであります。これは前年度に比べまして1億3,700万円基金の取崩しが増加しております。また、これは、その次の繰入金の次に繰越金というのがありますが、これは前年度の繰越金です。前年度の決算の残高で、これは6億800万円ほどになっておりますが、これも平成17年度分に比べまして1億6,800万円ほど繰越金が多かったということで、それ以外の収入は、ほぼ横ばい、わずかな微増でございます、歳出額がふえましたけれども、歳入の方はほぼ横ばいできております。苦しい資金の状況かなということが見られるところでございます。

それから、決算収支でございます。2ページの決算収支になりますが、決算収支は表の3を見てもらいますと、決算収支、要するに決算収支、今年度と比較しておりますが、一番左、(形式収支)というふうに書いてありますが、これはいわゆる単純に収入から支出、歳入から歳出を引いたお金の残りを表すわけなんです。実際は収支会計ですから、お金の入ってきたものが収入、出ていったものを支出としますから、本当はお金の

ないものは払えない、この形式収支というのはマイナスになることがおかしいんですが、便利なことに官庁の会計というのは、3月31日に決算は終わりますが、5月31日までお金の収支は後まで引っ張ります。出納整理期間がありまして、だから、4月1日から5月31日までは翌年の収支と一緒に走ります。だから、ぐあいいいことに翌年のお金を前の年に、若干先食いにして凌ぐということができます。

表の14を見てもらいますと、特別会計の合計を見てもらいますと、そこでは国民健康保険事業特別会計が5億1,989万9,000円と1,513万1,000円マイナスになっている。これは翌年の繰上充用額ということで、翌年の年に繰り上げて使っていますから、形式収支トータルではマイナスになっているということでございます。2億600万円の連結ベースでは収支はマイナスになっている。翌年のお金を前の年に繰上げて使っておるということになります。

それから、この形式収支から、歳入の中に含まれております翌年度へ使う繰越財源、これは控除して実質収支というのを出すことになっておりますが、その実質収支も2億9,600万円のマイナス。前の年が1億3,800万円の前年度、その下が実質収支1億3,800万円の黒字でございましたから、上下逆転しておりまして、結局4億3,400万円ほどの単年度収支はマイナスということになるわけです。この辺は、大型事業が続いておりましたけれども、地方債に頼ることなく手元にある基金であるとか、あるいは前年度繰越金である程度賄っているということで、結果的にこういう数字になるというふうに思われます。

それから、次、予算の執行でございます。3ページの上の段。連結ベースの予算の執行17ページの表4でございますが、連結ベースの予算の歳入の執行率は91.1%、去年の93.1%から2ポイント下がっております。これは先ほど申しましたように、町債をひかえているという面もあるのでございますが、町債を予算よりひかえて発行したという部分もあるんですが、年々これだけ上がっていきます国民健康保険事業、表15の国民健康保険事業会計の歳入のところで諸収入というのが5億800万円という予算ありますが、この諸収入というのは、要するに繰上充用、赤字を埋めるというものを歳入に計上しておりまして、これが歳入にあげておりますが、実際には執行されませんので、年々これが赤字が多くなっていくと、この予算額と実際の歳入の差が乖離が出てくるということになるのではないかと。当年度の連結ベースの予算額は183億円で

ございますから、その表4の真ん中の右の合計額183億円ですから、183億円のうちの5億ということですから2.7%が国民健康保険の諸収入に当てはまるということで、その分はどうしてもいきなり乖離が出てくるということでは満たしている部分が当然出てくるということではないかと思えます。

それから、そこで予算の執行状況、真ん中のところで、不納欠損額、それから、収入未済額、要するに未収の税金だとか、そういったものですが、収入未済額は前年度の5億600万円から、当年度4億8,400万円と、収入未済額は2,200万円減少しております。これは特に町税で3,600万円減少しております、これが大きな減少の理由になっております。実際には、そこにその上なんです不納欠損額があります。これは貸し倒れ処理ですが、去年の1,200万円が、ことし2,900万円と大きく不納欠損額が上がっております。だから、当年度発生した未収、それから当年度かなりの金額の不納欠損処理しておりますので、実際には全体ではわずかではありますが681万円の全体で未収額は当年度も増加しているんですが、それ以上に不納欠損落としておりますので、結果的には歳入、収入未済額は減少したということでございます。不納欠損額は町税で2,000万円、国民健康保険事業で800万円、合計2,900万円ほど不納欠損処理が行われております。

それから、その次、歳出の方でございますが、歳出の方は、その予算の執行状況を見てもらいますと、91.4%、それから、92.2%、若干上がっております。ほぼ横ばいかなというところでございます。

不用額調書を見る限り、余り不当な不用額もなく、きちんと始末をされて執行していただけるという感じがいたします。

それから、次に3ページの真ん中の段、財政の構造でございます。歳入の構成でございますが、表の5のところに歳入の構成、自主財源と依存財源、自主財源というのは自分とて調達して使える、依存財源というのはよそからもらう、そういった依存財源、この比率が前々年度からずうっと右から左に見ていきますと42.5%、46.6%、48.3%、だんだんとよくなってきているという、好転しているというふうになっておるんですが、例えば、前年度と当年度は1.7%よくなっておるということになります。実際には先ほど申し上げましたように、前年度繰越金、これはその前の年は4億3,900万円であったものが6億800万円と、前年度繰越の1億6,900万円ふ

えております。これは当年度によそから入ってきたお金ではありません。前の年から繰り越してきてただけのことです。それを修正しますと、全体の総歳入額からその1億6,900万円修正しますと、この数字が47.3%というふうに下落いたします。0.7%だけがよくなる。さらに、基金の取崩しが前年度が3億6,500万円、これが5億とんでなっておりますこの1億3,700万円基金の取崩しがふえております。これも実際は自分とこで積んであるお金を取り崩して使ったのでありまして、これをのけて計算しますと46.5%というふうに修正されまして、ほぼ前年並の数字になるという事かなということになります。

実額では40億8,300万円が44億5,300万、約4億近くふえております。中身を見てもらいますと、自主財源の方では、町税で4,100万円ほどふえております。また、その他の収入で2,200万円、合計6,300万円、自主財源で増加しております。依存財源の方では、国庫支出金が2億9,500万円、それから、地方譲与税で9,100万円、それから、その他で2,600万円、逆に地方交付税が3億3,200万円減少しております、差引依存財源で2,700万円わずかに増加しております。合計で依存財源、自主財源合計しますと9,000万円ほど前年に比べて収入は増加したことになります。

それから、歳出の構成でございますけれども、4ページの真ん中、表が18ページの表6のところでございますが、歳出は連結ベースで見た場合、6億3,600万円ほど増加しておるんですが、ここでは一般会計だけですので8億800万円の増加になっておりますが、大きなのは先ほど申しました投資的経費の8億6,400万円の増加、これが大きく突出しております、それ以外では人件費で7,500万円の減少、物件費で9,300万円の減少、それから、そこにも挙げておりませんが、下水道事業費で1億9,300万円減少しております、それ以外では、国民健康保険事業会計、それから、老人医療会計、それから、介護保険事業会計、この給付費全体で1億1,700万円増加しております。そして、その他で3,300万円、結局、全体で連結ベースでは6億3,600万円ほど増加している。だから、逆に8億6,700万円のそこで書いてあります普通建設事業費、これが前年並だとすると、歳出は2億1,100万円減少させておられるというような結果になっております。特に人件費は7,500万円減っております。これは平成17年度末で216人おられた職員さんが平成18年度末では

再任用の方二人を含めまして206人ございます。10人減少しております、そのへんの人員の削減が大きいのかなという感じがいたします。ただ、おやめになった方のいろんな部署ごとの内訳もらったりしておりますが、前年度おやめになった方もおられますが、定年前でおやめになっておられる方もおられるということで、減り方がちょっと急激に大幅な減少、仕事が大変にならないのかなといったような、あるいは士気の低下をまねかないかな、若干気にかかるところでございます。余計なことですが。

その次、4ページの下段、財政分析でございますが、これは表7を見てもらいますと、これはいろいろな定められた財政の比率の分析、19ページ財政分析が出ております。財政力指数というのは、そこにありますが、財政力指数に基づきまして、後の数値はいずれも若干悪化しております。あるいはその前年度までの統計の全国比率、全国町村平均に比べましてもやや劣っているかなというふうに見られます。ただ、この中では、すべて公債費がすべて含まれるということで、町債の償還、利払いがふえてくると、どうしてもこういう数値は低下するくせを持つ指標ではないかというふうに思います。こういった財政では財政分析というのをします。あるいは事業会社なんかにつきましては、財務分析、あるいは経営分析という手法がありまして、いろいろな流動比率とか、自己資本比率だとか、いろいろな比率を出すんですが、そういった分析がどういうための道具かという、それは実際に中を知らない外部の人が、そういう分析比を用いて、恐らくこの組織、この事業体の中身はこんなふうではないんだろうかというために用いる手法でありまして、実際に企業の中におられる方、あるいは組織の中におられる方、そんな分析しなくても実態がわかっておれば、その実態に基づいていろいろな対策を講じていけばいいというふうなものだろうと、私の考え方としては、分析とはそんなものだろうというふうに思いますので、そういったものに余りいつも申し上げておるんですが、一喜一憂する必要もない。そんなものに頼る必要もない、実際の収支の見通しで財政の管理をしていくべきであろうというふうに思います。財政分析はそんなようなことではなかろうかと思えます。

それから、その次、5ページの真ん中、町債の状況であります、20ページの表8で、町債の状況というのを書かせてもらっているのですが、当年度末で一般会計と公共下水道事業特別会計合わせまして、その町債によるところの一番右側の合計で149億7,301万7,000円、これが一般会計と特別会計と合わせました当年度末の町債

の残高でありまして、前年度に比べますと、前年度は左の一番下に145億6,100万円と書いてありますが、4億1,200万円増加をいたしております。これは前年比較がありますね、歴年の比較は出ておりませんが、6年前、平成13年末と比較いたしますと、16億7,400万円町債は増加をいたしております。これが企画財政でおつくり、あるいは公共下水道事業ですと下水道課でおつくりいただいております中長期財政指標推移、あるいは下水道の財政の推計、こういった見通しによりますと、ちょうど5年先、平成23年では一般会計で町債残高97億3,500万円、それから、公共下水道では81億5,900万円になるという見通しというか、見込みというような計算をされておりますが、合わせますと178億9,300万円ということになりまして、現在より29億2,100万円ほどさらにまだ増加するという、ふえるというような見通しになります。前年度には、同じような同様の水道見せてもらいましたときには、ちょうど5年先、平成22年末では、一般会計120億円、公共下水で91億円、合わせまして去年度末より66億円ほど増加する見通しであったんですが、大分下方に修正されたようであります。この下水道の方では、毎年の事業費を相当縮小なされた、下水道事業縮小することによりまして、一般会計から繰り入れるお金もそれだけ減らされるということで、一般会計の方も事業を見直しされて、大型工事を若干修正されたということで、町債の見通しは去年より大分下がったというふうに感じております。

町債につきましては、そこに出してはおりませんが、このほか、土地開発公社で18年度末現在で12億6,000万円、それから、7カ町村でやっております西和消防、あるいは王寺周辺広域休日診療組合だとか、そういった4つの一部事務組合での公債、これの町負担見込み額が2億7,500万円ほどございまして、さらに水道事業で現在17億6,000万円ほどの町債があります。合わせますと172億7,000万円が現在全部ひっくるめた町債の総合計になるわけでございます。ただし、水道事業は利用料金の方から償還できるというふうな見通しでございまして、それを抜きますと、公営事業会計を除きますと165億800万円、これが現在の町債でございます。このうち基金、手持ち基金がその表9のところに書いてありますが、現在、18年度末で基金の年度別推移と書いてありますが、そこでは23億2,500万円基金がございまして、基金を引きますと差引ネットの純借入額は水道事業を除いて141億8,100万円、これが基金取崩しをのけて返済しなければならない町債の金額ということになっており

ます。基金もそこに書いてありますように、対14年度比較でこの5年間で10億6,600万円が取崩されて現在23億2,500万円の残高にまで減ってきております。

次は、6ページ以降、一般会計の状況でございますが、6ページの(1)歳入につきましては、先ほど申し上げたとおり町税はわずかに上昇に転じております。そうしまして、町税の収納率も前年度並ほぼ横ばいで、収納率は低下しております。未収税金は、先ほど申し上げましたように若干減っております。その他は先ほど申し上げましたように、基金の取崩しが1億3,700万円、前年度繰越金1億6,900万円、両方合わせまして3億600万円増加しております。全体で21ページの表10の下段に書いてありますように、4億6,000万円、収入済額が増加したと、収入額が増加したということになっております。実態としては、先ほど申し上げましたようにわずかな微増です。

それから、歳出の方は、先ほど申し上げましたように、建設工事費が8億6,700万円増加しております。そのためにその一般会計8億800万円歳出がふくらんでおります。実際には、先ほど申し上げましたように、一般会計の人件費7,500万円の減少、物件費9,300万円の減少、その他1,800万円の増加で、トータルとしたしましては1億5,000万円、一般会計では歳出が減少しておるということになっております。

それから、次に、特別会計でございます。7ページ以下特別会計。特別会計の全体は、先ほどごらんいただきました29ページの表14のとおりでございます。実質収支が5億900万円マイナス、前年度の3億400万円より2億500万円ほど悪化したということになっておりまして、実際の単年度収支は、実質収支を差引しました単年度収支は2億600万円のマイナスでございます。実際の数字はそれに町債の発行だとか、町債の償還、基金の積立なんかを、加算減算しますとこの数字は町債の発行が6億7,200万円ふえておりますので、全体が6億9,800万円ぐらい実際にそういった収支からみますとマイナスになるのではないかと考えています。詳しいことのご説明はやめておきます。

次に、個々の特別会計であります。国民健康保険事業特別会計、今年度の歳入は、30ページの表15のとおりでありまして、一番大きな国民健康保険税、当年度は8億1,800万円の予算、調定額が10億1,000万円の調定に対しまして、収入済額

7億2,000万円でございます。これは平成16年度の収入が6億9,600万円、平成17年度は7億1,500万円、平成17年度に比べましてわずか500万円の保険税の収入は増加にとどまっております。しかしながら、片一方で、毎年、国保の加入世帯数は約100件ずつ平均して増加しております。しかしながら、保険税はほとんど伸びない状態が続いておる。国民健康保険の歳入の状況でございます。これは何でそうなのか、恐らく国民健康保険というのは、各いろいろな政府管掌保険、あるいは組合保険、あるいは共済保険、そういった第一線現役の方々が、そういったところをおやめになって、脱退されて、結局、低所得者階層の方ばかりが増加しているというのがこういった一つの大きな原因になるんだらうというふうに思われます。収納率の方も、収納率がそこで表15の右側に書いてあります調定に対する収納率は71.3%、これも72.6%、72.2%、71.3%、ここ3年間、徐々に下落をしております。現年度分の収納率はほぼ横ばいできておるんですが、滞納の未収額が、滞納未収そのものが年々増加してきますので、どうしても全体の収納率は下がっていくということになるわけでございます。保険税の未収額は、ほとんどがそこに書いてありますように、歳入未済額2億8,156万2,000円、前年2億6,900万円でございます。1,200万円未収の保険税が増加しております。不納欠損処理額も800万円の処理しております。これを差引ますと実際には2,000万円ほど1年間単純に未収の保険税が増加していくというふうになります。

先ほど申し上げましたように、町税の滞納は減少してきておりますが、国保の方は逆に増加という流れはとまらないかなということでございますので、これ片一方担税力がある、税金のことですから、納付される負担力があるという町税、こっち側の方は何とか徴収に努力なさると入ってくる、国保の方はかなりそうでもないかもわからない。だから、簡単に収入未済額をどんどん、どんどん督促してもらおうということにはなかなか難しい。いろいろ聞いておりますと、資力を喪失されているような方もおられまして、なかなかこの未収は解消していくのは難しい。この辺にもいろいろな今、格差拡大のいろいろな問題が出ておりますが、その一つの表れかなというふうに思われます。一つの飛社会問題的なものではなからうかというふうに思います。なかなか一筋縄では、こんなものは解消していくのは難しいかなと考えます。

この歳入の方全体として5,800万円ほど増加しておりますが、逆にその31ペー

ジ見てもらいますと、歳出の方は前々年度に比べまして1億4,800万円増加しております。差引9,000万円当期の方が上下開きが大きくなって、前年度の8,800万円から今年度は1億7,800万円、1年間で見ますと赤字幅が広がったということになります。

平成19年度から保険税が改定されるようではありますが、当年度と同率の現年度収納率でいきましても、なお1億円赤字になるというふうに見込んでおるようであります。いつも申し上げておるのですが、特別会計というのは、全体を一つのどんぶり勘定で会計をしますと、ある目的のためにやっている事業がわかりにくくなるということで、そのある特別の事業を、その収支を明らかにするために特別会計ということを一一般会計と別にするということになっておるんですが、結果的に国保の赤字はそういうふうにして表されてはおるんですが、赤字がどんどんふえております。だから、特別会計自身で赤字を解消するということは会計だけでは何もできない、国保事業特別会計は単なる計算機能しか今のところは持っていない、これが連結ベースで見ないと、どういうぐあいにして収支の全体がきつくなっているのかわからない、連結で全体を判断して、国保会計赤字ですよ、一般会計黒字ですよというふうに見るなら、企業会計で言いますところの、今、セグメント情報というのがありまして、何をつくっている部門ではどんだけの赤字、何をつくっている部門がどれだけの黒字というのが、大会社はセグメント情報というのがありまして、事業を営んでいる事業ごとにいろいろなプラス、マイナスを出すというセグメント情報というのがあるのですが、全体としてうちの会社はこれだけの利益と、この部門ではこんだけの赤字、この部門ではこれだけ黒字というものを出す、部門別損益を出すことになっているんですが、今の特別会計はセグメント情報のようなことで、全体として連結ベースでは黒字ですよ、しかし中には特会の赤字がありますよというふうに見ないとしかたがない。これが大会社、事業会社でもそうなんです、そういうセグメント、部門別損益、これは全体を部門別にある一定の手法で分けておるんですね。それが今、子会社方式でいろいろな事業をさせています。これは採算を明らかにとか、自分とこの努力で合理化させるために子会社をいっぱいつくって、そこで採算がつく、子会社方式の場合は、最後まで一応けつをふかないかんとか、赤字が出たらどうするかという問題が出てまいりまして、親会社の方から資本を組み入れる、だから子会社の方、減資して資本ゼロまでの赤字を埋めてしまって、また新たに増資す

るとか、あるいは債権者にいろいろ負担をしてもらって、一般の債権者にもなんぼか持ってもらって、だからそういったような整理をしたり、民事再生を申し立てたり、そういう子会社の場合は、どこかでけつをふかんといかん、しかし部門別損益はたんに赤字がふえる分もあるけども説明しているだけ、うちの特別会計は、だからそういった子会社方式でなしに部門別損益で、全体としては黒だけど、部門別では赤、そういった意味かなというふうに思われます。余計なことですが。

その辺は、国保のほうは審議会がそういったちゃんと設けられておりますので、そちらの方でまたいろいろなそういったものを踏み込んでお考えになられるというかな、そういうふうに思われます。このままで会計だけしておられると、問題解決職務を放棄しているんじゃないかという部分も感じられないこともない。言い方はきついですけれども、そういった感じがしないでもないです。

それから、公共下水道会計、事業会計ですが、34ページの表18、毎年の事業規模は先ほど申し上げたように、やや縮小方向に舵をきられたいうようなことに思っております。町債の増加もやや緩やかになっていくのか、いうふうに思われます。しかし、公共事業の最終の事業完了がその分後ろへずれるということで、結果は同じことになるんですが、要するに地方債のふくらみ方は、その分広くなって、後ろに伸びていくということになるかと思えます。

それ以外の特別会計は、安定した数字で推移しておりまして、懸念されるような材料は見当たらないかなと思えます。

それから、財産の状況でございますが、書いてあるとおりでございます。土地建物、備品、出資、こういったものに若干の増減がありました。余り特記すべきものは特別に申し上げることはございません。基金の状況でございますが、先ほどのように、当年度5億100万円取り崩しが行われておりまして、逆に積み立てが差引3,700万円ということで、差引4億6,400万円基金は減少しております。先ほど申し上げましたように、5年間で10億円ほど基金は減少しております。ここ3年間を見ましても、平成16年度が2億5,600万円、平成17年度3億2,400万円、当年度が4億6,000万円というふうな減少が続いております。年々取崩しが多くなっております。

以上が概略でございますが、後方10ページ以下、監査委員の見解、結論を少し申し上げておきたいと思えますが、10ページ真ん中、5むすび。当年度の水道事業会計を

除いた連結ベースの実質収支額は2億9,666万5,000円の赤字で、前年度実質収支額1億3,812万1,000円の黒字から上下差引4億3,478万6,000円減少し、単年度収支は同額の赤字となった。

このように、連結単年度収支が赤字に至った原因は、法隆寺駅周辺整備事業等の投資的経費が財政規模をふくらませたにもかかわらず、例年に比べ大目で持越した前年度繰越金の充当である程度賄えたこと。あるいは国民健康保険事業特別会計の単年度赤字が逆に前年度比約1億円増幅した。そういったようないろいろな原因によるものである、この辺は先ほど申しあげましたとおりでございまして、前年は連結ベースでわずかに黒字でありましたのと、今年度は赤字になって上下赤字はこんなに開いたと。

投資的経費が増加したけれども、先ほどのように、前年度繰越金1億6,900万円、それから基金の取り崩しで1億1,000万円か。それからその他の経費の減少で1億5,000万円の減少、前年度繰越金1億7,000万円、国民健康保険の赤字が1億ほど増加、新規4億900万円ほど変わった。細かい数字がありますが、そういったことがあったというふうに思われます。

次ですが、ところで当年度の連結純計決算額、歳入合計157億7,483万4,000円から町債発行額18億70万円、基金取崩し額5億150万6,000円及び前年度繰越金一般会計6億853万2,000円、特別会計4,353万2,000円の合計29億5,427万円を控除すれば、128億2,056万4,000円となるが、これが当年度の行政活動による受け入れた連結収入額である。また、逆に、連結純計決算額、歳出合計159億8,131万3,000円から、町債償還額13億8,905万円、基金積立額3,737万円、特別会計繰上充用額3億4,209万7,000円、合計17億6,851万7,000円を控除した142億1,279万6,000円が行政活動による連結支出額となる。そうすれば128億2,056万4,000円から142億1,279万6,000円を引きますと、差引マイナス13億9,223万2,000円が行政活動による連結収支の支出超過額といえる。これは、表で、先ほどの単年度収支は4億3,400万円の赤字となるんですが、37ページの表の20を見てもらいますと、連結活動資金収支分析表というのをつけておるのですが、こういった活動資金収支というのは、呼び方、そういったような用語が特にあるわけではありません。これは会計には営利会計と非営利会計、企業会計と消費会計というふうに別けるのです

が、そういう営利会計と、非営利会計、営利を対象としない会計、消費会計というんですが、これは財政だとか、あるいは家計だとか、あるいは自治会の収支とか、あるいは労働組合、あるいは学校、宗教、あるいはその他社会福祉といったそういった公益法人、そういったところの会計を非営利会計、そうしたところで収支会計をするんですね。この役所と同じで。しかし、それとは別に、活動収支会計とって、どれだけ要するに企業会計で言いますと、損益計算に該当するような、どれだけ収入があつて、どれだけ費用がかかつて、発生主義に直すとどれだけの赤字やったか、黒字やったか、それを活動収支計算というふうに、一般に公益会計では言ったり、今までできてきていると、そういったちょっと用語をここへ私持ってきたわけで、この役所の会計にこういったものがあるわけではありません。

そこで見てもらいますと、表の20の歳入と歳出と書かせてもらっておるんですが、その歳入の当年度決算額92億一般会計、それから特別会計74億、合わせまして166億7,400なのがしは、この16ページの表1の一般会計、特別会計合計額、これの合計額、単純に収入の合計、それから歳出のほうは単純に両方の会計を合計した金額、歳入と歳出のね。

右側に、そこで当年度非活動収入と書いてありますが、どういうことかと言いますと、そこで書いてあります前年度繰越金、それから町債発行額、基金取崩額、繰入金、こういったものは、実際に当年度外部から町にお金が入ってきたわけではありません。前年度から繰り越してきたお金、あるいは町債を発行して借金してきたお金、それから基金取り崩してきたお金、それから、繰入金、相互に特別会計と一般会計とやりとりしたお金、こういったものは本当によそから稼いだという言い方はおかしいんですが、そういったよそから獲得したお金ではありません。そういったものをのけますと、当年度の歳入128億2,000万円ほどです。

逆に歳出の方で、168億8,000万円というのは、これは連結の単純合計では出しておりますが、町債の償還、これは借金を返した、それから基金の積立、これは預金、貯金をしたと、繰上充用額これは歳出に入っておりますが、実際にはお金が出ていくわけではありません。それから、相互に繰り出し、繰り入れしております、こういったものを除きますと、142億1,200万円、これが当年度いろいろな行政で外部へ出ていったお金だということになりまして、差引13億9,000万円ほど資金は流出し

たかなということになるわけなんです。これが前年度は6億7,800万円でした、当年度は7億1,300万円に増加して、大型経費が当年度にまとまったそうといったことが原因だろうというふうに思われます。そういった実際の活動収支はそうといったことではないだろうかということですね。

戻りまして、11ページの上から5行目見ていただいたら、この支出超過額は、現金主義会計による収支計算であるから、これが発生主義会計に近づけるため、設備投資額の資産計上や年度末現在の未収未払額の修正、減価償却額の計算とその処理の追加、その他不納欠損処理等を現状で収集可能な資料に基づき修正を施せば、大ざっぱな数字ではあるが、試算すればおよそ次のようになる。投資的経費の支出控除額23億7,000万円から、受入額の5億1,200万円を引いて18億5,800万円、それから下水道事業の工事費の支出が12億6,900万円から受け入れた国庫支出金5億1,800万円引きますと7億5,100万円、それから退職給与引当金の戻入2億8,558万3,000円、未収町税の加算681万7,000円、不納欠損処理額マイナスの2,903万4,000円、不納欠損引当金戻入額1,410万3,000円、減価償却が14億7,854万5,000円、差引合計14億812万1,000円、資金収支によりますと13億9,223万2,000円から発生主義へのおきかえ、設備投資を戻す、あるいは減価償却を引くという修正を14億812万1,000円施しますと、1,588万9,000円、これが発生主義に置きかえた場合の当年度の行政収入超過額になる。

このように収支計算ベースを企業会計並の発生主義会計に置きかえた当年度の行政活動収支計算は1,588万9,000円の黒字決算になるのではと思われる。これは単に私の計算でありますから、いろいろなまだ抜けている計算もあるかも知れませんが、細かいところは別にしまして、大まかにそんなことではないかということですが、この辺は、先ほど、資金収支でありまして、要するに先ほど言った企業会計でいますこの損益計算、どれだけの売上があって、いろいろな現金支出が伴わない経費がどれだけいるか、あるいは現金収入として入ってきてないけど未収の収入をどれだけ計上すべきかと、そういった発生主義に置きかえたらどうなるかということですが、そこで投資的経費の支出と、これは先ほど申し上げております23億7,000万がしの投資的経費が出ておりますが、これがすべて土地の取得であるとか、建物の取得

であるとか、あるいは物品、その他備品、そういった設備投資でありますから、これは発生主義で言いますと、いきなり経費ということではなしに、それ資産ということになりまして、土地を除きまして減価償却を施していくということになります。耐用期間、使える期間にわたって、償却費として毎年の経費ということで、一たん当年度の投資的経費の支出額を設備投資に置きかえて、経費から引いてあります。そのかわり、いろいろなこの場合は、5億1,200万円とっておりますが、これがよそからもらっておる金額があるんですね。いろいろな国庫支出金だとか、県支出金だとか、あるいは地元負担金だとか、そういったものがございまして、その合計5億1,200万なにがしかありますので、差引うちで純粹に設備投資に回したお金は18億5,811万5,000円、それから公共下水道費の要するに設備事業費、これがその事業費と、それから、県への負担金合わせまして12億6,900万円、これも国庫支出金は5億1,880万円をもらっておりますので、差引、当町の設備投資額は7億5,108万2,000円、それから退職給与引当金の戻入は、これは発生主義でなかったら退職給料、要するに職員の将来退職時に備えて、退職給与を毎年負債として考えていかな、退職金規定がある限り、退職金というのは債務であるということで、実際に一般の会計では退職給付引当金というのを毎年徐々に積み上げていくということになるんですが、本当はこれは繰り入れて、損におとさないかん、経費に積み上げていかないかんところなのですが、退職金にかんしましては、先ほど申し上げましたように、当期に相当の退職者がありまして、その部分だけ退職手当組合というんですか、そこから相当の給付を受けていまして、その分だけ逆に言うたら、引当金が減るということで、これはどこから出しましたかということ、町の貸借対照表をおつくりになっています。平成17年末の貸借対照表と平成19年の貸借対照表を見ますと、17年度末の方が退職給与引当金が10億3,800万円、当年度末が12億5,300万円で減っております。だから、それだけ引き当てが実際に退手組合から現金支出があって、引き当てが減ったと、減らしてもいいという計算になったということで、逆にこれは戻してやるという計算になるということで2億8,558万3,000円、経費からマイナスしております。

退職給付は退職者がなかったらどんどん積み上がっていきますが、退職者がありますと、退職給付引当金は取崩しします。実際には取り崩してそこから充当しますので、実際の資金は退手組合から出るんですが、うちの負担額がそれだけ当年度の支出も多かつ

たということで負担が、当年度末の負担が減ると。ただし、この退職給付引当金という貸借対照表おつくりになっているのは、あくまでも自己都合でおやめになった場合の計算でありまして、ほとんどの方が、ご年配の方は定年でおやめになる、あるいは勸奨退職なさるということで、実際には自己都合よりはるか高額の退職金をお受けになるみたいでございまして、そういった役所の都合、支給者の方の都合での退職ということになりますと、この退職給与引当金はもっと引き当てをふやさなければいけないのではないかと。相当、額がふえる、どのぐらいになるかちょっとわかりませんが、相当の金額がふえるだろうと思います。

それから、後のところで、退職手当組合の負担金がふえるだろうというのが、後のところでちょっと私申し上げたんですが、退職手当組合からのもらいました向こうの財務内容を見せていただきますと、退職手当組合の資金もかなり底をついてきておりまして、財源がなくなってきております。単純なこの計算なんです、退職手当組合の平成16年、17年、18年、3カ年の退職手当の組合から実際の退職者に支払われました金額の年間平均が46億2,600万円毎年退職手当組合からそこへ加入している市町村の退職者に対して支払われております。46億円支払われていることになります。過去3年間は、市町村から受け入れた掛金の負担額が32億1,600万円でかなり少ない。それから、財産の運用収入が平均2億3,600万円、毎年稼いでおられます。稼いでおられるというか、得ておられます。合わせまして収入の34億5,200万円、過去3年間平均、支給額が46億2,600万円、毎年11億7,400万円退職手当組合の資金が流出しておりまして、これは今後も続くような見通しだろうと思うんですが、基金に今現在幾ら持っておられるかということ、有価証券で102億8,500万円、それから、預金で18億5,900万円、合わせて121億4,400万円、退手組合の資産が積み上がっている。しかし40何億使いますとすぐになくなっちゃいます。毎年11億7,400万円、今の過去の3年間の平均でいきますと足りないわけですから、この今現在、121億円の資産を財産を維持してもらおうと思うと、32億円、今、掛金毎年平均したら各市町村払っております。11億7,100万円足りないわけですから、36.5%の値上げをしないと、値上げと言うんですか、負担額を上げないと、今現在持っておられる121億円の退職手当組合の資金は維持できない。実際に各年度によって退職者がいろいろふえたり、減ったり、高い人がやめたり、高い人がやめなかつ

たりとばらつきあるだろうと思いますが、過去3年間の平均から見るとそんなことなんです。運用しておられる資産全部、先ほど言ったように有価証券で102億円、預金で18億円持っておりますが、有価証券はすべて長期債権、長いものは40年、50年ものを持っておられます。向こう10年間で見ますと、満期額がここ3年間、5億、6億8,000万円、その次、ゼロ、ゼロと、その次が10億円、その次がゼロ、その次3億円、5億円、向こう10年間で32億円しか満期償還はありませんね。年平均3億円しか入ってこない。今現在、長期金利が上がってきておりますから、これ満期にならないで処分するとしたら、恐らく処分損を出し売却しないとできないと、だから、それを考えると、資金負担をしないとなかなか維持できないのではないかと。向こう3年に限りましても、毎年46億円いるわけですから、仮に18億5,900万円の預金全部取崩しましても3年目には1億8,900万円足りなくなる、今現在の掛金でいきますとね。だから、これ平成19年度はそのままという見通しで、20年から掛金負担を増額お願いするというような案内と一緒に文書に入っておりますが、どのぐらいあるかわかりませんが、後ほどまたその辺は若干申し上げたいと思います。相当の掛金負担額がふえるのではないかと考えています。

当年度の退職手当組合に支払っておられるお金は、水道事業を別にしまして、ここの本庁だけで平成18年1億5,200万円、退職手当組合の支出であります。だから、これ30%値上がると4,600万円の負担額がある。先ほど、私言いました36.7%をもし引き上げると5,600万円の負担増になる、こういった将来負担がふえてくるということも、恐らく財政の方で見ておられると思うんです。そういった状態にあると思うんです。それが退職給与引当金の、余計なことになりましたが説明。

それから、未収町税は前年度末の未収の、先ほど申しましたように、前年末の収入未済額は5億600万円ほどありまして、当年度に実際に発生した国保も町税も含めました未収が681万7,000円、それから当年度不納欠損に落とした分が貸し倒れが2,903万4,000円、差引しまして4億8,418万円が当年度末の未収、先ほどの表見てもらいました未収額であります。こうしますと、そこではその未収額は発生主義におき直すと、どこも表れておりませんので、その681万7,000円はこれ以外、当年度に入ってきた以外の税金やとかがありますよというふやさなければならないものがありますよということで加算します。それから、当年度不納欠損で貸し倒れしたもの

を2,900万円落としてあります。それがその数字であります。それが不納欠損引当戻入額というのは、これは滞納未収額は現年度分でも全額入ってこないですから、滞納未収額は相当徴収、未収のまま終わると見なければなりません。平成18年度分で見ますと、国税の滞納分の徴収率は25.4%、それから、国保は10.5%、介護保険は10.5%、そうしますと当年度、18年度末で前年度から繰り越した滞納税額はそれだけの部分ぐらいは徴収不能と見なければならぬと、逆に考えなきゃならない。だから、実際の発生主義体系ではそういったものは、要するに企業会計で言いますと、貸倒引当金といい、それから公益事業会計で言いますと、徴収不能引当金というふうに学校事業や何やかやでいうておりますが、要するにとれない分、もらえない分、あらかじめ引き当てていかなければならない。それを引き当てて逆算した数字が1,410万3,000円。要するに未収額が減っておりますから、前年度より当年度の方が未収の徴収不能額は逆に見込み減るということで、逆に前年度の引き当てておいて、当年度も引き当てたら、引当額は逆に減るからそれだけ加算してやる必要があるということで1,400万円ほど、そこで逆に経費から引いております。

それから、減価償却であります。一般会計の減価償却は、町がおつくりになった貸借対照表に基づいております。前年度の固定資産の総額、貸借対照にあがっております固定資産の総額が35億7,000万円、それから、当年度の投資的経費、設備支出が23億7,000万円と先ほど言っておりますね。それから、当年度末の固定資産の貸借対照表の残高36億8,000万円、差引しますと当年度の23億7,000万円、設備投資したにもかかわらず、実際に増加しているのはそれほどの金額ではないということ。差引しますと、12億3,400万円ほど引いてやらないと当年度の36億8,000万円の有形固定資産の合計にならないということで、差引逆算しますと12億3,418万5,000円は、それだけ減価償却額を実施した、あるいは減耗損、あるいは除却損を落としたという計算になるだろうということで、一般会計に12億3,400万円ほどの減価償却費、それから公共下水道の方で、平成18年度末の設備改良費が延べ103億8,604万1,000円、それから、流域下水道費の負担額が25億571万9,000円になっております。ただし、新設改良費には、国庫補助金もっております。これが39億5,260万円ということで、新設設備改良費の103億8,600万円、累計から32億5,200万円引きますと、純粹に当町の負担としての公共

下水道の設備投資は60億3,300万円、これが18年度末の累計の設備投資額、これを水道設備の配水管と同じ年数の40年で配水管、こういった公共下水道の管渠というんですか何かそういう設備の償却を40年でみますと、64億3,300万円が40年の耐用年数で均等償却しますと、年間1億6,080万円、ほとんど償却額が出てまいります。

それから、流域下水道費の負担額25億500万円、これをどの対応年数があればいいのかどうかわかりませんので、法人税法に定める汚水処理設備の耐用年数。これが主たる設備が30年ということになっておりますので、単純にとりあえずそれを使って、流域下水道費の25億円の負担額を30年と均等償却しますと8,300万円ほど、合わせまして一般会計の12億3,400万円、それから下水道の改良費の1億6,000万円、流域下水道負担金の8,300万円、合計しますと14億7,850万円、これだけの減価償却費が計算されるのではないかというようなことになるわけでございます。

こういったものは、そないなりますか、1,500万円黒字になりますかということ、それはそういう数字になるんですが、会計をちゃんとしたらそうなるんですかというふうにおっしゃるかもわかりませんが、これはどこまでいっても会計というのは、そういう償却計算をする、あるいは貸倒引当金を設定する、あるいは退職給与の引き当てをとる、これあくまでも見積の要素で、だから全体的な数字ではありません。会計というのは、自然科学のように、数字が絶対悪で、絶対の間違いない数字だということではありません。会計というのは、おおよそこのぐらいではないだろうかというような仮定に基づいて、見積の数字を出している。それを毎年、コロコロ変えますと、それは正確ではありません。だから、一たんこういう計算でやりましょう、減価償却に耐用年数、こういう年数で見ましょうというのを、継続適用していくことによって、各期間ごとを比較してみますと、それは客観性が出てくるということで、正しいということです。会計というのは、どこまでいってもそんな数字でありますから、減価償却というのは、途中で設備が壊れますと、そのときに廃棄損をおとします、だからそれは減価償却の年数が間違っていたということ。そういったしょっちゅう、あるいは耐用年数きても、それ以降ずっと使用する場合もある、それはそれだけ長い年数使えるのに短い年数で減価償却を行ったということになるので、会計のそういった数字って、あくまでも見積に基

づいたものになっていますから、全体的な正確性を持ったものではありません。私からここで計算したものはそういったものだと、そういう前提でつくったものだというふうに御理解をいただかなければならないわけでございます。それが発生主義ベース化ということです。

11ページにまた戻りますが、下から7行目。以上は、当年度資金収支計算及び活動収支計算の結果であるが、当年度資金収支計算での債務弁済余力はいかほどであるかを単純に試算してみると、活動収支計算支出超過額13億9,223万2,000円から前記の当年度一般会計の投資的経費純支出18億5,811万5,000円、同公共下水道事業の純投資額7億5,108万2,000円を控除すれば、逆に12億1,696万5,000円の収入超過となり、この範囲内で投資を抑えれば、残余は町債償還資金に回せるはずである。

当年度末の中長期財政指標推移等によれば、前年度と同推移に比べ一般会計では事業内容の見直しによる投資的経費の抑制が折り込まれ、また、公共下水道事業特別会計では、平成20年度以降での毎年度の事業規模圧縮計画による修正が行われた結果、今後の町債増加予測額は緩やかになったが、それでも5年後の平成23年度末ではなお29億円の町債が積み上がる見込みで、当年度末の土地開発公社及び一部事務組合の公債を加えた全町債165億828万8,000円から、基金残高23億2,556万6,000円を差し引いた141億8,272万2,000円に29億円を加えれば、約170億円になると見通される。170億円を前記12億1,696万5,000円の町債返済可能額で除すれば14となり完済までにそれだけの年数を要するところとなる。しかしこれは、その後の投資事業を一切手がけないとの仮定であり、なお新規起債もないとした非現実論である。

要するに、今現在、160何億の町債があるけれども、これを返すとしたら、資金余力というのか、どれだけそういったものが浮いてくるかという計算を単純にしたらどうなのかということでございまして、要するに当年度は13億円ほど活動資金、資金ベースでいきますと超過するけれども、投資的経費の23億7,000万円から受入額の5億円引いた18億5,800万円、それから、水道事業の受入額、国庫支出金引いた7億5,000万円、これをのければ12億円が余ってくる。だから、設備投資を一切しなかったら12億円、毎年返済資金に回せますよと、こういった計算で、それで、割り

算をしますと14年かかるということで、実際には設備投資毎年やっていかなければなりませんので、その数字にはならない。余力はそのぐらいあるのではないかという単純な計算であります。

それから、その次、12ページの真ん中のところでありますが、投資の抑制はその分、臨時突発的な財政出動がいつ起きるかわからないリスクを抱えることでもあり、資産残高が枯渇に近づいた市町村職員退職手当組合の掛金負担額の上昇等、潜在経費増もある。公共下水道事業では工事計画完了まで期間が先に伸びることで、単年度工事費は減少するが、やはり長期的には事業資金が必要であり、現実的には町債規模を下方に向かわせるのは並大抵ではない。町議会のみならず住民も含めたより多くの人々がこれらの状況を十分に認識し、財政規律の確立に心していくべきである。

今、申し上げたようなことをございまして、先ほどの170億円の町債を割ると14年かかると。実際には一部基金の取崩しもお使いになるかもわからんと。だから、もう少し長くなるかもわかりませんが、こういった町債の償還を短い期間で償還するとすれば、現代世代の負担が大きくなりますし、長過ぎますと将来世代の負担が多くなるということで、この辺をどの辺でとるかということ、現役世代も負担をしなければならないし、いろいろな将来にわたる設備投資は将来に効果が及ぶわけでありますから、将来の世代も負担していく。そういったことが必要だろうと思いますが、考えなければならないであろうと思いますが、その辺がどの辺かをよく考えて、規律ある財政を運用していくことが必要かなと。一般会計の方は徐々に町債が下がっていきます。公共事業特別会計の方は徐々にふえていくということで、トータルで今の見通しでは、わずかずつ償還が多くなって減らしていかれるというふうにはなっておりますが、その辺がピント外れないようにしていかなければならないかなというふうに思います。

最後でございます。公共下水道の加入金や利用料に関しては、さまざまな意見があるようだが、今後、効率性の面からも、加入件数の増加をはかり利用率の向上を目指さなければならない。そうした点から、利用料金が安い方がよいのはだれしもがそう思うところであろうが、コスト0のサービスがあり得るはずがない。

ガス、電気、鉄道運賃等の公共料金は正常原価に事業者報酬を加えたものを適正料金としてされてきたが、公共下水道使用料についても、基本的にはそうであるべきだと考えられ、現在の収支計算では制度会計としてはそれでよいとしても、適正な原価はそれ

をもって知ることは難しい。

一般に公正妥当と認められた会計基準に則った原価計算の手法により、単位当たりの正常原価を算出し、恐らく原価イコール利用料金ではとてつもない高料金になると推定されるが、この原価と利用料金の差はいかなるところからいかなる金額を補てんすることにより事業全体の収支を均衡させるのがよいのか、判断資料となる情報の提供が求められよう。それぞれの立場により負担をどう考えるかは主観の問題であり、差があるのは当然としても単なるムード的感觉で料金の適否を論じるのではなく、科学的、合理的に詰めていくべきではないかと思料される。

まず、決算の終わり方にもちょっと町のほうに申し上げております。収支計算ではなかなか原価というのはつかみにくいと。原価を知って、そして料金をどれだけ負担するか、一般会計の方からどれだけ出してもらって、どのぐらいの料金にするか、料金、こういった下水道料金、市町村によって、これは差があるようで、設備投資が早く、どんな会計でもそうですが、会計というのは相対的なもので、絶対正しいものはないんですが、設備が古いほど、償却費負担が少ないわけですから原価は安くつく。新しい設備のほうがどうしても金額が高いですから、減価償却費が多くなってコストがかかりますと。だけれども、古い設備より新しい設備の方が、能力が上がりますから、機能は上がってくる、いろいろな相互に相関関係がありまして、一概に言えない。だから、後へ、後へ設備投資がくるほど原価が高くなりますから、よそさんと比較すると高いコストになります。だから、うちは先発でやられた市町村よりも、うちの方が原価恐らく高いわけです。だから同じようにもってきてうちは高いということも比較できない。そういったものをどう考えるか、原価計算をしてみんとわからんです。そういった意味で原価計算というのは、一つの原価計算論という一つの分野がありまして、どういったものを原価に入れるか、どういったものを原価から外すかとか、原価計算どういうふうに原価を集計していくのかといういろいろな手続があるんです。そういった通常原価計算論でいうところの原価計算を一編出してもらって、そして通常、公共料金、その電鉄なんかは、いろいろな鉄道の償却費だとか、設備投資していきますから、借入金をつくる、借入金を金利をどのくらい負担させるか、電鉄会社なんかは、どんどん、どんどん拡張して行って、今ごろ近鉄のあやめ池の遊園地やめたりしておりますが、電鉄というのは本業も、その住宅の開発もいっぱい一緒にしとる。どんぶりで借入金して、借入金色つい

てありませんから、お金に色ついていませんから、住宅設備や、その土地の開発にかかったお金も鉄道の建設にかかったお金も一緒なんです。それを全体としてどんぶり支払利息として出して、均等割で電鉄事業にもっていくと、高いコストになる。しかし、もともとコストいらんだから、全体の総設備から借入金をそこへ充当して、借入金はあるかの土地開発に使った分をまず引いて、その残りを鉄道建設の設備投資としますと、鉄道借入金も減ってくる。そうすると運賃コストの支払利息が原価として入れる、利息減ってくる。いろいろな計算の仕方があるんですが、電鉄でもいろいろな入れ方、全体を平均して割ってきておりましたが、そんなもん不動産に投資した金利まで何で入れるねんというようないろいろな問題あって、いろいろなそういった原価計算をして値上げの改定の申請をします、監督官庁にね。そして、公聴会を開いて、いろいろ賛成論者や反対論者がそこで意見を述べ、そして結局落ちつくところへ落ちつかせていくというような手続を踏んで、必ずその場合でも、公共料金、風呂屋の料金でもそうですか、経営者報酬は入れます。経営者報酬を入れて10%か入れて計算します。その官庁がやっているんですから、経営者報酬いらないけれども、こういった計算手続的なものをやっぱりして、そして原価がこれだけかかっているからこういった料金になる、よそより若干高いけど、これはやむを得ないのでないか。負担はここからこうしていくべきでないか、やっぱり負担できない料金にしても、それは入ってもらえないわけですから、そういったものから総合して織り込んでいく。そういった計算をしておられるのかもしれませんが、私ども知っている限り、余りそういったものは出てこないです。この収支会計が出てこない、制度としては収支会計やれということになってはいますが、それでいいんですけど。こういった原価計算の数値をつかむようなもの出してみても、それで議論をしていくべきではないかというふうなことを申し上げておきます。

コストは全部利用者へ負担させると非常に高いものになる。これとても払えない。無料にすると非常に安い、これは喜ぶます。みんな喜ぶますけど、そんなことをすると、一般会計から全部負担させることで、実際には利用しない人の負担でもって利用する人に補助することにもなりますので、それもできない。中間をとって一部受益者負担、一部財政援助ということになるんでしょうな。それをどの辺にもってくるかという過程をちゃんと合理的に科学的にすべきでないかということをございます。

そういったことで、最後に財政上そういったことですが、決算で特にそれ以外に申し

上げましたように、内部統制で問題になるものは何もございません。適法に、合法的に、あるいは合理的に処理なされております。ただ、先ほど、今、申し上げましたように、制度会計ということで、制度ではこういったものをつくらなければならないという収支会計なんです、実際にはどんな企業や団体へいっても、制度会計以外に大会社いっても、管理会計とあって、内部を管理するための会計が別にあります。制度会計とは別に。そして内部の管理会計で実際は管理をしております。だから役所にもそういった管理会計があって、なぜかという、今現在、複雑で地方交付税で受けたり、あるいは国庫支出金、県支出金で受けたり、それを町の一般会計の負担を合わせて事業をしていく。それが一般会計へ例えば国庫支出金だとか、交付税で受けたり、それを繰出金で、また特別会計へお入れになる、そっちで事業をおやりになる。これ非常に複雑でわかりにくい。だから、それがこの地方財政を複雑にしてわかりにくくしている原因なんです。我々は何遍聞いても、いやそれは違いますよと言われるんだけど、たどっていかないとわからない。だから、こういったものを簡明にこの事業には差引このぐらいかかっているんだという、そういった迂回した通過勘定を全部省略してしまっ、単純に役所の会計、これ財政法で決まっております、総計予算主義の原則というのがあります、どんな事業でも、歳入と歳出を相殺してはいけない。歳入は歳入で全額あげなさい、1円のものであげなさい、それにかかった経費は全額歳出にあげなさいという、総計予算主義の原則というのがあります、財政法を見てもらいますと書いてありますが、相殺してここへ決算に表すということはできない。だから制度会計はそれでええにしても、実際には、ネットで表した方がずうっとわかりやすいというのがほとんどです。それ以外、純額でもって来て、ここをどうつまんだらどうなる、ここをふやしたらどないなる、たちまち全体が変わるとい、そういう管理、ここ動かせばこういうふうになるんだという、そういった管理会計をひとつ工夫なさって、今の公会計について、盛んにやかましい言われて、あっちこっちで議論されて、いろいろな問題が出ておりますが、一つは、勉強していただいて、余裕があれば、そんなせなければならぬというもんではありませんが、そういったものを出してもらって、いろいろな委員さんの方たちも、それいろいろな保険からも出すのがわかりやすい、そういうことを余計なことですが、ちょっと若干つけ加えさせていただきます。ちょっと長時間になりましたが、ご清聴ありがとうございます。

○里川委員長 辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変お世話をおかけいたしました。本当にありがとうございます。

ただいま報告を受けました決算審査意見書につきまして、質疑がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西谷委員。

○西谷委員 今、監査委員の方から詳細な説明を受けたんですが、この中で、そのむすびの段階で、公共下水道の加入負担金や利用料に触れられているんですが、公共下水道工事の落札率の高さというのは、結局、町民がその負担を下水道特別会計の中で支払うことになると思うんです。そこで、監査委員さんにお尋ねしたいんですが、2点あります。一つは、斑鳩町の落札率の公共下水事業ですね、高さについて、どのような見解を持っておられるのかということと。

それと、地元業者の育成ということと。入札制度の改革についてどのような見解を持っておられるのか、この2点ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○里川委員長 辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 いろいろなところで入札についてはよく問題に出されているんですが、監査とそういった入札制度、あるいは監査とあるいは町がおやりになる事業のどういった事業をなさった、監査委員として、それに対してどう思うかという意見あるかどうかと思うんですが、監査委員はあくまでもそこをやられたことが合規制に従っているかどうか、工期だとか、あるいはそういった基準に従っているかどうかというのを見ます。なさったいろいろな事業ですね、町がなさる事業、不法、不当なものはないかどうかということを見るんですが、今、事業は有効性、効率性、経済性で判断しなければならないとなっております。有効性の分野になるんだらうと、要するにその事業が有効かどうか、住民の福祉に対して有効であるかどうか、これが極めて主観的な問題でありまして、一つの物事をやるのに、いろいろな手法がありまして、そのやり方がいいかどうかということ、結局、長い期間をかかって結果を見なければわからないわけで、その判断なさったときに、それが不当だというふうになさる方が、思いながらそれを執行なさったらこれは不当なものだと、しかしそういう結論にそれをやろうというふうになさった、決断なさった過程が、それは合理的だというふうに判断なさって積み上げていって、これは合理的で、これは住民の福祉につながるんだというふうに判断なさったら、それはそ

れで合理性があるわけで、監査委員として、そんなもんいいとか、悪いとか、その事業やめなさいとかいうような監査委員の主観が入るものではありません。

だから、そういった面から見まして、今ちょっとそれは落札の問題はちょっと違うかもわかりませんが、監査とは大体そういうもので、私は監査に対してそういう見解を持っているんですが。

落札の問題も、それは私も多少はそういうことは申し上げております。要するにどんな世界でも市場というものがあって、需要と供給で価格というのが決まるわけでありまして、需要が多ければ価格が上がるし、供給が多ければ価格は下がります。経済社会はそういうぐあいになっておるんですが、それが市場が完全市場ではなしに制限された市場で、競争が完全に行き渡らなければ、価格はその経済性、合理性に基づいた価格にはならない、成立しない。価格がそういったところに収斂しない、供給と需要の方、供給の方でしょうかね、供給を調整して需要に合わすというようなことをすると、需要と供給が均てんしてしまうと、市場価格が働かないで、言ってみれば供給側の意図する価格になってしまう。入札の問題、そういうことと違うかと思えます。だから、これ一般競争入札の場合は、供給は非常に多くなることもあるかもわからん。指名競争入札は、供給がある程度制限されるというんですか、指名ということになりますので、限界がある。そうすると事業の量が入札業者の数と均てんするようなふうに仕組みになっていますと、これは入札は、西谷委員もおっしゃられたけど、高い落札に僕はなると思う。だから、その辺を検討なさらないと、一概に高いか、安いか、原価が高い場合もあるでしょうし、いろいろなケースがあると思われます。そこ中身が予定価格に近いから不当だとか、談合があったのかということ、監査としては、それどうしても判断のしようがない世界やないかと。だから、世の中でいっぱいその不正談合の問題も出てきたり、しょっちゅうそういうマスコミに出てくるんですが、そういった正規の表向きのところからそんなん出てくるかということ、ほとんどの場合、そうではないわけでありまして、内部告発というような形ですべて出てきている。そやから、表向き、監査でそういったものを判断するといっても、なかなかそれは判断しにくい。だから、そういった、僕はだから業者の数と仕事の数バランスとり過ぎたらいけませんよ、これバランスとり過ぎているんやないですか、なぜこの事業を二つに割るんですか、一つにしたらどうなんでしょう、その方が事業の数少なくて、業者の方がふえて、一つの競争が働くのではないでしょう

かというような意見は、監査の段階で時々申し上げております。

しかし、それは違う、こういった理由でこうします。例えば、事業細かく割るのは、あんまり一発で大きくすると、交通の制限を広い範囲でしなければならない、だから、うまく割った方が交通渋滞起こらないとか、いろいろな片方にまた理由を言われる。どっちの理由を優先されるかという判断の問題になるんです。監査委員としては、そんなもん優先したらいかんというようなことは申し上げる立場では僕はないと思うんです。監査というのはあくまでもそういったいろんなおっしゃることが不法な、あるいは不当なとてつもないむちゃくちゃやというような範囲でありますと、それはちょっとおかしいと申し上げるけど、全部、お互いそういうふうに理由をおっしゃる、ただ僕は、均てんし過ぎないようにというようなことはしょっちゅう申しておりますし、競争が実質働くような入札制度であるべきだと。どちらかという、競争はややそういった意味からは、均てん傾向になっている感じはいたします。特にそれは不当だとかというような問題ではないと思います。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに、質疑があればお受けいたしますが。

辻委員。

○辻委員 下水道というのは特にこう書いてもうてるのが、いろいろこう書いていただいておりますけれど、そのとおりやと思います。特に、やっぱり心配しているのは、国民健康保険税、これ5億なんぼの赤字です。恐らく未収金、未納金入れても、絶対黒にはならない。今、監査委員さんいろいろご説明していただいています。料金改定、算出根拠も変えるということも言われています。また、国保運営委員会で意見もあつたりしますけれど。将来的に、毎年1億なんぼずつふえて、また来年も赤字かふえてくると、かなり我々心配しております。その辺で、いろいろと心配もしていただいておりますけれども、一般会計で5億なんぼ一般会計で何年かかけて補てんする方法もあります。それがええのかどうか、いろいろご検討していただく必要がある。また、料金改定ありますけれども、監査委員として、率直な意見として、この赤字をどないしたらいいのかなという、何かこうご提案があればと思ってしていましたがけれども、ちょっと難しいなら結構ですけども。

○里川委員長 辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 先ほど申しましたように、主観にわたるような部分は、余り申し上

げる、私いろいろなことで、私自身もそれはいろいろありますけれども、余り主観にわたる部分は申し上げるべきではないと思いますので。あくまでも、客観的に、皆さん方に、本日もちょっと長い話になりましたが、何か情報提供的に、補足的に監査というかインフォメーション機能ということで情報提供的に申し上げて長いことお話ししたんですが、国保に対しましては毎年赤字が続いていて、赤字がふえていく。これを一举に国保保険の範囲で、解決していこうとすると、そのときの被保険者の方が高負担をしなければならんということになってまいりまして、だから一気にとか、それで埋めるというのはなかなかできないと思う。結局は、連結でこうして収支やりくりできているということからすると、実質には一般会計でみてはるのと同じようなことになってしまっているわけであって、ただ、いろいろな町の質問させていただきまして、担当の方ともお話ししたんですが、なかなか一般会計には、国保に入っておられない方からの要するに町税だとか、いろいろな一般会計運営されている。国保加入世帯だけを一般会計から補てんとすると、そういう人に一般会計からそういう面倒を見ているようなことになるので、一概にそれも保険としてはちょっとおかしいと。保険論としてはそうなるんだろうと思う。それでほおっておくと、なんぼでも赤字がたまるし、最初に申し上げたように、社会的に劣位にある方が入られる保険、社会的にもうリタイアしてこられた、どっちか言うと、言い方悪いけど落ちこぼれのその方でもどんどん入られる。そんな方に自分とこの保険の範囲で、自分らで相互扶助で保険でやっていけということ、こんなことできるのかどうか、そういう社会的弱者をほったらかしというか、自分らでやれということが言い切れるのかどうか。だからその辺は、どうせこれ埋めるとなったら、そこそこほかのお金を持ってこないと埋まらないので、そういうところに踏み込んだ審議会か、協議会かあるんですが、そこへ踏み込んで議論していただくべきではないかと去年も申し上げたんですが、そういったまだちょっと進めておられないなということも、私ども感じでありまして、それに対してどうしたらいいかと、ちょっと申し上げられない。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑の方ございますでしょうか。

西谷委員。

○西谷委員 監査委員さんというのは、この意見書についている資料の件で、ちょっと事務局の方でお尋ねしたいんですが、20ページの表9の町債及び基金の年度別推移とい

うのがあるんですが、この公共施設整備基金4億7,064万4,000円なんですが、これはどういう形で使われたのかということと。

それと、22ページの表11の町税の状況の中で、都市計画税1億2,447万1,000円とあるんですが、そもそも都市計画税というのはどのような目的で徴収しているもので、斑鳩町ではどんな事業に充当しているのか、この2点だけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○里川委員長 基金の内容とか、都市計画税の考え方とかいうものですので、町の理事者側からの説明が妥当なのかなというふうに私もちょっと思ったりするんですけども。総務部長から手が挙がりましたので、一応、総務部長からの説明を一たん受けたいと思います。

池田総務部長。

○池田総務部長 公共施設整備基金につきましては、駅周辺整備に充当をさせていただいております。

それと、都市計画事業整備基金でございます。これにつきましては、都市計画税につきましては、都市計画事業に充当するということとなっております。そのために都市計画税をとっております。その場合、都市計画決定をうって、都市計画の事業認定を受けた事業に充当すると。本町の場合、多くの場合、下水道事業が該当するというので、これに多くを注ぎ込んでおります。以上です。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今の都市計画事業に充当すると、下水道事業に充当すると、都市計画税というのは、市街化区域内での都市整備を目的として徴収されているという解釈でいいんですか。

○里川委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 都市計画事業ですので都市計画事業に充当する。主に都市計画事業というのは、都市計画区域内、いわゆる市街化区域内でございます。ただ、都市公園の場合で、大きな公園がある場合もありますので、これ斑鳩町都市計画区域、全域が都市計画区域になっておりますので御存じのように、調整区域でも都市計画事業を行う場合がございますので、そういう場合もあるということで御理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 代表監査委員さんの決算審査報告についてのご質疑、ほかにございません

でしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員さん、中西監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告後、退席の申出がございます。これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

退席の申出を許可させていただきます。

両監査委員さんには、一般会計及び特別会計決算審査に当たり、詳細なご報告をいただきまして、本当にありがとうございました。委員長として心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

(午前 10時41分 休憩)

(午前 10時41分 再開)

○里川委員長 再開いたします。

ただいまから11時まで休憩とさせていただきます。

(午前 10時42分 休憩)

(午前 11時00分 再開)

○里川委員長 それでは、時間になりましたので、再開をいたします。

ただいまからは、各項目につきまして、理事者側からの説明をまず受けていくこととなりますが、理事者の説明につきましては、着席をして行っていただいて結構ですので、最初に申し上げておきたいと思います。

続きまして、一般会計及び5特別会計決算の概要について説明を求めます。

浦口会計管理者。

○浦口会計管理者 それでは、平成18年度の一般会計、各特別会計決算の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。そしたら座らせていただきます。

決算の状況ということで、資料、一般会計の決算の状況、また各特別会計の決算の状況についてまとめさせていただいておりますので、この資料に基づきまして、若干、補足説明等を加えながら朗読をもつての説明ということで説明させていただきたいと思

ますので、よろしく願いをいたします。

平成18年度の予算編成に当たりまして、一つには、ともに生き心ふれあうまちづくり～地域づくり・人づくり～。二つには、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり～保健・福祉・医療の充実。三つには、文化の香り高く心豊かなまちづくり～教育・文化の振興～。四つには、潤いのある魅力的なまちづくり～都市基盤の整備～。五つには、安全で快適なまちづくり～生活環境の整備～。六つには、にぎわいのあるまちづくり～産業・観光の振興～。以上、6項目をまちづくりの基本施策として掲げる。前年度当初予算と比較して、3,000万円、0.3%の減の86億円で予算を編成いたしました。

なお、これら各それぞれの施策における取り組みの状況につきましては、初日に町長からの提出議案説明の中でご説明をさせていただいております。

また、主要な施策の成果報告書の1ページから71ページにわたりまして、取りまとめをさせていただいております。

平成18年度の予算補正の状況であります。予算執行の過程において、次のとおり補正予算を編成いたしております。第1号補正予算につきましては、平成18年6月6日提出で、補正額433万円で、安田家歴史資料調査事業が補助採択されたことによる補助金の受け入れと、虹の家通所者数の増による補助金の受け入れの増、スポーツ振興基金への寄附金の積立、医療制度改革に伴う電算システム改修費、障害者自立支援法の施行による市町村障害福祉計画の作成、消防団員の退職に伴う退職報償金の支払を行うための補正等でありました。

第2号補正予算につきましては、平成18年9月4日提出、補正額2億5,045万9,000円で、地方特例交付金、普通地方交付税、繰出金等の確定による減額補正、また地方債が許可制から同意による発行に改正されたことによる同意予定額に対応する予算措置のための補正。老人医療等における県補助金受け入れ超過分の返還、身体、知的、精神障害者に対する相談支援事業を広域7町で実施することとしたことによる各町負担金決定に伴う補正、(仮称)総合福祉会館建設事業用地買収費を、土地開発公社による用地買収から、町により直接買収としたことによる補正等が主なものでありました。

第3号補正予算につきましては、平成18年12月4日提出、補正額4,645万9,000円で、地価の下落による税収見込みが当初予想より低かったことによる固定資産都市計画税の増額補正、保育所広域入所園児の増及び児童手当支給額の減少による補正、

洪水ハザードマップの国庫補助金交付決定によるもの。職員の人事異動、退職に伴う退職給与費の補正並びに人事院勧告による給与制度改革による人件費補正、広域連合準備委員会への負担金、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る国からの追加配分及び同事業の一部繰越明許費補正、総合福祉会館の債務負担行為の設定の補正等が主なものでございました。

第4号補正予算につきましては、平成19年2月16日専決で、補正額500万円、平成19年4月8日執行予定の奈良県知事選挙の執行準備に係る所要額について専決処分を行ったものでございます。

第5号補正予算につきましては、平成19年3月2日提出、補正額1,478万7,000円の減額で、普通交付税の追加交付による補正、障害者自立支援法による給付人数の減による補正、後期高齢者医療制度電算システム構築費用、各基金利子積立、職員退職に伴う退職手当組合への増額補正、都市計画道路法隆寺線整備事業費確定による補正、公共下水道事業補助金等の減額に伴う繰出金の補正、JR法隆寺駅周辺整備事業費の斑鳩町都市開発公社保有地分の売却損のための補正。また、各事業における繰越明許費等が主なものでございました。

第6号補正予算につきましては、平成19年3月30日専決で、補正額69万1,000円の減額、地方譲与税、利子割交付金、地方交付税金額等の確定に伴うもの、普通財産の売り払い及び寄附金等の受け入れに伴う補正や、各事業の完了等による補正で専決処分を行ったものでございます。以上、6回の補正予算を編成いたしました。

また、平成17年度からの繰越事業は、JR法隆寺駅周辺整備事業のほか4事業で、総額は6億7,162万3,000円で、これらの繰越明許費等を含めた最終現計予算額は95億6,239万3,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと3億1,680万円、3.4%の増額となっております。

それでは、2ページの方をごらんいただきたいと思います。

平成18年度決算収支の状況について

1. 平成18年度の一般会計決算額は、前年度と比較して、歳入は4億6,188万7,000円、5.3%の増加。歳出が8億810万4,000円、9.9%の増加となりました。

2. 決算収支

(1) 形式収支 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額でございます。歳入決算額92億1,722万円から歳出決算額89億5,490万5,000円を単純に差し引いた形式収支は2億6,231万5,000円の黒字であります。前年度と比較して3億4,621万7,000円、56.9%の減少となっております。

(2) 実質収支 形式収支の中には「繰越明許費にかかる翌年度へ繰り越すべき財源」も含まれております。この翌年度へ繰り越すべき財源を形式収支から差し引いたものが実質収支でございます。形式収支とは、翌年度への繰越事業に伴う繰越財源、これは後期高齢者医療電算システム導入事業で1,754万4,000円、道路新設改良事業で1,800万円、いかるがパークウェイ関連整備事業で150万円、法隆寺線整備事業費で455万8,000円、JR法隆寺駅周辺整備事業で760万2,000円を差し引いた実質収支額は2億1,311万1,000円の黒字であり、前年度の実質収支4億4,168万7,000円と比較して、2億2,857万6,000円減少しております。実質収支は地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要ポイントであり、一般的に黒字、赤字とは実質収支上のことをいいます。

(3) 単年度収支 当該年度の歳入には、前年度からの繰越金も含まれておりますので、実質収支では当該年度だけの歳入歳出の関係を見ることはできません。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引く必要があります。これが単年度収支でございます。平成18年度の実質収支から平成17年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億2,857万6,000円の赤字であり、前年度1億2,658万2,000円の黒字と比較して、3億5,515万8,000円減少いたしております。

次に(4)実質単年度収支でございます。単年度収支には、実質的な黒字要素、財政調整基金への積立額、町債の繰上償還額や、赤字要素、財政調整基金の取崩額が含まれております。当該年度にこれらの黒字、赤字の要素がなかったとした場合、つまり単年度収支から基金積立額や、取崩額、町債繰上償還額を加減したものが実質収支となります。平成18年度の実質単年度収支は3億5,854万7,000円の赤字となり、前年度1億7,950万1,000円の黒字と比較して5億3,804万8,000円減少いたしております。

3ページの決算収支の推移につきましては、各過去5年間の決算収支の推移を表に表したものでございますので、説明につきましては、省略をさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入の状況です。

1. 概要 平成18年度の歳入決算額は9億2,722万円となり、前年度8億7,533万3,000円と比較して4億6,188万7,000円、5.3%の増加となりました。平成18年度決算における歳入の特徴を見ると、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、固定資産税4,369万5,000円、3.7%、都市計画税547万5,000円、4.2%、たばこ税292万6,000円、1.6%が減少したものの、町民税9,199万円、6.8%、軽自動車税130万2,000円、4.2%が増加したことにより、町税全体で対前年度比4,119万6,000円、1.4%の増加となりました。地方交付税では、地方財政計画の圧縮などにより、国全体の地方交付税総額が5.9%の減少となっている中、本町におきましては、基準財政需要額における事業費補正の減及び町民税等の増収による基準財政収入額の増により、対前年度比3億3,195万9,000円、14.4%の減少となっています。

この結果、一般財源総額は対前年度比1億3,834万2,000円、2.1%の減少となり、歳入に占める割合は71.4%となりました。

また、その他の歳入では、国庫支出金は児童手当にかかる被用者児童手当負担金等障害福祉費補助金、国民年金事務取扱交付金などが減少したものの、交通安全施設等整備事業費補助金、まちづくり交付金、文化財整備にかかる保存整備費等補助金などが増加したことから、対前年度比2億9,468万1,000円、77.2%の増加となりました。

繰入金については、財政調整基金等からの繰り入れを行ったことにより1億3,740万円、37.7%の増加となりました。

財産収入は財産売払収入等が増加したことにより、742万4,000円、176.4%の大幅な増加となりました。

また、町債では、中宮寺跡史跡用地購入事業債、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、地方特定道路整備事業債などが減額となったものの、(仮称)総合福祉会館建設事業債、道路新設改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債などが増額となったことにより、対前年度比6,540万円、6.2%の増額となりました。

平成18年度末における町債残高は、前年度より8,735万4,000円減の85億9,427万8,000円となっております。以下の説明につきましては省略をさせていただきます。

5ページの平成18年度の一般会計歳入歳出決算の内訳につきましては、4ページのただいまご説明させていただきました説明を表にまとめたものでございます。これにつきましても、説明を省略をさせていただきます。

次に、6ページですが、自主財源と依存財源比率の状況ということで、一般財源と特定財源の状況、これにつきましても、4ページの説明を表にまとめたものでございます。説明につきましては、省略をさせていただきます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の状況でございます。

1. 概要 平成18年度の歳出決算額は89億5,490万5,000円で、前年度81億4,680万1,000円と比較して8億810万4,000円、9.9%の増加となりました。

歳出の内容を目的別に見ると、土木費がJR法隆寺駅周辺整備事業費の増加により対前年度比8億6,027万2,000円、56.9%、民生費が（仮称）総合福祉会館建設事業費の増加により対前年度比2億3,649万5,000円、14.2%の増加となりました。一方、教育費が史跡中宮寺跡史跡用地購入事業費などの減少により、対前年度比1億7,473万7,000円、15.5%、議会費が議員報酬などの減少により、対前年度比1,331万9,000円、12.2%、衛生費がごみ処理業務などの減少により、対前年度比7,431万8,000円、8.6%の減少となり、全体で8億810万4,000円、9.9%の増加となりました。この結果、歳出の構成比の順は①土木費（構成比26.5%）、②民生費（構成比21.2%）、③公債費（構成比15.4%）、④教育費（構成比10.6%）等となっています。

また、歳出の内容を性質別に見ると、義務的経費は人件費15億8,635万3,000円、構成比17.7%、伸び率4.5%の減、扶助費4億6,256万7,000円、構成比5.2%、伸び率1.6%、公債費13億8,263万7,000円、構成比15.4%、伸び率1.6%の減となっており、義務的経費全体では34億3,155万7,000円、構成比38.3%、伸び率1.3%の減となっております。

投資的経費は普通建設事業費 23億7,056万8,000円、構成比26.5%、伸び率57.7%となっています。

その他の経費では、物件費13億7,622万2,000円、構成費15.4%、伸び率6.3%の減、補助費等6億9,792万8,000円、構成比7.8%、伸び率0.8%、積立金3,082万円、構成比0.3%、伸び率42.3%の減、繰出金8億9,952万3,000円、構成比10.0%、伸び率9.2%等となっています。

(1) 義務的経費 義務的経費とは、歳出のうちその支出が義務づけられ任意に削減できない経費のことで、極めて硬直性の強い経費であり、人件費・扶助費及び公債費からなっています。この義務的経費の比率が大きくなるほど、経常的経費の増大傾向が強くなり、財政構造の悪化に伴い、地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となる場合があります。

義務的経費全体の歳出総額に占める割合は、人件費で退職者の不補充、特別職の給料の減額、管理職手当の減額などにより、前年度42.7%と比較して4.4ポイント減少し、38.3%となっています。

また、歳出に充当された経常一般財源総額に占める義務的経費充当一般財源の割合は、前年度51.8%と比較して1.1ポイント増加し52.9%となっています。

(2) 消費的経費及び投資的経費 消費的経費とは、人件費や物件費のように後年度に形を残さない性質の経費であり、一方、投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費・災害復旧事業費などがあります。

消費的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度54.0%と比較して6.3ポイント減少し47.7%となっています。

また、投資的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度18.5%と比較して、8.0ポイント増加し、26.9%となっています。

次の8ページの平成18年度一般会計歳出決算目的別の内訳でございますが、7ページの説明を表にまとめたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、9ページを願いをいたします。

平成18年度一般会計歳出決算性質別の内訳。主に増減が大きかったものにつきまして、若干のご説明をさせていただきます。

まず、義務的経費の人件費でございます。退職者の不補充、特別職の給与の減額、部課長および課長補佐級の管理職手当の減額などにより、対前年度比7,526万6,000円4.5%の減となっております。

次に公債費では平成14年度及び15年度に借り入れた臨時財政対策債、平成15年度に借り入れた中宮寺跡史跡用地購入事業債の元金償還が始まったことにより、対前年度比2,147万4,000円、1.6%の増となっております。

次に、投資的経費の普通建設事業費でございますが、法隆寺門前広場整備事業費、法隆寺藤ノ木線整備事業費、史跡中宮寺跡史跡用地公有化事業費などが減少いたしましたものの、JR法隆寺駅周辺整備事業費、(仮称)総合福祉会館建設事業費、史跡藤ノ木古墳整備事業費、(仮称)文化財活用センター整備事業費などの増加により、対前年度比8億6,725万4,000円、57.7%の大幅な増となっております。

その他の経費の物件費で、県議会議員並びに奈良県知事選挙事務費、避難所施設整備事業費、洪水ハザードマップ作成事業費などが増加したものの、文化振興センター管理費、在宅介護支援センター事業費、ごみ処理業務費などの減少により対前年度比9,324万5,000円、6.3%の減、繰出金は国民健康保険事業特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金のすべての繰出金が増加したことにより、対前年度比7,606万9,000円、9.2%の増となっております。

次の10ページの義務的経費の状況につきましては、7ページの説明を表にまとめたものでございます。説明につきましては、省略をさせていただきます。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。

財政構造等 1. 経常収支比率 歳出のうち経常経費に充当された一般財源のうち経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の硬直性、弾力性等を判断する指標の一つとされています。平成18年度決算による経常収支比率は93.1%となり、前年度91.1%と比較して、2.0ポイント上昇いたしています。

経費別に見ると、人件費が職員数の減などにより0.6ポイント、物件費が経費節減等により0.3ポイント下降しているものの、公債費が過去に借り入れた町債の元金償還の開始により1.2ポイント、維持補修費、扶助費、補助費が道路維持補修費の増、児童手当の拡充などによりそれぞれ0.5ポイント上昇いたしています。

経常収支比率の推移 表の説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

平成13年度より経常収支比率の算式において、臨時財政対策債及び減税補てん債は、一般財源に加算することとなっております。

2. 公債費比率でございます。標準財政規模に対する公債費の割合である公債費比率は22.0%となり、前年度21.0%と比較して1.0ポイント上昇をいたしております。公債費比率等の推移につきましては表の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に12ページをお願いいたします。

3. 財政力指数 財政力指数は、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられており、国の補助、負担金の額の算定に用いられ、財政支援の対象団体を指定する場合に用いられております。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値を用いて表し、平成18年度では0.573となっております。また、この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われております。表の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、各特別会計の状況でございます。13ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険事業特別会計決算の状況であります。平成18年度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して1億8,790万円、7.3%増加の27億5,090万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程におきまして、第1号補正予算におきましては、平成18年5月31日専決で、平成17年度特別会計において、歳入が医療に要した費用である歳出に不足したため、平成18年度会計より不足分3億4,400万円の繰上充用の専決処分を行ったものでございます。

第2号補正予算におきましては、平成18年6月6日提出で、補正額105万円でございます。医療制度改革に伴い、電算システム変更にかかる変更業務委託料の増額を行うための補正等でありました。

第3号補正予算におきましては、平成18年9月4日提出で、補正額6,698万6,000円で、老人保健拠出金、介護納付金の拠出金額の確定に伴う減額補正、平成18年10月から県内の市町村国保間の保険料の標準化、財政の安定化を図るための共同安定化事業創設に伴う交付金の予算措置、療養給付費超過交付金の確定に伴う補正、前年度繰上充用金の執行額の確定による補正等でありました。

第4号補正予算におきましては、平成18年12月4日提出で、補正額95万6,000円、職員の人件費について人事異動等の影響による一般会計繰入額の補正等でありました。

第5号補正予算におきましては、平成19年3月2日提出で、補正額243万7,000円で、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う補正、後期高齢者医療制度にかかる電算システム改修費用に補助金が交付されることになったことに伴う補正及びシステム改修工事が翌年度となることからの繰越明許費等の補正でありました。

以上、5回の補正予算を編成し、最終現計予算額は31億6,441万7,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較いたしますと3億6,466万2,000円、13.0%の増加となっています。

平成18年度国民健康保険事業特別会計決算は、歳入総額23億3,511万円、歳出総額28億5,500万9,000円で、収支差引5億1,989万8,000円の赤字となりました。また、後期高齢者医療制度等にかかる電算システム改修費として1,627万5,000円を翌年度へ繰越明許いたしました。これにかかる翌年度へ繰り越すべき財源1,377万5,000円を差し引いた実質収支額は5億3,367万3,000円の赤字となっております。このため、平成19年度予算により繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。

なお、翌年度に精算交付を受ける療養給付費国庫負担金582万7,000円と、療養給付費等交付金914万2,000円が含まれておりますことから、実質的な収支額は5億1,870万4,000円の赤字となっております。以下の表につきましては、省略をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳入決算額の推移の中で、国庫支出金でございます。6億2,839万2,000円で、対前年度比4,510万9,000円の減となっております。また、県支出金では、9,632万円で、対前年度比1,523万4,000円の増となっております。これにつきましては、三位一体の改革によりまして、国庫負担金の一部が税源移譲に伴って、県支出金に前年度同様変更されたことによるものでございます。

その下の共同事業交付金につきましては、先ほどの補正予算のご説明の中で申し上げておりましたように、県内の市町村国保間の保険料の標準化、財政の安定を図るための

共同安定化事業創設に伴う交付金の増により1億2,465万円で、対前年度比6,002万1,000円の増となっています。

歳出決算の推移の中で保険給付費でございますが、前年度比5,765万8,000円増の16億8,963万7,000円となっておりますが、このうち一般被保険者療養給付費で266万9,000円の増、退職被保険者療養給付費で5,279万4,000円の増となっております。特に退職被保険者への給付費の増が大きなものでございます。

その下の老人保健拠出金でございますが、前年度比2,285万7,000円減の4億2,485万3,000円、介護納付金では49万9,000円増の1億6,455万7,000円となっております。

その下の共同事業拠出金につきましては、歳入と同じ事由で保険財政共同安定化事業拠出金として1億2,793万7,000円で、対前年度比8,624万円増となっております。以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

老人保健特別会計決算の状況でございます。平成18年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して2億351万円、10.3%増加の21億7,065万円で予算を編成いたしました。その後、予算編成の過程におきまして、第1号補正予算につきましては、平成18年6月6日提出で、補正額2,694万7,000円で、平成17年度決算における基金、国・県からの交付金等の超過交付を平成18年度において繰越精算、償還するための補正等でありました。以上、1回の補正予算を編成し、最終現計予算額は21億9,759万7,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと4,656万5,000円、2.1%の減少となっております。

平成18年度老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額21億297万4,000円、歳出総額21億1,810万5,000円で、収支差引1,513万1,000円の赤字となりました。このため、平成19年度予算より繰上充用の予算措置をし、決算を終えております。この特別会計の制度上の仕組みにより、平成19年度会計において、医療費負担金分として支払基金に2,223万2,000円を精算還付し、国庫から3,568万8,000円、県から183万3,000円が精算交付されるとともに、事務費負担金として支払基金に10万8,000円を精算還付することとなっております。

以下の表につきましては、説明を省略させていただきますが、次の16ページの歳出決算の推移でございます。

医療費で前年度比3,118万5,000円減の20億8,191万円となっております。これにつきましては、老人保健の受給者が平成17年度3,007人、平成18年度が2,877人ということで、前年度比130人の受給者の減がございました。これらのことによって、医療費の支給額が減ったのではないかと考えております。

次に、17ページをお願いいたします。

大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。平成18年度大字龍田財産区特別会計予算は、前年度当初予算と比較して115万円、26.6%増の547万5,000円で予算を編成いたしました。平成18年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額548万5,000円、歳出総額が83万円で、収支差引465万5,000円で実質収支額となっております。以下の表につきましてはの説明は省略させていただきます。

18ページの表の説明につきましても、省略させていただきます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。平成18年度公共下水道事業特別会計、当初予算は前年度当初予算と比較して8,410万円、4.9%増加の18億1,210万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成18年9月28日専決で、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事の仮契約の解除に伴い、工事費総額を変更することなく継続費の年割額変更等の専決処分を行ったものでございます。

第2号補正予算につきましては、平成18年12月4日提出で、補正額8,569万3,000円で、人件費、国庫支出金の増額に伴う一般会計繰入額の補正、日本銀行の業績緩和政策及びゼロ金利政策の解除による起債借入利率の変更、消費税の確定申告に伴う還付金額の確定による補正等でありました。

第3号補正予算につきましては、平成19年3月2日提出で、補正額230万円、公共下水道工事の年割額確定による継続費の補正及び平成19年度整備予定分の面整備等測量設計業務を先行発注することとしたことによる繰越明許費の補正でありました。

以上、3回の補正予算を編成いたしました。また、繰越明許費を含めた最終の現計予

算額は19億9,359万3,000円となっております。これを前年最終予算額と比較いたしますと2,787万3,000円、1.4%の増加となっております。

平成18年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億6,379万4,000円、歳出総額16億3,979万4,000円で、収支差引2,400万円でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源が2,400万円で、実質収支が0円となっております。

なお、平成18年度末におきます整備済面積でございますが、118ヘクタールとなっております。また、平成18年度末の公共下水道への接続申請につきましては、617件で、17年度分655件との累計では1,272件となっております。

また、公共下水道事業特別会計の平成18年度末の町債残高は前年度より4億9,900万4,000円増の63億7,873万9,000円となっております。以上で公共下水道事業特別会計決算の概要につきましての説明を終わらせていただきます。以下、表につきましての説明は省略させていただきます。

次の20ページの表の説明につきましても、同じく省略をさせていただきます。

次に、21ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計決算の状況でございます。平成18年度介護保険事業特別会計、当初予算は前年度当初予算と比較して1億4,460万円、11.8%増の13億6,860万円で、予算の編成をいたしております。予算執行の過程におきまして、第1号補正予算につきましては、平成18年9月4日提出で、補正額669万8,000円で、平成17年度決算の確定に伴い、国・県支出金における介護給付費負担金等の過不足額を翌年度会計において精算するための補正でありました。

第2号補正予算につきましては、平成18年12月4日提出で、補正額33万8,000円で、職員の人件費について、人事異動等による影響額の一般会計繰入額の補正でありました。

第3号補正予算につきましては、平成19年3月2日提出で、補正額413万2,000円で、高齢者医療制度の改正に伴い、電算システムの改修費用を翌年度事業として行うため繰越明許を行うものと、介護保険給付費準備基金の運用益の確定による利子分の受け入れと、積立等のための補正でありました。

以上、3回の補正予算を編成いたしました。最終現計予算額は13億7,976万8,

000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと8,877万2,000円で、6.9%の増加となっております。

平成18年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億4,977万4,000円、歳出総額13億1,219万4,000円、収支差引3,758万円となり、繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべき財源320万7,000円を差し引いた実質収支額は3,437万3,000円となっております。また、翌年度に返還すべき国庫支出金504万2,000円、支払基金交付金358万4,000円、県支出金156万円が含まれていることから、実質的な収支額は2,418万6,000円の黒字となっております。

22ページの表の説明につきましては、省略をさせていただきます。以上で、介護保険事業特別会計の決算の状況についての説明を終わらせていただきます。

次に、おそれいりませんが、財産に関する調書の方をごらんいただきたいと思います。

財産に関する調書につきましては、前年度から移動があったものについてのみ説明をさせていただきます。

まず、財産に関する調書の1ページをごらんいただきたいと思います。1ページの下りの建物の部分で、斑鳩町営興留東団地の1戸部分について、建物の老朽化により用途廃止をいたしましたことから、47平方メートルの減で、決算年度末現在高が474平方メートルとなっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

下から2行目の(仮称)史跡中宮寺跡史跡公園で、用地取得により土地で1,318平方メートルの増、決算年度末現在高が2万6,876平方メートルとなっております。

次に、3ページでございます。下から11行目、行政財産の区分の下から4行目の(仮称)文化財活用センター事業用地として、土地開発公社から取得した578平方メートルと、旧法務局敷地分928平方メートルを普通財産から行政財産に変更したものを加えた合計1,506平方メートルが土地の部分で増加となっております。

その下の(仮称)文化財活用センター事業用建物として、奈良地方法務局から旧法務局建屋を取得いたしましたことから、建物の非木造部分で352平方メートルの増となっております。

その下、斑鳩町(仮称)総合福祉会館整備事業用地として、用地取得をいたしました

ことから、土地部分で6,761平方メートルの増、その下でございますが、法隆寺駅自由通路として駅舎橋上化の完成に伴い、JRとの自由通路工事協定により、建物非木造部分で823平方メートルの増。

次に普通財産の他行政機関の区分で、法務局敷地で（仮称）文化財活用センター事業用地として、所管替えをいたしましたことから、土地で928平方メートルの減となっております。

次4ページをお願いいたします。

○里川委員長 おそれいます。ちょっと。

（午前 11時44分 休憩）

（午前 11時45分 再開）

○里川委員長 再開いたします。

浦口会計管理者がご説明をいただいている途中ではございましたが、各委員、財産に関する調書の資料の手持ち状況を見ますと、その資料が配布漏れがございました。委員各位の方にその調書が手元にない状況がございますので、大変申しわけございませんが、財産に関する調書に基づきました説明については、午後から再度ご説明の方をさせていただきたいと思っております。

そして、昼休みの休憩中に全委員にその財産に関する調書の方を配布させていただくように手配をしていきたいと思っておりますので、理事者各位におかれましても、御理解の方をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから13時まで休憩とさせていただきます。

（午前 11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○里川委員長 それでは、再開をさせていただきます。

午前中、会計管理者の説明の途中でございましたが、委員皆さんのお手元にも財産に関する調書を配布させていただきました。資料の方が揃いましたので、引き続きまして、午後からも会計管理者によります財産に関する調書に基づきます説明のところから入っていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

浦口会計管理者。

○浦口会計管理者 資料の配布漏れがありまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、財産に関する調書につきまして、ご説明させていただきます。

財産に関する調書につきましては、前年度から移動がございましたものにつきましてのみの説明でございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1 ページの一番下の行政財産の建物の部分でございますが、斑鳩町へ興留東団地の1 戸部分について、建物の老朽化によりまして用途廃止をいたしましたことから、4 7 平方メートルの減で、決算年度末現在高が4 7 4 平方メートルとなっております。

次の2 ページお開きいただきたいと思います。下から2 行目の（仮称）史跡中宮寺跡史跡公園で用地取得によりまして、土地で1, 3 1 8 平方メートルの増、決算年度末現在高が2 万6, 8 7 6 平方メートルとなっております。

次に、3 ページをお願いいたします。下から1 1 行目の行政財産の区分の下から4 行目の（仮称）文化財活用センター、事業用地のところでございますが、土地開発公社から取得した5 7 0 平方メートル部分と、法務局敷地分9 2 8 平方メートル分を普通財産から行政財産に変更したものを加えた合計1, 5 0 6 平方メートルが土地部分で増加となっております。その下の（仮称）文化財活用センター、事業用建物として奈良地方法務局から旧法務局建屋を取得いたしましたことから、建物の非木造部分で3 5 2 平方メートルの増、その下でございますが、斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備事業用地として、用地取得をいたしましたことから土地部分で6, 7 6 1 平方メートルの増、その下でございます法隆寺駅自由通路として駅舎橋上化の完成に伴いまして、J R との自由通路工事の協定によりまして、建物非木造部分で8 2 3 平方メートルの増。

次に、普通財産の他行政機関の区分のところでございますが、法務局敷地で（仮称）文化財活用センター事業用地として、所管替えをいたしましたことから、土地9 2 8 平方メートルの減となっております。

次に、4 ページをお願いいたします。

公園の区分のところでございます。法隆寺西3 丁目地内公園として開発行為により町へ帰属されたことから、2 2 4 平方メートルの増、その下の南服部広場用地につきましては、その他の区分にありますが、南服部浄化槽用地から広場用地に使用目的の変更により3 6 平方メートルの増。

次に、5 ページをお願いいたします。

分館・集会所の区分のところの一番下でございます。南服部集会所用地として、同じ

く浄化槽用地から集会所用地に使用目的の変更により75平方メートルの増。

次に、その他の区分のところでございますが、上から3行目、旧軽使用地ですが、三代川小規模河川改修事業用地として県に処分をいたしましたことから32平方メートルの減、1行飛びまして、南服部浄化槽用地1の75、その下の南服部浄化槽用地2の36平方メートルにつきましては、先ほどの南服部の集会所用地及び広場用地として、報告をいたしましたように、使用目的の変更による減でございます。

次に6ページをお願いいたします。

下から4行目でございます。法隆寺西3丁目地内ごみ集積所1平方メートル、その下、法隆寺南3丁目地内ごみ集積所2平方メートル、その下、阿波2丁目地内ごみ集積所1平方メートルにつきましては、開発行為により町へ帰属されましたことから、それぞれ増となっております。合計につきましては、土地では増が9,914平方メートル、減が1,071平方メートルで、決算年度末現在高は34万5,879平方メートルとなっております。建物につきましては、増が1,175平方メートル、減が47平方メートルで、決算年度末現在高は8万7,379平方メートルとなっております。

次に、7ページの物品の移動についてでございます。これにつきましては、重要物品ということで100万円以上のものについて記載をさせていただいております。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

下から3行目の階段昇降車で1増となっております。西公民館で福祉用バッテリー式の電動階段の昇降車として購入をいたしております。これにつきましては、前年度記載漏れということで、今年度整理させていただきましてあげさせていただいております。

その下の管内検査用TVカメラ一式につきましては、下水道管の検査用として新たに購入したものでございます。

物品につきましては、決算年度中の増が2で、決算年度末現在高が118となっております。

次に飛びまして10ページをお願いいたします。

車両のところでございます。ごみ収集車の区分で、備考欄の4行目、5行目に車両の(廃車)(取得)と書いてございますが、車両の更新を行いましたことによりまして増減の移動で、合計では決算年度末1増、1減で前年度と同様決算年度末現在高が50でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

(4) 出資による権利でございますが、区分の上から3行目で奈良県信用保証協会への出捐金で29万円の増となっております。出資による権利の決算年度末現在高は5億3,684万円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

基金の状況でございます。まず、公共施設整備基金では、増が利子の積立分で3,202円、減ではJR法隆寺駅周辺整備事業費に1億7,000万円の充当いたしましたことから、決算年度末現在高は44万741円となっております。

次に、土地開発基金利子の積立で450円増で決算年度末450円の増で決算年度末現在高は76万2,320円となっております。また、下段に記載をしております土地を現物で保有をいたしております。

次に、財政調整基金でございます。不動産の売り払い並びに利子分の受け入れ等でございます。不動産の売り払い並びに利子分の受け入れ等で1,002万9,110円、減では地方交付税総額が減額される中、一般会計への繰り入れのため基金取崩しをいたしまして1億4,000万円で、決算年度末現在高は16億1,864万6,627円となっております。

次に、都市計画事業整備基金でございます。増につきましては、利子分の受け入れで5万5,822円、減では公共下水道事業への一般会計からの繰出金に充てるため、1億7,000万円取崩しで、決算年度末現在高は2,722万6,830円となっております。

次に、減債基金でございます。増では基金積立及び利子分の受け入れで2,026万1,923円、減では財源対策債の起債償還に充てるため510万6,000円の取崩しで、決算年度末現在高は1億5,042万731円となっております。

次に、福祉基金でございます。指定給付金10万円の受け入れで、決算年度末現在高は3億2,416万125円となっております。

次に、藤ノ木古墳整備基金でございます。利子分9万419円の受け入れと、藤ノ木古墳整備事業費充当のため1,640万円の一般会計の受け入れのため基金取崩しの減で、決算年度末現在高は3,658万5,014円となっております。

次に、文化振興基金でございます。指定給付金22万7,515円の受け入れで、決

算年度末現在高は8,651万3,283円となっております。

次にスポーツ振興基金でございます。指定寄附金5万1,509円の受け入れで、決算年度末現在高は2,090万1,509円となっております。

次に、国民健康保険財政調整基金でございます。利子分の受け入れ3万8,154円で、決算年度末現在高は2,467万3,247円となっております。

次に、介護保険給付費準備基金でございます。積立及び利子分で651万2,272円の受け入れで、決算年度末現在高は3,523万5,116円となっております。基金全体の現在高は23億2,556万5,723円となっております。財産に関する調書の説明につきましては、以上でございます。

以上で、一般会計並びに各特別会計の決算の概要等につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○里川委員長 ただいま説明が終わりましたので、これに対しましての質疑がございましたらお受けをしたいと思います。

委員皆さんいかがでしょうか。

紀委員。

○紀委員 大字龍田財産区特別会計のこの大字龍田財産区というのはこれ何ですかね、教えてください。

○里川委員長 西巻企画財政課長。

○西巻企画財政課長 龍田西にございます下司田池のことでございます。

○里川委員長 浦口会計管理者。

○浦口会計管理者 大字龍田財産区につきましては、もともと共有の水利組合の下司田池というところで、龍田西の方の開発地の横のところでございますが、財産区の方で管理する必要がございましたことから、財産区財産ということで町の方で特別会計設けまして設置をさせていただいたもので、維持管理は町の方でやる。水利関係につきましては、今現在も水利に利用されておられるところがあるということでございますので、現在、当初の予算のとおり、一部、堤塘とかの売払部分もございますけれども、現在は昨年度から引き続きの繰越金の予算を運用させていただいておりますという状況でございます。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに、委員の皆さんの方から、決算の概要についての説明に対して、質疑の方ござ

いませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもって概要説明に対する質疑を終結させていただきます。

続きまして、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、各款ごとの審査に入らせていただきます。

それでは、まず第1款、議会費についての説明を求めます。

藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 それでは、まずはじめに、議案書の朗読をさせていただきます。

認定第2号

平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、第1款議会費につきまして、その決算状況の御説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書これをごらんいただきたいと思います。

82ページをお開きいただきたいと思います。

議会費と申し上げますのは、文字どおり町議会の運営等に要します費用を計上しております。その支出の内容につきましては、議員報酬、事務局職員の人件費等が主な支出の内容となっております。

平成18年度の議会費の歳出決算額は総額で9,576万9,066円で、予算額に対する執行率は93.0%でございました。前年度決算額1億908万8,002円と比較いたしますと1,331万8,936円、率にいたしますと12.2%の減となったところでございます。前年度と比較し決算額で減少となりましたのは、人件費関係で1,287万2,000円の減となったことが主な理由で、平成17年10月に斑鳩町長選挙に出馬しました議員1名が失職したこと。同年11月に議員1名が死去したことにより議員報酬等557万9,000円の減。また、平成18年4月1日より議員報酬月額を約7%減額したことにより480万7,000円の減。平成19年1月に議員1

名が辞職をしたことにより73万3,000円の減となったことが主な理由でございます。

それでは、事業別施策の実施状況について御説明申し上げます。

まず、1番目の住民意識の醸成と参加機会の充実についてでございます。まずはじめに、議会活動につきまして御説明を申し上げます。事業名で申し上げますと、定例会の開催、そして次の臨時会の開催、右のページの常任委員会及び特別委員会の開催についても合わせて御説明させていただきます。

定例会が4回、臨時会1回、及び各委員会が62回開催をされました。定例会におきます会期日数は合計で80日で、議案総数114件、うち町長提案101件、議員提案13件で、それらのうち112件が原案可決をされております。

次に、臨時会では町長提案による議案が8件で、すべて原案可決となったところでございます。

また、閉会中の委員会活動として、各委員会において、先進地視察研修を実施され、先進地事例に学ぶとともに、継続審査案件について熱心に審議に当たられ、議会に付与された地方自治体の意思決定機関として具体的施策の決定と、執行機関が行う行財政の運営や、事務処理の監視、監督に努めたところでございます。

また、地方分権と行財政改革が進められる中において、協議会においても、議会みずからが財政健全化に積極的に取り組むこととし、議長諮問を受けた議会運営委員会において、平成17年度から引き続き、審議検討が重ねられ、議会の自主性と自立性の拡大、また地方分権時代に対応した新たな議会活性化を図るための取り組みがされております。

その主な内容といたしましては、委員会の専門性を発揮するため、委員任期を2年とし、予算については専門的見地から審議するため、新たに予算常任委員会を設けるなど、5常任委員会を設置、委員会による議案提出など、斑鳩町議会委員会条例等の改正を行い、3月議会において発議、可決をしたところでございます。現在におきましても引き続き、新たな議会運営の課題について継続して審議が進められているところでございます。

また、開かれた議会運営を目指し、定例会においては、延べ36人の議員から124項目、前年度では延べ39人、134項目でございましたが、一般質問がされましたとともに、議員発議として斑鳩町議会委員会条例等の改正など5件、意見書6件が可決を

され、意見書については、各関係機関に送付をされております。

さらに議会の公開につきましては、すべての会議を公開することを原則とし、住民の議会参加の充実を図り、一人でも多くの住民の方に議会を傍聴していただくため、議会だよりや町広報紙及び町ホームページを活用して、議会開催日の日程の周知を行ってまいりました。本会議、一般質問、委員会等の開催日においては、延べ154人の方が傍聴をされているところでございます。

次に、会議録の作成、閲覧についてでございますが、本会議における速記者による会議録作成を引き続き委託し、役場庁舎及び中央図書館、各公民館に会議録を置きまして、住民の方に自由に閲覧していただいております。

次に、広報活動の充実でございますが、議会活動の一環として、住民の皆さんに議会活動への理解と認識を深めていただくため、定例会ごとに議会だよりを年4回発行いたしております。19年度からは、さらに多くの方に見ていただけるよう町ホームページにも議会だよりの掲載をしているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、議会費の決算状況についての概要説明とさせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第1款議会費について、質疑をお受けいたしたいと思いますが、今後、款ごとにこのように説明、質疑を行っていきます上で、質疑や答弁がスムーズに行えますよう、各委員さんの方からのご質疑につきましても、主要な施策の成果報告書並びに関係書類等のページ数などもお示しをいただきまして、質疑、また答弁していただければ、ご出席の皆さん方の理解が得やすいと思いますので、そういった配慮の方もよろしく願いいたしておきたいと思っております。

それでは、第1款につきまして、質疑がございましたらどうぞ。

吉野委員。

○吉野委員 ちょっと聞きにくかったんですけども、議員1名失格したか、失脚でしたか何と聞いていましたか。

○里川委員長 藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 失職でございます。

○里川委員長 それで吉野委員よろしいですか。

○吉野委員 結構です。

○里川委員長 ほかに、第1款議会費について質疑の方はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 これをもって第1款議会費についての審査を終わらせていただきます。

続きまして、第2款総務費について説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第2款総務費につきまして御説明を申し上げます。

平成18年度の主な施策の成果報告書の84ページから127ページまででございます。それでは、座って御説明させていただきます。

まず、第2款総務費全体では、歳入歳出決算書、この白い表紙の部分ですけれども、この78、79ページをごらんいただきたいと思います。

総務費全体で予算現額9億5,191万6,000円に対しまして、決算額は9億1,629万3,627円、総務費全体の執行率は96.2%であります。第1項総務管理費では、予算現額7億5,197万7,000円に対しまして、決算額は7億3,345万5,446円で、執行率は97.5%となっています。

それでは、施策の成果表、こちらですけれども、この報告書の84ページに基づきまして御説明を申し上げます。

まず、第1目一般管理費でございます。予算現額4億6,197万8,000円に対しまして、決算額は4億5,460万9,562円で執行率は98.4%であります。主な支出は給料、職員手当、共済費等の人件費及び職員退職手当組合負担金となっています。特に退職手当組合負担金は退職人員の増加により、対前年度より約4,200万円の増加となっています。

次に、コミュニティ推進組織の確立として、自治会への助成であります。コミュニティ活等を支援するために、自治会に対し文具料の助成を行ったほか、自治会連合会活動の支援としまして自治会連合会に活動助成のための補助金の交付を行うなど、コミュニティ組織の育成に努めました。

次に、地域単位の活動拠点の整備充実として、地域集会所施設整備の支援についてであります。地域住民の福祉増進と地域のコミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に対し、地域集会所施設整備費補助金として、平成18年度は6自治会に対して補助金896万3,000円を交付し、より一層の地域社会の福祉増進

に努めました。

次に85ページであります。コミュニティバスの運行につきましては、ふれあい交流センターをはじめ、町内公共施設利用の際の利便性を高めるとともに、住民の皆様の日常生活上の交通機関として活用していただくことを目的に平成12年度より運行しているものでございます。平成12年度の延べ乗車人員は1万4,678人、平成13年度3万2,818人、平成14年は3万4,973人と順調に利用者が年々増加し、その運行が定着していることから、昨年度も引き続き活用していただくように町内巡回バスを運行しました。その結果、平成18年度延べ乗車人員は4万2,494人となり、平成17年度の3万9,178人と比較し、3,316人の増加となりました。今後も引き続き、住民の皆様に愛され親しまれるコミュニティバスとして利用していただけるよう啓発に努めてまいります。

次に、人権の擁護であります。人権尊重思想の啓発活動や、相談業務を実施していただいております人権擁護委員会協議会に対しまして13万9,000円の負担金を支出しております。

続きまして、86ページであります。

相談体制の強化であります。まず人権相談の実施であります。斑鳩町の人権擁護委員により毎月1回開催していただいております。また、無料法律相談の実施につきましては、相談体制の充実を図るため、無料法律相談を月2回から3回に相談回数をふやしたところであり、平成17年度より53件増の210件の御相談があり、住民皆様にくつろいだ相談ができる体制づくりに努めました。その執行に要しました経費としまして137万5,500円を支出しております。

次に、同じく86ページですけれども、総合的な情報化の推進として、例規執務サポートシステムの運用についてであります。このシステムにより町例規集をデジタルでデータ化し、庁内LANシステムに組み込みことで端末機により条例、規則等々の迅速な検索や改正時の新旧対照表の作成など、例規執務の効率化を図るとともに、住民の皆様にも町のホームページ上から例規集を閲覧をしていただけるなど、情報提供の拡大に努めました。

次に87ページです。

パートナーシップの構築として、行政出前講座の開催についてであります。住民の

皆様が関心のある行政課題等について、自主的な学習活動を支援するため、職員が地域住民のところへ出向いて説明会を行うことにより、行政と住民との相互理解と信頼感を高め、住民参加のまちづくりの推進を図る目的で開催してきており、平成18年度の開催講座数は35件でありました。

開催講座は健康づくりが24件、高齢福祉介護保険については5件、その他が6件という内容になっております。講師として派遣する職員の資質の向上も図れることから、今後も引き続き、啓発に努めてまいりたいと考えております。

さらに、平成18年度新規事業として、町長みずからが住民のもとへ出向き、町政の課題等について説明を行う、町民対話集会を年4回開催いたしました。また、表彰審査会の運営であります。表彰審査会において、平成18年度の被表彰者の審査を行い、その結果、行政功労表彰として4名の方に表彰を行うことに決定し、長くその榮譽をたえることといたしました。

次に、88ページであります。情報公開制度の充実として、情報公開の推進であります。公文書開示請求による平成18年度中の1年間における義務開示請求及び任意開示の総数は16件あり、不服申立はございませんでした。

また、斑鳩町個人情報保護条例に基づきます平成18年度中の個人情報開示請求は16件ございました。今後も引き続き、住民への啓発に努め、開示請求がしやすい情報公開制度の推進を図り、町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町民本意の町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、広域行政の推進として、生駒郡町村会との連携についてであります。郡内の広域的な対応を必要とします行政課題については、共同事業として取り組むことなど、より一層の連携の強化の推進を図りました。

次に、89ページであります。人材の育成として、職員研修の実施についてであります。平成18年度における職員研修につきましては、平成16年4月策定の斑鳩町職員人材育成基本方針の職員研修計画に基づき、多種、多様化する行政事務が住民の要望に的確に応えられるよう職員の資質の向上を目指して、研修体制のより一層の充実を図ってまいりました。具体的には、町の重要施策をよりよく理解できる機会として、より深い知識を取得できる市町村職員中央研修所に派遣、一般的、専門的知識の取得のための研修といたしまして、奈良県市町村会館管理組合及び生駒郡町村会主催の各種研修への

参加、また自主研修といたしまして、先進地視察研修を実施、さらには職場研修といたしまして、メンタルヘルス研修、上級救急救命研修を町独自で行うなど、これらの研修を通じて、住民全体の奉仕者としての意識を高め、住民へのより一層のサービス向上を目指してまいりました。

次に90ページであります。行政サービスの充実として斑鳩町の行政相談委員より毎月1回開催していただいております。住民の方々が抱えている諸問題の相談について、専門の先生より問題解決への指導、助言等を行っていただいております。

次に、職員福利厚生充実として、職員の健康管理についてであります。労働安全衛生法に基づく職員健康対策としまして、全職員が実施できるよう配慮しながら、定期健康診断及び成人病検診を実施したほか、職場内の安全や衛生の確保を図るため、産業医や、衛生管理者等で構成いたします衛生委員会を開催し、働きやすい職場づくりの保持に努めました。

次に90ページ下段です。国民保護法制への対応についてであります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づき、国民の保護のための措置を的確、かつ迅速に実施するため、平素からの備えや、予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等の内容について定めた斑鳩町国民保護計画の作成を行い、武力攻撃事態等が発生した場合の初動体制を含めた対処方法、復旧方法等についての体制づくりの確立を図りました。

なお、特別職の適正な報酬についてでございますけれども、平成18年度において、5年ぶりに特別職報酬等審議会を開催し、町長をはじめとする町特別職や、議会議員皆様の報酬について御審議いただき、平均7.07%を減じるとの答申をいただきました。また、審議会等の委員報酬についても御審議をいただいております。町といたしましては、これらの答申に基づき、条例の改正を行い、4月から施行しているところです。なお、町長及び副町長におかれては、条例の報酬からさらに町長は8%、副町長は5%の特例措置を減額をいたしております。

次に、91ページ、第2目文書広報費であります。予算現額553万2,000円に対し、決算額は547万2,713円で、執行率は98.9%であります。はじめに広報活動の充実として、平成18年度におきましても、広報「いかるが」を毎月発行し、行政運営の計画や方針、各種の行政サービスなどの行政情報を積極的に提供するとともに

に、毎月第2木曜には「お知らせ版」を発行し、より多くの情報をタイムリーに提供し、住民に行政への関心や理解が得られるよう広報紙の充実に努めました。これらの広報では、斑鳩草笛の御協力を得ながら、視覚障害者等の方を対象とした広報記事の録音テープを制作、配布するなど、すべての人に行政情報が提供できるよう努めました。

また、ホームページの充実では、町ホームページを随時適切に更新するとともに、よりわかりやすく利用しやすいように、その内容の充実に努めて、町内外に広く行政情報、観光情報等を発信しました。平成18年度の町ホームページへのアクセス件数は7万3,906件となり、前年度と比較して4,700件、6.8%の増となっております。

次に、92ページの公聴活動の充実では、町政モニター63名の方を対象にアンケート方式による調査を実施いたしました。平成18年度においては、本町が実施する施策の内容等について意見を広く聞くために、「窓口サービスについて」、「生ごみの減量について」、「斑鳩町つどいの広場について」、「地域包括支援センターについて」、「斑鳩町下水道について」などの8項目、24設問について調査を行い、92%の方から御回答をいただきました。アンケート調査で寄せられました御意見、御質問については関係各課に対応して回答するとともに、調査結果については今後の行政活動の貴重な資料として活用させていただくために職員に対し周知を行いました。

次に、行政ハンドブックの充実では、町内在住の外国人の方への行政サービス等の情報提供の充実を図るために、既存の外国版行政ハンドブック（英語・スペイン語）の内容を更新いたしました。

次に、93ページ。

第3目財政管理費であります。予算現額239万5,000円に対し、決算額は162万2,852円で執行率は67.7%であります。財政運営の健全化についてであります。町広報紙、町ホームページを通して住民の皆様には予算、決算の概要をお知らせするとともに、財政状況の公表や、貸借対照表などを作成して、町財政の状況についても積極的にお知らせしました。また、本町の財政の健全化に向けましては、現在のような国の地方の財政構造の大きな変革期にあつては、財政の現状を踏まえた上で、それに内在する財政構造上の課題を正しく認識し、中長期的な視点からの持続可能な財政運営や、収支不足の解消など、財政構造の質的な転換を行っていかねばならないものと考えております。

ただ、財政健全化の推進に当たっては、住民の皆様をはじめ、各多方面にわたり御負担や、御迷惑をおかけすることも考えられますが、自治体として責任を持って自主的、主体的なまちづくりを推進すべく町民の皆様と一体となって、基金の取崩しをすることなく、年度予算の編成できる持続可能な財政体質の確立を目標に取り組んでまいります。

次に、94ページの第4目会計管理費では、予算現額54万4,000円に対しまして、決算額33万5,494円で執行率は61.6%であります。公金の適正な管理に努めております。また、事務用品の調達には環境に配慮しております。

次に、95ページから96ページの第5目財産管理費であります。予算現額9,184万7,000円に対し、決算額は8,813万3,469円で執行率は95.9%であります。はじめに役場庁舎の整備充実では、安全で快適な施設環境を保つため、庁舎及び庁舎設備を適正な維持管理に努めました。

次に、総合的、計画的な行政運営として、基金の積立では、後年度の財政負担の軽減を図るために、財政調整基金と各基金に基金利子、寄附金及び普通財産売払収入を原資として、基金積立を行いました。また、都市基盤整備の推進を図るため、都市計画事業整備基金1億7,000万円を公共下水道事業繰出金に、公共施設整備基金1億7,000万円をJR法隆寺駅整備事業に活用し、積極的な事業の推進に努めました。

さらに地方交付税総額が減額される中、平成18年度ではやむを得ず財政調整基金の取崩しを行って、施策の充実に努めました。

次に、96ページの入札及び契約の適正化の促進では、設計金額が3,000万円を超える建設工事を対象として、郵便入札を引き続き実施するとともに、2億円を超える建設工事を対象として、制限付一般競争入札を実施し、入札契約手続の一層の透明性、競争性の向上を図りました。平成18年度では、建設工事にかかる入札を69件実施し、住民による入札は24件で、落札率は79.1%となっております。このうち制限付一般競争入札で実施したものは、仮契約中に契約解除となった入札件数を含め5件で、落札率は76.63%となっております。

また、普通財産の管理では、普通財産の適正な管理を行うために、定期的に草刈等を実施するとともに、旧消防第2分団詰所火の見櫓撤去工事、紅葉ヶ丘集会所スロープ改修工事を実施いたしました。

また、土地開発公社の経営の健全化では、公社の経営健全化を図るため土地開発公社

経営健全化計画を平成17年4月に策定し、現在、長期保有地の解消に努めているところでもあります。5年未満保有の状況については、取得依頼時における町の処分計画の適正な実施により、累積することなく順調に処分してきており、この点に関しては、公社決算監査時において、両幹事より評価をいただいているところでもございます。また、5年以上保有の状況については、平成18年度当初計画において、長期保有地となっている代替用地のうち、龍田西8丁目地内の保有地と平成17年度では入札で処分できなかった法隆寺北2丁目地内の保有地の2件を一般競争入札に付すべく調整を進めたところがございます。このうち法隆寺北2丁目地内の保有地については、法隆寺駅周辺整備事業の代替用地として譲渡依頼がございましたことから処分したところではありますが、龍田西8丁目地内の保有地については、予定価格に達することなく入札不調に終わりました。

次に、97ページ、第6目の企画費であります。予算現額1億5,135万9,000円に対し、決算額は1億4,563万8,998円で執行率は96.2%であります。はじめに多様な交流活動の促進では、住民が郷土愛と誇りをもち、いかるがの良さを再認識する機会づくりを進めるため、長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の友好都市提携各町が主催するイベント等への住民参加や、物産展への出展をはじめとした交流活動を推進しました。

次に、男女共同参画社会推進であります。はじめに男女共同参画社会推進体制の充実では、男女共同参画推進委員会の運営として、男女共同参画推進計画の進捗管理のため、男女共同参画推進委員会を2回開催しました。

次に、男女平等教育・啓発活動の推進では、町広報紙において、「わたしが私らしくあるために」をテーマに、引き続き町広報紙を通して男女共同参画の啓発を行うとともに、6月の男女共同参画週間、及び11月の女性に対する暴力をなくす運動週間において、啓発カウンセリング及び諸展示を行いました。平成18年度に企業において具体的にどのような男女共同参画推進の取り組みが行われているのかを調査するとともに、事業主みずからが点検をしていただくことを目的としてアンケート調査の結果を町内の事業所に送付させていただくことで、啓発に努めました。

さらに98ページでありますけれども、男女共同参画社会づくりセミナーの開催により、ジェンダーにとらわれることなく女性がさまざまな活動に参画できるよう、女性の

エンパワーメントを図り、地域の中でのリーダーとしての活躍できる人材の育成に努めました。

また、女性のエンパワーメント活動等の支援として、男女共同参画の啓発の実践を行うグループ、いかるがK A I G Iが企画運営を行う「児童と留学生の交流」、演奏会と朗読「健やかで暖かな心と輝きをあなたに」の2事業を支援しました。さらに、99ページの相談・支援体制の整備では、女性の人権を侵害する深刻な問題や、女性が抱えるさまざまな問題に対して適切な相談援助を行うために、毎月第2・4金曜日に女性相談を実施いたしました。平成18年度において延べ相談者数15名の相談がございました。

次に、総合的な情報化の推進では、県及び県内市町村で組織する奈良県電子自治体推進協議会においてインターネットを利用して申請等で手続や、公共施設の予約をすることができる汎用受付システムの共同開発を行い、平成18年度において、新たに12手続及び申請書様式ダウンロードサービスの開発を行いました。また、リース期間が満了した端末用パソコンの更新を行い、庁内ネットワークの充実を図りました。

地域文化の保存と創造では、歴史的・文化的資源の保全と活用として、聖徳太子の和の精神を未来に引き継いでいくことを目的に太子の日フォーラムを開催するとともに、今回は町制60周年を記念して町内で発掘された遺物の特別展示を同時に行いました。

また、100ページですけれども、伝統文化の継承として県内の能楽と縁のある大淀町、川西町と連携し、第4回目となる大和猿楽サミットを開催いたしました。本町が能楽金剛流発祥の地であることを広くPRし、また関係町との能楽ネットワークの構築を図ったところであります。

文化芸術にふれる機会の充実では、小学校5～6年生の児童が子どもたちに身近な地域的话题を子どもたちが取材し、子どもたちが収録するニュース番組の収録体験を行うことによって、放送局の仕事と役割について楽しみながら学ぶ、「キミが主役だ！NHK放送体験クラブ」をNHKとの共催で開催をいたしました。

また、101ページ、102ページであります。地域の人々に完成度の高いコーラスを通して質の高い音楽にふれる機会を提供するとともに、一流プロとのジョイントというふだん体験できない場を設けることにより、新しい芸術・文化の創造を図るため、宝くじまちの音楽会、サーカスとともに奈良県（財）自治総合センターとの共催で開催をいたしました。

文化・芸術振興の推進体制の充実とし、引き続き（財）斑鳩町文化振興財団への財政的支援を行うとともに、地域文化創造の拠点施設として、その機能を最大限発揮できるよう、文化振興財団を指定管理者に指定することによって、施設管理と文化振興事業を合わせた一体的で効率的な質の高い運営を図り、個性と魅力ある地域文化活動を推進をいたしました。

次に、103ページであります。自主的なまちづくり活動の支援では、住民の視点での新たな活力あるまちづくりを推進するため、住民グループである「まちづくり太子塾」の活動を支援いたしました。平成18年度が関係機関と連携しながら、斑鳩町子ども文化体験プログラムとして、小中学生を対象に和太鼓教室、能楽教室、竹細工教室など7教室を実施したところであります。

次に、広域行政の推進では、王寺周辺広域7町との連携を深め、広域行政機構の強化・充実を図っております。なお、協議会については2回開催されております。また、王寺周辺広域7町で設立した王寺周辺土地開発公社については、近年特段の活動も行っておらず、今後においても事業を行う予定はないことから、本年3月27日に開催した理事会において、本公社の解散を決定し、現在その手続を進めているところでございます。

次に、行政改革の推進では、第3次行政改革実施計画の年次計画が平成18年度を最終年度とすることから、後期計画策定に向けて各取り組みの整理を行ったところであります。後期計画策定後に国や県の動向及び現在の社会経済状況を十分踏まえ、引き続き、行財政改革の取り組みを職員一人ひとりが、常に問題意識を持ちながら進めてまいりたいと考えております。

104ページの町制60周年記念事業の推進であります。記念式典の開催、記念誌の発行等により、先人の不断の努力によって築き上げてこられたふるさとを守るがを守りつつ、この60年という節目を町制のさらなる飛躍と発展の出発点とし、よりよいふるさととして、子孫に引き継いでいくための意識啓発を行いました。

次に、105ページの第7目公平委員会費であります。予算現額6万7,000円に対しまして、決算額3万6,500円、執行率は54.4%であります。公平委員会の運営では登録職員団体の記載事項変更の審議、登録のための委員会を1回開催いたしました。また、奈良県公平委員会連合会の研修に参加など、委員の資質向上に努めました。

106ページからの第8目交通安全対策費であります。予算現額603万円、決算額601万7,583円で執行率99.7%であります。まずソフト面についてであります。交通安全対策の推進として、交通安全に対する意識の高揚を図るために、交通安全活動団体の協力を得て、広報活動、迷惑駐車自粛の啓発や、幼児、児童などに対し交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全の啓発普及等を推進するために、交通安全活動団体に対して補助金を交付し、その活動の支援を行っております。

ハード面の施設整備は、交通事故の未然防止の対策として、見通しの悪い場所での道路反射鏡の整備や、車両等を安全に誘導するための白線の整備、転落防止を図るための防護柵の整備、利用者に諸注意などを促すための標識の整備などを行ったところであります。今後も各交通安全活動団体の協力を得ながら、だれもが安全に道路を利用できるよう交通安全の啓発や、施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、放置自転車の防止につきましては、平成9年4月からの条例施行以来、自転車等の放置禁止区域に指定しているJR法隆寺駅周辺の公共の場所、道路等に自転車等を駐車しようとしている方への直接的な指導、駐車している自転車等への警告ビラの貼りつけなど、啓発事業を実施しているとともに、一定期間移動されない自転車等の移送及び保管、引き渡し業務を実施しております。一時増加傾向にありました放置自転車の移送件数であります。指導時間帯の見直し、広報紙による啓発文の掲載、町立中学校卒業前の生徒、保護者への自転車等の放置禁止区域の周知等を行いました結果、放置禁止区域内での放置自転車の移送件数は平成17年度と比べて20台少なく32台となっております。また、放置禁止区域外で乗り捨てられた自転車等の移送は20台となっております。平成18年度中の移送の総合計は52台と、平成17年度に比較して24台減少しているところであります。

次に、108ページであります。第9目自転車等駐車場運営費であります。予算現額2,170万3,000円に対しまして、決算額2,163万7,384円、執行率は99.6%であります。JR法隆寺駅北口、南口にそれぞれ1箇所ずつ自転車等駐車場を設置し、午前6時から午後10時まで毎日運営しております。平成18年度では北口駐車場で、平成17年度より1,899台少なく3万5,027台、南口で平成17年度より402台少ない2万7,866台が利用されております。特に北口における自転車の一時預かりで平成17年度と比較して1,055台減少しております。これは、J

R法隆寺駅駅舎の工事の関係で、北口駐車場から北口改札口へ各方面のプラットフォームまでが遠くなったこと、また駅東側の踏み切りの整備により、安全かつスムーズに南口に移動できるようになったことによりまして、北口駐車場を利用していただいた方は南口がある民間の駐車場に預けられたためではないかと考えております。また、ここ数年、県道大和高田斑鳩線橋梁補修工事が断続的に実施され、その都度駐車スペースを縮小せざるを得なかったことで、駐車できるかどうか不確定な北口駐車場の利用を敬遠されたことも利用台数の減少の要因の一つではないかと考えております。

次に、109ページ、第10目であります。防犯対策費では、予算現額833万6,000円に対しまして決算額821万4,972円、執行率が98.5%であります。まず防犯意識の高揚として、生活安全推進協議会の活動に対する支援であります。平成9年12月に策定しました斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例の趣旨に基づき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めました。11月には第5回身近な犯罪から家庭を守る講演会として、悪質商法の将来についてと題しまして、振込詐欺や、架空請求の悪質商法等への対処方策について、講演会を開催し、住民皆様の自主防犯意識の高揚に向けて取り組みましたほか、引き続き、春休み、夏休み、冬休みや年末における犯罪や、事故等を未然に防止するための特別巡回の実施、平成19年3月には、第9回安全と安心を守る町民の集いとして、民事介入暴力の実態と対応と題しまして、暴力団関係犯罪の対応方法についての講演会を開催いたしました。

また、小学校の下校時を中心に青色防犯パトロール活動を行うことにより、防犯活動の市民性を高め、地域の安全確保についての啓発、生活を安全に関する町民の安全意識の高揚と、自主的安全確保の推進を図り、安全で住みよい地域社会の確立に向けた取り組みを行いました。

また、防犯体制の充実については、防犯灯維持管理等への助成といたしまして、犯罪等の防止を図るため自治会が設置、管理していただく防犯灯の設置工事並びにこれら自治会管理の防犯灯に要します電気料金等の維持経費に対し、それぞれ補助金を交付し、防犯対策の取り組みを行いました。

また、110ページの町管理防犯灯の新設では、自治会の区域に属さない箇所等においては、町が防犯灯の設置を行っており、平成18年度では3灯の新設を行いました。

さらに年末警戒活動としまして12月28日から30日までの3日間、夜から翌日の朝にかけて、町消防団により巡回を行っていただき、より一層安心して暮らせるまちの推進を図りました。

次に、111ページ、第11目青少年対策費であります。予算現額218万6,000円に対しまして、決算額173万5,919円で、執行率は79.4%であります。青少年にかかる啓発活動や、相談事業を実施いたしました。青少年悩み事相談では、昨年より10件減26件の相談がありました。なお、相談日数は延べで年間145日でございます。

次に、第2項であります。徴税费です。112ページをごらんいただきたいと思えます。

資料1、歳入歳出決算書では90ページでありますけれども、予算現額1億2,031万8,000円に対しまして、決算額は1億1,051万643円で執行率が91.8%であります。

まず、徴税の収納状況について御説明申し上げます。主要な施策の成果報告書の76ページをごらんいただきたいと思えます。

76ページですけれども、平成18年度の町税の収入額は総額で29億1,914万1,000円となり、予算額に対し1,854万1,000円の増となりました。収入済額の前年度との比較では4,119万6,000円の増となっています。これを税目別に御説明いたしますと、個人住民税現年度分では、対前年度比5,796万円の増、滞納繰越分では524万7,000円の減、合わせまして5,271万3,000円の増となっております。給与所得者の一人当たりの所得金額は減少したものの、定率減税の縮減をはじめ、高齢者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、65歳以上の非課税措置の廃止等、税制改正により、調定額は5,727万5,000円増加となったことが主な要因でございます。法人町民税については、前年度と比較して、現年度分では3,961万5,000円の増、滞納繰越分では33万7,000円の減、合わせまして3,927万8,000円の増となっております。業績の改善によるものと思われませんが、一部の法人におきまして申告額が増となったことが主な要因であります。

固定資産税現年度分では、対前年度比4,333万3,000円の減、滞納繰越分では35万1,000円の減、交付金及び納付金が1万1,000円の減、合わせまして

4, 369万5, 000円の減となっております。評価替えにより調定額は前年度と比較して4.5ポイント減少したことが主な要因でございます。また、軽自動車税では、現年度分、滞納繰越分け合わせまして130万2, 000円の増となっております。登録台数が前年度から全体で77台増加しており、特に軽四輪の自動車につきましては163台増加したことは主な要因であります。

たばこ税では、平成18年7月の改正によりまして、税率は約10%引き上げられましたが、需要が落ち込んだことによりまして、前年度と比較して292万6, 000円の減となっております。

都市計画税については、対前年度比547万5, 000円の減となっております。固定資産税と同様に評価替えによりまして、調定額が前年度に比較して5.1ポイント減少したことが要因でございます。

次に、歳出の執行状況について御説明を申し上げます。おそれいます112ページをお願いします。

112ページでございます。第1目税務総務費につきましては、予算現額7, 148万2, 000円に対しまして、決算額7, 109万2, 193円で執行率は99.4%であります。職員の人件費が主なものであります。

また、固定資産評価審査委員会についてであります。平成18年度は審査申出がなかったため、委員会は開催いたしておりません。

次に、113ページ、第2目賦課徴収費では予算現額4, 883万6, 000円に対し、決算額は3, 941万8, 450円で、執行率は80.7%となっております。町税の確保と収納率の向上を図るために滞納者には、催告書の送付、滞納者の呼び出し、職員による訪問徴収、徴収嘱託員による定期的な訪問徴収を行いました。さらに斑鳩町の徴収対策本部会議を開催し、部課長を班長とする特別徴収班により徴収が困難なものについて、納税指導等を行いました。

その結果でありますけれども、116ページをお願いしたいと思います。116ページでありますけれども、現年度課税分については平成17年度の収納率が98.1%に対し、0.4ポイント増の98.5%となりました。滞納繰越分については、平成17年度の収納率26%に対し0.6ポイント減の25.4%となっております。これにつきましては、平成17年度におきまして、高額滞納者の納付がありましたことから、対

前年度比では減となっております。今後とも、納期内納付を啓発してまいりますとともに、財産調査を行い、差押等の滞納整理についてもさらに積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、114ページにございますが、平成18年度の差押等の滞納処分は差押では47件、参加差押で6件、交付要求で15件、滞納額で3,865万9,000円を処分しております。これらの中で、換価、あるいは回答があったものは17件で金額で841万1,000円という状況でございます。

次に117ページをお願いします。

地方税法の規定によりまして、収納見込みのないもの166件、2,031万2,523円の不納欠損処分をいたしております。今後とも一層適正な賦課と収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、118ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費であります。おそれいりますけれども、まず修正をお願いしたいと思います。

お手元に正誤表を配布させていただいておりますが、事業名が住民窓口の充実のところで発行状況の表の部分で、平成18年度のやつで、法隆寺郵便局と斑鳩興留郵便局の二つの郵便局の住民票等々と戸籍の数字が入れかわっており間違いとなっております。正しくは法隆寺郵便局では住民票等が39、戸籍等が7、斑鳩興留郵便局では住民票等が7、戸籍等が15、そして訂正後の数値で合計欄もかわってまいります。住民票等が226、戸籍は30となっております。訂正方よろしくをお願いをいたしたいと思います。

第1目戸籍住民基本台帳費であります。予算現額5,488万7,000円に対しまして決算額は5,412万8,557円で、執行率は98.6%であります。住民記録の電算システムや、自動交付機及び戸籍の電算システム化により、迅速正確で新設な窓口対応と的確な事務処理に努めているところであります。また、虚偽の届け出がなされるといった事件が多く発生しましたことから、当町では窓口での各種申請、届け出の際には個人情報保護及び虚偽申請の未然防止の観点から、本人確認を行い虚偽申請等の未然防止に努めているところでございます。

119ページの下段ですが、平成15年6月から実施している町内3郵便局での公的証明書の交付事務につきましても、4年目を迎えるところでございますが、昨年と比べ

ると3郵便局での利用者数が減少傾向にあります。

次に、120ページの住民基本台帳ネットワークの運用であります。平成18年度中のカードの交付件数は44件で、去年と比べると6件の増となっております。また、広域交付の承認は23件、広域交付の発行が10件となっております。これらの事務にあたっては、個人情報に万全を期し、セキュリティー対策に努めているところでございます。

次に、121ページ、第4項選挙費であります。歳入歳出決算書では94ページからでございますけれども、予算現額1,320万3,000円に対しまして、決算額は724万8,581円で執行率は54.9%であります。執行率が低い理由としましては、別日程で執行される予定でありました奈良県知事選挙が平成19年4月8日執行の奈良県議会選挙と同時に選挙を執行されたことによるものであります。

はじめに第1目選挙管理委員会費では、予算現額163万3,000円に対しまして、決算額は145万5,578円で執行率は89.1%であります。選挙管理委員会の運営等に要しました経費でありまして、選挙管理委員会の開催として選挙人名簿の提出、定期的な委員会の開催、在外選挙人名簿の登録の委員会の開催をはじめ、奈良県議会議員選挙、斑鳩町議会議員選挙、奈良県知事選挙の適正かつ円滑な執行を図るための委員会を開催いたしました。

次に、122ページの第2目常時啓発費では、予算現額8万8,000円に対しまして、決算額は7万6,700円で執行率は87.1%であります。明るい選挙啓発の推進として、新成人への啓発、選挙啓発パンフレット、選挙啓発物品の配布により選挙の仕組みや、選挙違反防止等の啓発、明るい選挙推進協議会の委員研修を行うなど委員の資質向上に努めました。また、小・中学校の児童生徒にも選挙への理解と関心を高めていただくため、明るい選挙を題材とした啓発ポスターの募集を行ったところであります。

次に123ページ、第3目奈良県議会議員選挙では、予算現額600万5,000円に対しまして、決算額が238万1,204円、執行率が39.6%であります。平成19年4月8日執行の奈良県議会議員選挙の準備に要した経費であります。執行率の低い理由といたしましては、平成19年5月2日付の奈良県知事の辞職により奈良県知事選挙と同日選挙になったことによるものであります。

次に、124ページ、第4目斑鳩町議会議員選挙では、予算現額47万7,000円

に対しまして、決算額は7万6,256円、執行率は15.9%であります。斑鳩町議会議員選挙に要した経費であります。執行率の低い理由としましては、選挙の執行期日が平成19年4月22日となったことにより、投票所、入場券、選挙人名簿、抄本等の準備が平成19年度で行うこととなったことによるものであります。

次に、125ページ、第5項奈良県知事選挙費では、予算現額500万円に対しまして決算額は325万8,843円、執行率は65.1%であります。これにつきまして、奈良県議会議員選挙と同日選挙となったことによるものでございます。

次に、126ページ、第5項統計調査費、第1目指定統計調査費であります。予算現額112万5,000円に対し決算額は81万1,160円で執行率は72.1%であります。平成18年度では引き続き個人情報の保護等に細心の注意を払いながら、事業所、企業統計調査と工業統計調査の2調査を実施するとともに、平成19年度に実施される商業統計調査の準備調査を行いました。

続きまして、127ページ、第6項監査委員費、第1目監査委員費では予算現額1,040万6,000円に対し決算額1,013万9,240円で、執行率は97.4%であります。決算額の内訳としましては、監査委員報酬及び職員の人件費が主なものであります。例月出納検査、決算審査、定期監査、また財政援助団体等の監査について厳正に監査をいただいたところであります。

以上で第2款総務費にかかる御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願いを申し上げます。

○里川委員長 どうも御苦労さまでございました。

ただいま説明が終わりましたので、主要な施策の成果報告書84ページから127ページまでにかかります第2款総務費について、質疑をお受けしていきたいと思っております。

委員の皆さん、どなたからでも結構でございます。

伴委員。

○伴委員 86ページの無料法律相談の137万5,500円とこう今説明いただいたんですが、これ住民さんの方から、時間が短く、相談者が話をしただけで終わってしまって、ほとんど実質的なこと相談を受けられなかったというようなこともちょっと聞いておるんですが、この時間というのは、これどのような形になっておるわけですか。ちょっとお願いします。

○里川委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 失礼いたします。

無料法律相談でございますねけれども、1人20分という時間を経過しております。相談時間は午後の1時から4時までになっております。1人20分の相談時間で行っております。1日8人ということで行っておりますので、よろしく申し上げます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 これ20分というのは非常に短いように感じられるんですが、これ相談時間の延長というのは考えておられることあるんですか。

○里川委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 失礼いたします。

この相談というのは、相談のきっかけをつくっていただくだけで、内容的にはそのきっかけによって、また次の相談の段階といってもらうことで、当初のはじめのほんまの足がかりというんですか、そういうことをしてもらうための相談ということでやっております。

○里川委員長 ほかに、委員の皆さん、御質疑ございましたら。

西谷委員。

○西谷委員 84ページの関連してなんですが、自治会連合会の補助金ということで出ているんですが、今回から8月から配布をシルバーやられた中で、広報、僕自身も自分の議員ビラをこの中でも明らかに人が住んでないようなポストに議会だよりや広報入っているのを見た中で、どういう形で配布されているのかなと、その辺が非常に疑問を感じました。実際にこういう形で、今まで自治会を通じてやっていたことが、個別の配布することによって、これまでにかかっていた費用、ほとんど実際には安くなっているのかどうかということと。それと、配り方が実際、僕らは今まで地域の人やったら、極端にいうたら地域の人やったら住んではる、住んではらんということは非常にわかるから、明らかに電気のメーター回ってないところには入れられないと思うんですが、実際に入っているところを何度か見たんで、むだ違うのかなと思うんですけど、その辺の依頼の仕方とか、配布だとかはどういうふうに行っているか、ちょっと教えていただきたい。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 これ19年度の関係でよろしいですか。

一応、ポスティングにつきましては、連合会とも御相談申し上げまして、配布しております。今、西谷委員おっしゃっているように、入っていないと住んでおられないところあるおっしゃいますけれども、一度こちらから入れたときに、次の回、次行ったときにもう一度入っておりましたら、連絡いただくような紙を入れて、そういう取扱いにさせていただきます。

それと予算面につきましては、19年度予算にかかわりますねんけれども、今現在は800円の文具代を払っております。それとポスティング8月から実施しておりますけれども、文具料200円減額させていただいて、予算的には相殺したら大体増減はないというところでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 例えば、町で配布という、議会だよりとか広報とかいうのはそれはわかるんですが、県政だよりとか、そんなんはどういう形で。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 県政だよりも月に1回ですので、町の広報と一緒に配っております。ポスティングしております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 この件については別に、無料いうたらおかしいですけど、要は町の広報と県政だより2部セットで一部9円という形の計算でいいんですか。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 1部でも2部でも同じところに1回ですので、1回9円でございます。

○里川委員長 ほかにございませんか。

辻委員。

○辻委員 不用額のところで、人事評価システムが未開発のためと書いておられますけれども、今、人事院勧告でなかなか難しいような感じがありますけれども、今後、この人事評価システムを活用されて、一般職だけするのか、臨時職員にも採用されるのか、特にちょっと私、最近、委員さんから臨時職員の給料一律減額されたということを言われて、なかなか不満も言われていますけれども、臨時職員まで人事評価制度されるのか。人事評価制度されて、同じ年代に入って、職員が評価制度で下がった場合は、やる気をやcus職員がないのかなという気もしますが、その辺の基本的な考え方、どんな考え方され

るのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○里川委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 今おっしゃっているのは、不用額調書の1ページめの右の一番下段でございませう委託料人事評価システムが未開発のためという形で不用額の理由と書いてございませう。この理由でございませうけれども、具体的に申し上げますと、今現在、コンピューターシステム委託をしております企業と、比較的大きな市でございませうけれども、そこが一体となって共同研究でこうした人事評価システムのプログラムをつくり上げていくといった計画がございませう。それが完成の暁には、うちの当町でもでき上がったプログラムを入れて、人事評価システムに活かしていこうという計画でございませうでしたが、その某市と企業との共同開発のプログラムができ得なかつたといったことで、この18年におきましては、不用額になっていったものでございませう。

あと、人事評価システムの対象でございませうけれども、あくまでも正職員のみに対して行うものでございませう。臨時職員については考えておりませう。

それと、あと同じ年度、同じ時期に入った職員に対して行う人事評価システムの結果いかんによって、職員のやる気がなくなるんじゃないかというご心配をいただいておりますけれども、そういったことも含めて、人事評価の中身、みんなが納得できるようなシステムにしていきたいなと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 今、同じ年代に同じように入つて同じ給料というのは、これはもう今までのやり方でした。当然、やる気とかいろいろあるのが当然あります。これは当然。なかなか難しい、担当の主観的な面も入らないようなかつこのシステムを構築していただきたいと要望なんですけど。

○里川委員長 ほかの委員さんの中からはどうでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員 一つ前のポスティングの件なんですけれども、私が所属する自治会からも、ポスティングを強力に要望した自治会の一つです。アンケートが自治会連合会からきまして、それにも書いたことがあります。ポスティングということによって、なにが利益かと言ひますと、自治会内にトラブルの種が大変少なくなつたことですね。私は2日前

にきたとか、今日きたとか、こなかったとか。そういうようなトラブルもあったりしまして、自治会内であれが大変な重荷になっておりまして、それがポスティングで大変助かったと。本来の自治会活動に自治会が力を入れられやすくなったということと、私とこの自治会でも、自治会加入していないものがどんどんふえてきまして、それに対してもやはりポスティングによって、公平に配布されるということは、大変いい取り入れ方をしたなど私どもは感謝しております。以上です。

○里川委員長 ほかに、委員の皆さんからの質疑、御意見などがございませんでしょうか。非常に広範囲にわたりますので、説明もいろいろしていただきましたが、非常に各総務費の中にも、各目などが大変な広範囲にわたります。でも、いろいろな角度からの御質疑をお受けしておりますので、委員の皆さんの方もどうぞ質疑をしていただいて結構でございます。

もしよければ私の方からも質問を少しさせていただきたんですが。

申しわけございません。今、84ページの自治会連合会の活動についての御質疑などが出ておりましたけれども、私自身はなかなか自治会の会長になるポジションに、家の中でもおりませんのでよくわからないんですが、自治会連合会の役員さんを決定されるのにはですね、これまで連合会の会長さんって長いことやってはるのかなと思っていたら、突然会長さんがかわられ、かわられたなと思ったらまたかわられたりとかいうような印象が私ちょっとこの間にあったんですが、自治会連合会の会長さんというのは、斑鳩町の附属機関などにもかなり入って来ていただいて、審議会等にも入っていただく、非常に斑鳩町にとっても影響力の強いポジションにいらっしゃる方であるというふうに認識をしているんですが、この連合会の会長さんというのは、任期であるとか、会長さんの決定というのは、選挙とかそういうこととかきっちりしてはるのか、それともいろいろな話し合いでなされているのか、私もよくわからないので、これだけやっぱり補助金を出している団体、そしてまた斑鳩町に対しても大きな影響を持っておられる団体としては、町としても御認識いただいていると思いますので、その辺のところの御説明お願いできたらと思います。

吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 まずはじめに斑鳩町の連合会、これ4つのブロックに分かれております。1つは、龍田第1地区、龍田第2地区、法隆寺、富郷地区ということで、4ブロッ

クに分かれております。その中から役員1ブロックから3人の役員を選出されまして、そこで会長なり、副会長を決めておられます。

今の任期につきましては2年ということで、今現在4年ほど前ですか、そういうふう
に決められておられます。

それと会長につきましても、各ブロック回っていきこうということで、紳士協定を結ば
れておるところでございます。

○里川委員長 そうしましたら、任期2年、再任というのはないと、そして2年ずつで連
合会の会長さんがかわっていかれるという認識でよろしいのでしょうか。

吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 そのとおりでございます。

○里川委員長 はい、わかりました。

それと、引き続きまして、私、以前からこの斑鳩町の附属機関に関しまして、きちっ
とした要綱などをつくってほしいという要望をいたしてまいりまして、平成18年度を
もちましてその要綱の設置を総務部におきましてつくっていただいた経緯がございます
が、この議会でも、その人権擁護委員さんであったり、政治倫理審査会であったり、
委員さんの人事案件が出てまいりまして、私も人事案件ということもありまして、あえ
て特には意見も申し上げず賛成はしておりますが、ただしその出されてこられた案件を
見る中での特に年齢などを見る中で、引き続きやっていただくそういった委員さんの選
出についてですね、この要綱がきちっと遵守していただけているのかどうかというのが
今回少し疑問に感じたところなんです。今回、77歳で再任をされた委員さんもござ
いましたけれども、こういった点につきましては、町としましては、この非常に附属機
関の問題についても、これまで議会から大変いろいろ御意見申し上げてきた経過がござ
いますが、その辺につきましてはどのように内部で協議をしていただけているのか、こ
の際ですでお聞かせいただいております。

清水総務課長。

○清水総務課長 ただいま申し上げましたが、昨年7月1日に施行させていただきました。
斑鳩町の附属機関に関する要綱でございますけれども、その中で、新たに委員に選任す
る場合は年齢的には70歳を限度とする旨の項目確かにございます。そういった中で、
再任していただく方につきましては、どうしても70歳を超えてしまうという方も実際

には本定例議会でも人事案件として出していただいた経緯もございますが、中にもただし書を適用しているという御理解いただけるかどうかなんですけれども、例えば、公文書開示審査会にいたしましてもある程度、公的な立場からの判断もいただきたいといったことで弁護士の方に委嘱をさせていただいています。その人は70歳を超えている、そういった事情もございます、原則はあくまでも70歳、余り高齢な方というのもございますけれども、原則としてはあくまでも70歳を守ってはいきたいと考えてはおりますけれども、委員会の性格等々で再任をされる方、特に再任をされる方についてはそういった委員会の審議運営上のよく御存じだという、審査の経過も御存じだということがありまして、そういった形をお願いしている場合があるといったことでございます。

○里川委員長 確かに今、課長の説明もわからないでもないんですが、私以前から池田総務部長。

○池田総務部長 今年齢制限の件でございますけれども、新しく選任する場合、課長の申し上げました70歳、再任の場合につきましては、年齢制限のあの要綱は、審議会等の委員を選考する要綱になっておりまして、再任の場合は年齢制限を設けておりません。あえて。ただし、10年を超える場合については考慮しなさいよとなっております。その場合、今、課長が申し上げましたように専門性を重視いたします。今回、5人のうち2人を変更させていただきました。やはり情報開示については、専門性がございますので、今課長が申し上げましたように、4人とかかわってきたら、やっぱり次の審査申出が出てきたときに不都合が生じてきたらいかんということで、次回については、今回にも大学の専門職の方が入ってもらっておりますので、次回には、当然、年齢とかについても承知いたしておりますので、それは十分考慮して選任をさせていただくということで、今議案の中で再任された方についても、そのむねは申し入れをいたしておりますので、十分認識しておりますので。

○里川委員長 その要綱を要望してつくっていただいた大きな要因の一つとしましては、斑鳩町にとっても重要な問題だと思っております。男性、女性を問わず、広く若い分野、若い世代からも人材の発掘をしてほしいという、そういった思いからこれまで強く要望してつくっていただきました要綱でございますので、その趣旨に基づきまして、より多くの斑鳩町の町民の皆さんのいろいろ持つておられる能力を発揮していただける場面を多数参加していただけるという方向へ持って行っていただきたいということ、今

後もその点については要望をしておきたいと思います。

委員さんの方で。西谷委員。

○西谷委員 88ページの生駒郡町村会との連携などで792万円と書いてあるんですが、実際に具体的に郡の町村会の中でどんな活動でこれだけの費用を使われているんでしょうか、ちょっと内訳を教えてくださいませんか。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 事業的には先ほど、郡の職員のパソコン研修、接遇研修、それと御存じだと思いますけれども、選奨式、これは議会とも共同で実施しております。それと主なものにつきましては、郡と県町村会の負担金ですね、それと主な交付金ということで、主な交付金につきましては、団体名だけ申し上げます。郡議長会負担金、農業委員連絡協議会交付金、消防協会南支部交付金、郡社会福祉協議会交付金等でございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 実際にこのままで書いてあると全然その内訳がわからへん、実質今、交付金みたいな形で言われたので、ちょっと改めて今言われた部分、議長会に幾らとか、その辺のところ、あとで結構ですのでまた出してください。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 郡の町村会で289万6,000円、これは県の町村会の負担金ですね、それと交付金で全体で2,048万8,000円、郡議長会負担金で827万2,000円、郡農業委員連絡協議会交付金で260万円、消防協会南支部交付金で240万円、郡社会福祉協議会交付金で194万9,000円でございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 町村会と連携と出ているんですが、具体的には今言われているような郡議長会とか、郡の消防、何でそういう形で出てくるのか、実際にこれやったらわからへんし、なおかつ僕からすると、こういう金額として相当な、消防署の240万円とか、結構金額大きいんやけど、これが4町集まって、実際各生駒郡ですから、斑鳩こういう形で出すということは、各町村も同じような形で出ているんですね。交付金として。そういうところをもう少し何か住民が見てわかりやすいような形でもう少しそんなんできへんのかなと、そう素朴に感じるのですが。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 西谷委員おっしゃっているのは、各町、郡4町で18年度の予算ですね、2,700万円ございます。それを人口割とか、財政基準財政需要額とかで申し上げますと、斑鳩町で792万円支出しております。4町言いますか。

町から支出している分につきましては792万円でございます。

○里川委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 先ほど申し上げました郡の議長会とかは、今、斑鳩町が会長しておりますので、一たん斑鳩町から792万円、ほかの町村がなんぼかあって、全体で2,700万円ということですね。それから、郡の町村会から郡の議長会へ先ほど申し上げました金額を出すということです。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それが郡の議長会で827万円、単純に思うんですが、4町の中で議長会で827万、こういう数字というのはどんな形で使われているんですか。

○里川委員長 浦口会計管理者。

○浦口会計管理者 今、その中に出ています郡の議長会につきましては、4町分の県の議長会に納める負担金が、生駒郡町村会から生駒郡の議長会の方へ交付金として出されます。4町分まとめて町村会の方から郡の議長会へ交付金として出る。そのうち県の議長会の方へ出される、各町から県の議長会に出されるとそういうことではないということです。ここに書いている郡町村会の連携のこの分につきましては、斑鳩町分こういうことの支出であるということで、負担すべてではないということです。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 要は議長会の分を要は各町が出して、少なくとも4町の中で2,700万円集まるんですね。そこから議長会へ827万円が入ってくる、それは県の議長会へまた出されるということですか。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 町の方では全く、例えば県の議長会、当然、町から郡へ行って、郡から県へ出される、全くそういうお金についてですよ、使用される目的とか内容については町の方へ報告とかそういう形あるんですか。

○里川委員長 浦口会計管理者。

○浦口会計管理者 県の議長会で支出される分については、県の議長会の予算決算がござ

いますので、そこで総会の方で報告される。ということで各議長さんがお持ちということとで。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 そんなら、結局、各町村の議会事務局にはその内容があるということですか。後から見せてもらいます。

○里川委員長 はい。委員さん、皆さんの中で、ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 119ページの正誤表のあった窓口サービスの充実で、郵便局で住民票等がとれるという、100万円ほどの支出ですけれども、これ17年度この正誤表見せると、大分少なくなっているように感じるんですが、これこのまま続けていって、どんどん、どんどん少なくなっていくことも今後これやったら考えられるのかなと思うんですけど、このあたり何か、便利に私はいいと思うんですけど、このあたりどういう感じで啓発とか、何かされるような予定は。

○里川委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 今現在、9月の広報にも郵便窓口って郵便局で住民票とか、戸籍がとれますよということでPRさせてもらっております。住民課の窓口の方にも自動交付機の横に郵便局で全部とれますよということ、今、去年17年度からきて18年見ますと大体減っておりましたので、19年度につきましてはPRをしてちょっとでも利用してもらおうということでやっております。

○里川委員長 今の関連なんですけど、郵政民営化に伴いまして、この窓口業務の提携について、何か今後、手続的に町と郵便局の間で手続的にかわるとか、何かそういうことというのはあるんでしょうか。

清水住民課長。

○清水住民課長 郵政民営化になりましたときに、公社から民営化になりますので、現在、10月に民営化になりますけれども、この協定につきましては、3月までに協定を結びなさいということで余裕期間がございます。それでまた議会の承認とか、郵便局の指定とかをしてもらわなあきませんけれども、今現在のところはまだやっておりません。郵便局からまた郵政公社の方からも、次の12月議会の方に上程はさせてもらうということで考えております。

○里川委員長 はい、わかりました。

吉野委員。

○吉野委員 予算の有効利用ということになるのでしょうか、いろいろなセミナーがございますよね、人権セミナーとか、男女共同参画セミナーとか、講師の講師料というんですか、これがやっぱりこの中から出されているわけでしょうか。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 公民館で行います人権セミナーについては、講師料が1回3万円をお願いをいたしております。それが6回。それから、住民生活部になるんですが、町民集会、そういった費用も私の方で負担をさせていただいております。

それから、職員研修については職員研修の方で総務課の方でやる。

町の社会教育指導員の松馬先生の方が講師となってやってくれます。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 私も時々出かけますし、町内会の役員が選抜されてというんですか、駆りだされるんですが、会場へ行きますと、実際に聞いたあとにどうだったと聞きますと、さっぱりでしたとかですね、ちょうど職員さんもかなり顔見知りの方がたくさん来ているし、それから、その関係の方が来ているんでしょうけども、人によって内容がもうひとつであるというのを話はよく聞くんですよ。ある意味でこれ啓発とか何かいうのは、セレモニーというところもあるんでしょうけれども、人選をもっと、人選はどのように人選するんかしれませんが、なるべくでしたら職員さんもたくさん参加されているし、私ども住民も参加しているわけですから、本当実のある講習会、講演会であれば、それは理想的にはいいと思いますので、その辺、またひとつ考えていただきたいなと思ったりするんですけど。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 人権セミナーについて、講師によっていろいろな話し方がありますし、聞く方にとって興味があるものとなないものがあると、そうした中で、いろいろ自分の感じ方が違ってくるのは事実です。私ども人権セミナーやっております。平均100名近くが参加いただいておりますし、自治会からも来ていただいておりますし、各種団体からも来ていただいております。職員も当然参加している。そうした中で、今の社会情勢の中で人権に関する課題といたしますか、そういうものについて研修する、あるいは講師を選ぶよ

うにして実施をいたしております。もし、そうした講習の中で、不都合があれば内容がわからないということであれば、またおっしゃっていただければ、人選については教育委員会としても十分考えていかなきゃならないというふうに思っています。

○里川委員長 ほかに、委員さんの方ございますか。

大変申しわけございませんが、成果報告書の103ページにございます、先ほどの西谷委員の御質問とも少し関連はしてこようかと思いますが、広域行政の推進ということで、120万8,000円というのがあがっております。これがいわゆる前回、私も一般質問をさせていただいております広域での協議会を設置をされてのその協議会に対して町が負担金として出しておられる金額であるというふうに考えておりますが、いろいろの間にも住民の皆さんからの問い合わせもございましたし、議会からも一般質問もさせていただきましたが、この広域行政の推進の中にありまして、今後の取り組み方、そして会計処理につきまして、その後の進展状況などがございましたら、ここについて御説明の方をしていただけたらと思うんですが。

小城町長。

○小城町長 今、御指摘の関係については、今、会長しています三郷の秋田町長と、副会長の上牧の杉田町長の間で、今、来年度に向けての調整をいたしております。そういう点については、御指摘の点等を非常にそういうことを考慮し、考えながらですね、十分来年度に反映すべき部分、この関係等については、今慎重に会長と副会長の方に一任をしておりますので、あらまし大体もうあがってくるんでないかなと、できるだけ会計負担をしない方向で取り組んでいこうということがございます。

○里川委員長 そうしましたら、議会としましても、このかなりの金額、協議会の方にたまっております、町長会の方にもたまっておりますし、その辺の処理の仕方につきましても、もうしばらく見守っていきたいというふうに考えます。

ほかに委員さんの方からございませんでしょうか。

そしたらもう一つお願いしたいんです。せっかくですので、私、資料請求させていただきましたので、資料請求して担当課から出していただきましたので、せっかく資料出してもらったということもございますので、これについて、今後の動向も含めまして、町の見解の方、尋ねておきたいと思うんですが。119ページに戸籍事務の中で自動交付機などのことも書かれておりますけれども、住民基本台帳カードと、パゴちゃんカード

を対比をしまして、発行数であるとか、かかる費用についてということで出させていただきました。当初からいろいろ問題視をしまして、いろいろなことを申し上げてきた経過もございますが、今後ですね、やっぱり住民基本台帳ネットワークもかなりの金額を使っているにもかかわらず、こういうような低い数での利用状況になっていることと、そして、既にパゴちゃんカードを発行していることの中での、やっぱり今後、斑鳩町としてこの辺のカードの考え方について、二本立てプラス印鑑登録のカードまだありますので、3本立てのカードになっている状況の中での今後の住民さんに持っていただくカードについてどのようにお考えになっているのか、この際ですので、お尋ねをしておきたいというふうに思うんですが。

清水住民課長。

○清水住民課長　パゴちゃんカードと、住民基本台帳カードでございますねんけども、パゴちゃんカードと住民基本台帳カードにつきましては別のものがございます、今現在、住民基本台帳カードの利用につきましては、今、税務署のイータックスというやつがございます、その利用のために今、住基カードの推進ということで税務署が進めております。今現在は18年度44件でございますねんけども、今税務署の方で推進しておりますイータックスの方で行いますと、件数はふえてくるのではないかと考えております。パゴちゃんカードにつきましては、旧カードの印鑑登録カードにつきましては、切り替え時点では、みんなパゴちゃんカードに切り替えしてくれということで、切り替えを順次やっておりますので、最終はパゴちゃんカードと住基カードというのは別ではないかなと思うんですけども、これは身分証明証とかになりますので、今お年寄りの方が自分の身分証明証とかということでこれになったこともございます。以上です。

○里川委員長　ということは、住基カードについては、今後も一本化をする考え方はまだ斑鳩町にはないという認識でよろしいんですね。わかりました。

ほかに委員の皆さんの方で、御質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長　それでは、これをもちまして第2款総務費についての審査を終わります。

ここで15時10分まで休憩させていただきます。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○里川委員長 時間がまいりましたので再開をさせていただきます。

続きまして、第3款民生費について説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第3款民生費の概要につきまして、御説明を申し上げます。座らせていただきます。

それでは主な施策の成果報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、第3款民生費につきましては128ページから170ページにかけてでございますが、民生全体の決算額は歳入歳出決算書の100ページにございますように、予算現額が20億197万2,000円に対しまして、決算額は18億9,924万5,562円で執行率は94.8%であります。

それでは、施策の成果報告書の128ページ、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費であります。予算現額2億1,598万2,000円に対しまして、決算額は2億477万5,339円で、94.8%の執行率であります。職員の人件費及び国民健康保険特別会計への繰出金並びに社会福祉協議会等への補助金が主なものでございます。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進といたしまして、民生児童委員活動の支援では、民生児童委員44人、主任児童委員3人に対しまして活動費の助成を行いました。

次に、129ページ、福祉のまちづくりの推進としまして、社会福祉協議会との連携では、地域の福祉向上の推進役として活動しており、また介護保険指定事業者となります社会福祉協議会と連携をして、ボランティア活動の育成、小地域福祉会の活動支援、相談支援など、地域ぐるみの福祉活動の推進を行いました。

また、各種団体への支援では、遺族会、母子寡婦福祉会、保護司会の各種福祉団体に助成し、その活動を支援しました。

また、施設入所者の慰問では、斑鳩町より各施設に入所されています方々を慰問することによりお話をするなどの交流を行うため、知的障害者施設12カ所、身体障害者福祉施設6カ所、児童福祉施設3カ所、老人福祉施設2カ所、救護施設2カ所、国立病院1カ所の各施設を訪問して154人の方々を慰問いたしました。

さらに戦没者追悼式の開催では、戦没者の御遺族や、関係の方々に多数御参列をいただき、中央公民館において追悼式を5月30日に開催し、先の戦争において亡くなられました方々に哀悼の意をささげました。

また、福祉基金の活用では、高齢者福祉や障害者福祉等の福祉活動の促進のため、福祉基金の活用を図りました。平成18年度末での積立額は3億2,416万125円となっており、この基金の運用益を福祉施策の充実を図り活用するため、平成18年度も高齢者優待乗車券交付事業に充当いたしました。

次に、130ページの国民健康保険の充実では、国民健康保険事業への支援であります。一般会計から国保特別会計への繰出金であり7,769万5,356円で、主に職員給与費等事務に要する経費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等にかかります所要額を繰り出したしました。

次に、131ページ、第2目国民年金事務取扱費であります。予算現額989万3,000円に対しまして、決算額は939万774円で執行率は94.9%であります。国民年金の充実では、本来、国の役割である国民年金事務のうち、第1号被保険者の資格取得届や、保険料の免除申請の受付などについて、町が法定受託事務として行っております。平成18年度では全額免除、または半額免除の2段階であった保険料免除制度に新たに4分の1免除、及び4分の3免除が追加され、それぞれの申請に応じた受付審査、所得確認を行いました。

また、社会保険事務所によります保険料免除等の不適正処理の適正化に伴い、申請免除等の過年度分の申請期限が平成18年7月までから平成18年10月までに延長されたことにより、その申請に対応した説明や受付等の事務を行いました。

公的年金制度につきましては、平成16年の閣僚等の未納、未加入問題に続いて、この平成18年度は社会保険事務所によります保険料免除等にかかる不適正な処理が社会的な問題となり、全国的にマイナスイメージが広がりました。町としましては、社会保険事務所と連携をとりながら、住民の身近な窓口として、年金に関する種々の相談に応じ、年金行政の信頼回復の一助となるよう努めているところであります。

次に、132ページ、第3目老人福祉費であります。予算現額2億6,815万6,000円に対しまして、決算額は2億3,689万9,645円で執行率は88.3%であります。高齢者福祉の増進を図るため、高齢者の生きがいづくりや、健やかで活力ある地域づくりを推進し、在宅のひとり暮らしの高齢者の方々に対し、生活支援サービスを提供することにより高齢者が住みなれた地域で自立し、さらに生活の質の確保が図れるように、要援護高齢者や、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上のため各事業に取り

組みました。

平成18年度から介護保険制度が一部改正されたことによりまして、在宅介護支援センターの運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託しておりましたが、平成18年3月末で廃止し、新たに斑鳩町地域包括支援センターを設置し、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託しました。

また、前年度までは一般会計の民生費、社会福祉費で予算計上して事業を実施しておりました生活管理指導短期宿泊サービス、それから、生活管理指導員派遣サービス、男性料理教室、家族介護教室、家族介護用品の支給、家族介護慰労金の支給、徘徊高齢者家族支援サービス、成年後見制度サービス、住宅改修サービス、配食サービスが制度改正により平成18年度から介護保険事業特別会計の地域支援事業に移行をしております。そのほか、介護保険事業に組み替えされない事業につきましては、引き続き、高齢福祉の事業として実施をいたしました。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、緊急通報装置等の設置では、ひとり暮らしの高齢者等が自宅で急病や、災害等により緊急事態に陥ったとき、あらかじめ組織した近隣の協力員等に緊急通報が届き、迅速かつ適正な対応が適正な対応が図られるよう緊急通報装置を貸与いたしました。初期連絡がいつも24時間確実に受けられるよう専門のオペレーターがいる事業者を受信業務を委託し、協力員や消防署とも連携をしながら、安心して在宅生活をおくっていただけるようその体制づくりに努めました。

次に、生きがいつくりであります。高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者が健康でいきいきとした生活をおくってもらえるように各事業に取り組みました。

まず、敬老式典の開催では、高齢者を敬愛し、長寿を祝うため9月9日にいかるがホールで敬老式典を開催し、493人の方々の御参加をいただきました。

また、133ページ、老人クラブへの助成及び高齢者健康づくりの推進では、人生経験豊かな高齢者の知識と経験を生かし、生きがいつくりと健康づくりのための多様な社会活動をされている老人クラブの活動に対しまして助成を行いました。

さらに、高齢者優待券の交付、134ページの高齢者優待利用券の交付では、高齢者の社会参加を促進するため、70歳以上の方を対象に交付を行いました。平成15年度までは奈良交通のバスカードの高齢者優待乗車券の交付のみでありましたが、平成16年度からは、新たにいきいきの里の入浴に使用できる高齢者優待入浴券を追加し、利用

者の希望によりバスカード、もしくは入浴券を交付するよういたしました。高齢者優待乗車券は2, 299人、高齢者優待入浴券は189人の方に交付をいたしました。

次に、介護保険サービスの推進としまして、老人福祉施設三室園組合との連携では、広域圏で設置しています一部事務組合の三室園の運営に要します費用の負担を行い、施設機能とサービスの充実に努めました。

また、ホームヘルプサービス利用料の助成としまして、低所得の高齢者や、障害者がホームヘルプサービスを利用した場合に、その利用料の一部助成を行い、利用の負担軽減を図ることにより、介護保険サービスの円滑な利用を支援いたしました。

続きまして、135ページ、介護予防生活支援の推進としまして、ひとり暮らし高齢者等の自立と、生活の質の確保を図ることにより、要介護状態におちいらないように生活支援サービスを提供いたしました。

まず、老人福祉施設への入所では、居宅において身体や精神、あるいは環境及び経済的理由により生計維持が困難な高齢者に対しまして、養護老人ホームへの入所措置を実施しました。

次に、軽度生活援助サービスの提供では、在宅のひとり暮らし高齢者等の生活を支援するため、シルバー人材センターの会員が援助の必要な高齢者宅に訪問して、日常生活の簡単な手伝いを行いました。

また、136ページに移りまして、美容院に出向くことが困難な方に対しまして、理容師等が自宅に訪問して実施する訪問理美容サービスの実施、また、居宅に乳酸飲料の配達を行うことにより高齢者の安否確認を行いながら、健康の向上を目的とする愛の訪問サービスを実施しました。

さらに、介護保険の要介護4または要介護5の認定を受けた高齢者を介護されておられる家族の方で、過去1年間、介護保険のサービスを利用されなかった場合、在宅寝たきり老人介護手当の支給を行い、在宅介護の支援を行いました。

また、137ページでは、老人保健の充実としまして、老人保健への支援であり、一般会計から老人保健特別会計への繰出金で、決算額は1億6,085万7,316円あります。法令の規定に基づき、老人保健の医療等にかかります経費は、診療報酬支払基金、国、都道府県、市町村がそれぞれの割合に応じて負担することとなっており、その町の負担分として、一般会計から老人保健特別会計へ繰り出したものであります。

また、当該科目から第19節負担金補助及び交付金の増額補正を行い、平成18年9月1日に設置されました奈良県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の運営経費の負担金として84万円を支出いたしました。

次に、138ページ、第4目老人憩の家運営費であります。予算現額1,954万9,000円に対しまして、決算額は1,912万4,376円で97.8%の執行率となっています。

老人憩の家の運営についてであります。本年度は東老人憩の家で294日、西老人憩の家で296日の開館を行い、東、西の老人憩の家を合わせまして3万7,925人の方々に御利用をいただきました。老人憩の家では、入浴とともに、カラオケや囲碁、将棋を楽しんでいただいたり、老人クラブの集会等にも利用されますとともに、月1回の高齢者健康体操を開催し、高齢者の生きがいの場の提供や、健康づくりの促進に役立っているのではないかと考えております。

次に、139ページ、第5目新生活振興費であります。予算現額9万5,000円に対しまして、決算額は9万4,500円で99.4%の執行となっております。消費者意識の向上としまして、生活学校の活動支援では、地域の課題や、環境問題等を学びながら、住みよい地域づくりの推進に努めていただいております生活学校の活動を支援いたしました。

次に、140ページ、第6目医療対策費であります。予算現額1億2,556万4,000円に対しまして、決算額は1億2,228万6,368円で、執行率は97.3%であります。福祉医療の充実としまして140ページから142ページにかけての老人医療費の助成、乳幼児医療費の助成、心身障害者医療費の助成、母子医療費の助成、重度心身障害老人等医療費の助成、精神障害者医療費の助成につきましては、全体で御説明をさせていただきますが、高齢者、乳幼児、母子家庭、障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に対象となります方々の医療費の自己負担分を助成いたしました。扶助費として1億1,486万4,200円を支出しております。この事業は原則として、県の補助を受けて実施しておりますが、本町では対象者の拡大や、全額助成など、町単独で県補助対象の枠を超えた助成を行っております。

また、平成17年度には、県下一斉に自動償還払方式が導入されましたが、この18年度では2年目を迎え、制度として定着が図られたと考えております。扶助費が全体と

しては増加しているところではありますが、乳幼児の助成や、母子家庭の助成は前年度より減少し、一方高齢者の助成や障害者の助成は増加しました。自動償還払により支出する助成金の中に、医療保険の高額医療費相当分が含まれることとなったことが一因であります。

また、140ページの支出の状況、上の方でございますが、支出の状況にあります貸付金、区分の貸付金の255万3,630円ではありますが、これは医療費自己負担分を一たん支払うという経済的負担に配慮して設けられました福祉医療費資金貸付制度の貸付分であります。1カ月1万円以上、30万円を限度として貸付を行うもので、貸付により支払った医療費について、本来受けるべき助成金をもって償還に充てております。

次に143ページの第7目人権対策費であります。予算現額133万7,000円に対しまして、決算額は115万423円で、86.0%の執行率であります。人権教育の推進としまして、人権問題職員研修の実施では、職員の人権意識の高揚を図るため、各種の研修に参加をいたしました。また、啓発活動の促進では、人権問題の啓発としまして、差別をなくす強調月間及び人権週間におきまして、のぼり旗、懸垂幕の掲出、街頭啓発を実施しましたほか、差別をなくす町民集会、人権講演会の開催を行い、啓発活動の推進を図りました。今後もすべての人が生まれてきてよかった、生きることがこんなにも素晴らしいと実感できる社会の実現をめざし、引き続き、人権侵害を許さない社会的雰囲気をつくり、あらゆる差別の撤廃に向けた、なお一層の啓発活動の推進をしてまいりたいと考えております。

次に、144ページ、第8目国民健康保険医療助成費であります。予算現額1億211万円に対しまして決算額は1億210万7,631円で、執行率が99.9%であります。国民健康保険の充実として、おもに低所得者の国民健康保険税の軽減分を補てんするため、法令の定めにより国民健康保険事業特別会計に繰り出したものであります。このうち町の実際の負担は4分の1であります。

次に、145ページ、第9目あゆみの家管理運営費ではありますが、予算現額114万5,000円に対しまして、決算額は109万172円で、95.2%の執行率となっております。あゆみの家維持管理に伴います経費が主なものであります。あゆみの家は、福祉作業所の活動の場として、児童の育成、発達の促進や障害者や障害児の福祉の向上のため活用していただいておりますことから、あゆみの家の施設の維持管理に努めまし

た。

次に、146ページ、第10目福祉会館管理運営費であります。予算現額217万7,000円に対しまして、決算額は211万1,772円で、97.0%の執行率であります。福祉会館の維持管理に伴います必要な経費が主なものであります。福祉会館は斑鳩町社会福祉協議会へ無償貸与し、福祉活動の拠点として、また福祉団体や、ボランティアグループ等の活動の場として御利用いただいているところであります。年間の利用団体数は延べ345団体、4,702人の方が御利用いただいておりますことから、福祉会館の施設維持及び管理に努めました。

次147ページ、第11目障害福祉費であります。予算現額2億3,676万6,000円に対しまして、決算額は2億273万6,863円で執行率は85.6%であります。障害者福祉につきましては、平成18年度から進めています障害者計画により、リハビリテーションとノーマライゼーションの二つの理念を基本としまして、社会参加と平等の社会の実現を目指し、障害者の方々が家庭や地域の社会の中で、安心して暮らせるように、その充実に努めているところであります。

まず、147ページ、社会参加の促進支援についてであります。各種障害者福祉団体への活動支援では、障害者の社会参加を促進し、その活動を支援するために身体障害者福祉協議会など、福祉団体に対しまして助成を行いました。また、精神障害者小規模作業所の運営支援では、各種福祉作業所への助成を通して、生活訓練や作業訓練の機会の提供し、社会復帰の促進や、就労及び生活能力の向上を支援しました。

まず、精神障害者小規模作業所では、当町からは大和郡山市のcom.きらめきには2人の方が、王寺町のらそらには7人の方が、また大和郡山市のふれあい工房に1人と、彩食キッチンBONには2人の方が通所されており、運営の助成を行いました。

次に、148ページ、福祉作業所の運営支援では、一般就労が困難な障害者に就労能力及び生活能力の向上を図るために、斑鳩町福祉作業所、虹の家の二つの施設の運営に対しまして助成を行いました。当町からは斑鳩町福祉作業所には11人の方が、虹の家には9人の方が通所されております。

また、重度身体障害者の移動支援では、常時車いす利用され、外出機会の少ない重度の障害者の方々のために、リフト付乗用車によります移動支援を行いました。

また、149ページ、手話通訳者の設置・派遣では、コミュニケーション支援事業と

しまして、聴覚や言語機能障害の方のために、役場庁舎内に手話通訳者を配置し、窓口業務の対応のほか、障害者等の要請に応じまして、学校、病院などや、町主催の講演会等における手話通訳者の派遣など、障害に応じた支援を行っております。

また、150ページ、手話奉仕員の養成では、手話奉仕員の養成講座を開催いたしました。心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、心身障害者（児）、身体障害者及びその家族の方々を対象に例年実施しており、7月の末に京都嵐山、滋賀方面へ、身体障害者ふれあいの集いにつきましては、8月の末に五條市の温泉で実施をそれぞれいたしました。参加いただいた障害者の方々には楽しい思い出になり、また保護者の方には、日ごろの疲れをいやしていただける機会になったのではないかと考えております。

また、151ページ、車いす昇降用リフト付マイクロバスの運行では、町公共施設の利用や、社会参加の促進を図るため、障害者、または高齢者等の方々に、主に構成されます団体の交通手段としてバスの運行を行いました。

続きまして、自立支援策の充実であります。障害を持つ人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害の種別にかかわらず、サービスが利用できるようにサービス利用の仕組みを一元化し、効果的、効率的に障害者の自立を支援することを目指し、昨年4月に障害者自立支援法が施行をされております。この障害者自立支援法は、サービスの利用者負担も応能負担から原則1割の税率負担に、また所得に応じた月額上限の設定に見直されるとともに、障害程度区分に基づいて、サービスの必要度を定める仕組みを導入し、支給決定の透明化、明確化を図っております。従来の福祉サービスは平成18年10月からの自立支援法の本格施行により、障害程度区分に基づいて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと、町が中心となり利用者の方々の障害に応じて柔軟に実施できる、地域生活支援事業が大きく分かれました。

まず、新体系に移行するまでの4月から9月までのサービスを行いました事業は151ページでございます。身体障害者居宅介護等支援費の支給、知的障害者居宅介護等支援費の支給、児童障害者居宅介護等支援費の支給、身体障害者更生施設等支援費の支給。次の152ページ、知的障害者更生施設等支援費の支給と、154ページでございます。在宅重度精神障害者短期保護の実施、精神障害者ホームヘルプサービスの実施であります。まとめて御説明をいたしますが、身体障害者に関しましては、ホームヘルプサービスの利用者は40人で、延べ2,335時間、短期入所では1の方が延べ54日、デ

イサービスでは1人の方が16日、施設入所では9人の方のそれぞれの利用がございました。

次に、知的障害者に関しましては、ホームヘルプサービスの利用者は13人で、延べ1,053時間、短期入所では6人の方が延べ94日、デイサービスでは2人の方が186日、グループホームでは6人、施設入所では32人の方がそれぞれ利用がございました。

次に、児童障害者に関しましては、ホームヘルプサービスの利用は5人で、延べ516時間、短期入所では2人の方が延べ12日の利用となっております。また、精神障害者に関しましては、ホームヘルプサービスの利用者数は5人で、延べ268回、短期入所では1人の方が延べ11日の利用となっております。

続きまして、10月からの自立支援法の本格施行により、新体系に移行してからのサービスを行いました事業であります。155ページの自立支援認定審査会の運営、156ページの障害者相談の実施、障害者の移動支援、日中一時支援サービスの提供、そして157ページの障害者介護給付・訓練等給付費の支給、地域活動支援センターの機能強化であります。これらは10月からの自立支援法の施行により新しい体系での行われた事業でございます。

地域支援事業としまして、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援等の各事業を実施しております。これもまとめて御説明を申し上げますが、156ページの相談支援事業は、西和7町で生活支援センターななつぼしに委託し、3障害に対応できる相談員を配置しており、52人の障害者及び介護者から延べ634件の相談がございました。

また、移動支援では、屋外での移動が困難な障害を持つ方については、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のため、外出の際の移動を支援しました。また、日中一時支援サービスでは、日中の活動の場や、創作活動等の機会の提供を行い、社会との交流の促進等の支援を行いました。これらの各種サービスの提供により、障害があっても自立した社会生活がおくれるようその充実を図りました。

157ページの障害者介護給付・訓練等給付費の支給では、ホームヘルプサービスの利用者数は29人で、延べ3,085時間、重度訪問介護では、1人で延べ51時間、療養介護では2人で延べ283日、施設入所者で37人、ケアホームでは5人の利用が

あり、また就労移行支援では、1人で延べ30日、就労継続支援では3人で延べ136日の利用がありました。

また、地域活動支援センターの機能を強化するため助成金を支払い支援を行っております。

そのほか、自立支援にかかります事業といたしまして、152ページに戻っていただきますが、152ページから153ページでは、重度心身障害者等の生活の安定を図るための重度心身障害者等福祉年金の支給や、身体障害者の日常生活の支援を図るための装具の交付、修理や、社会参加の促進を図るための福祉タクシー利用料金の助成を引き続き実施いたしました。

また、155ページでは、更生医療費の助成や、更生訓練費の支給を行い、障害の程度を軽減したり、除去したり、または障害の進行を防ぐ等の必要な費用の支援を行いました。

続きまして、157ページに移っていただきますが、157ページの下の方、療育・保育・教育の充実であります。事業名としまして療育教室の開催では、心身の発達などについて心配のある幼児に対しまして遊びを通じた集団活動等により、身体の発達や知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めており、利用者は17人でありました。

次に、158ページ、障害者福祉計画推進協議会の運営では、障害者福祉計画に基づく障害者が安心して地域生活をおくるための支援と、その実現に向けた各種施策を確実に実施していくため、障害者福祉計画推進協議会を開催するとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定では、平成18年度から3年間の地域におきますサービス基盤や、人材の計画的な確保等について計画策定を行いました。

次に、159ページの第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。予算現額3,204万2,000円に対しまして、決算額は3,125万8,031円で、97.5%の執行率であります。職員の人件費及び施設の維持管理に伴います経費が主なものであります。この施設は多世代間の交流の場として開館以来、多くの方々に御利用をいただいているところであります。本年度は3万9,526人の方の利用があり、前年度と比較しますと3,483人の増となっております。

施設別の利用状況であります。入浴者数は3万6,196人、娯楽室は2,032

人、小広間は1,298人でありました。前年度と比較しますと娯楽室小広間は前年度よりわずかに利用者が減少しておりますが、浴場の利用者については3,000人以上の増となっております。これは平成17年4月から料金体系を町内と町外に分け、町内の料金の値下げと同時に、町外の料金の値上げを行うことにより、町内の方々を利用しやすくしたこと及び敬老記念品としてふれあい交流センター入浴券を配布し、本人と家族の方も御利用していただけるようにするなど、利用者の促進を図ってきたことによるものと考えております。

次に、160ページ、第13目介護保険事業繰出費であります。予算現額2億2,969万3,000円に対しまして、決算額は2億1,759万1,713円で、執行率は94.7%となっております。

介護保険事業特別会計にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業費に要する所要額を当科目より繰り出しを行い、介護保険事業の円滑な推進に努めたところであります。

次に、161ページの第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費であります。予算現額2億4,031万9,000円に対しまして、決算額は2億3,996万6,601万円で99.8%の執行率であります。本町の福祉の拠点となります施設を目指し、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化など、保健センターを併設した特定者の方の利用施設ではなく、広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設として整備計画をしており、用地取得では、地権者の御理解と御協力を得ることができ、北側の用地の確保ができました。

また、建設工事の実施設計につきましては、プロポーザル方式により設計者の選定を行い、総合福祉会館整備基本計画に基づき住民参加のワークショップも取り入れて設計を行ったところであります。

続きまして、第2項児童福祉費であります。予算現額5億1,714万2,000円に対しまして決算額は5億866万1,354円で執行率は98.3%であります。

まず、162ページの第1目児童福祉総務費であります。この目の予算現額1,929万7,000円に対しまして、決算額は1,878万6,375円で、執行率は97.3%であります。職員の人件費が主なものであります。

まず、子育て支援の充実としまして、遺児福祉年金の支給では、母子、父子、福祉の

推進ということで、遺児福祉年金を両親のいない遺児に一人当たり年額3万6,000円、片親のいない遺児に一人当たり年額1万8,000円の給付をそれぞれ行い、遺児の自立支援を行いました。対象世帯数は25世帯、対象児童は37名であります。

また、163ページ、地域ぐるみでの子育て支援の充実としまして、子育てサポーターの支援では、少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化から、子育て中の親が子育てについての相談や、協力してくれる人がいないなど、家庭や地域における子育て支援機能が低下している中で、乳幼児と親が気楽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図るとともに、町が養成しました子育てサポーターによる育児相談なども行う、斑鳩町つどいの広場事業を平成18年6月5日より月、水、金の週3回、午前10時から午後4時まで、斑鳩幼稚園の空教室を利用して開始しました。3月末までに延べ2,078人、1日7人の親子の利用があり、子育てや負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境整備を進めました。

また、次世代育成支援地域協議会の運営では、次世代育成支援地域協議会を開催し、次世代育成支援行動計画の進捗管理に努めました。

次に、164ページの第2目児童手当費であります。予算現額5,440万円に対しまして、決算額は1億5,375万8,473円の99.5%の執行率であります。児童手当の給付に要した経費が主なものであります。

まず、急速な少子化の進行を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て家庭への支援を行うことから、昨年の4月より支給期間を小学校第3学年終了前から小学校終了前までに拡大され、3歳児未満の児童では563人に、3歳以上小学校終了までの児童では1,275人に児童手当を支給しました。

次に、165ページの第3目保育園費であります。予算現額3億2,611万9,000円に対しまして、決算額は3億1,998万5,058円で98.1%の執行率であります。保育士等の職員の人件費と施設の維持管理に伴います経費が主なものであります。

保育体制の充実では、両保育園に286人の園児を受け入れ、通常保育以外に特別保育事業といたしまして未満児保育、長時間保育、延長保育等を引き続き実施するとともに

に、保護者の多様なニーズや、緊急時等の対応といたしまして、あわ保育園で一時保育事業を実施し、常に園児の安全と衛生面に十分な注意をはらいながら、子育てと仕事の両立を支援し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めるため、日々保育運営に取り組んでいるところであります。

まず、午後6時30分まで保育を行います長時間保育では、たつた保育園で108人、あわ保育園で123人の園児の利用があり、午後8時まで保育をいたします延長保育では、たつた保育園で延べ78人、実人員は7人です。あわ保育園で延べ189人、実人員は24人です。その利用がございました。また、保護者の傷病等により家庭での保育が困難な場合に、あわ保育園で実施しております一時保育事業では延べ70人、延べ日数で675日の利用がありました。

さらに、166ページ、広域入所の充実では、保護者の勤務の都合等によります多様な保育ニーズに対応いたしまして、本町以外の市町村において相互に入所を行います広域入所を実施し、12市町へ88人の保育委託を行いました。これに要しました経費としまして5,441万350円を支出しております。逆に8市町村から22人の児童を受託いたしております。

また、167ページ、地域ぐるみの子育ての充実としまして、保育園地域活動の実施では、保育園において、電話での子育て相談をはじめ、家庭支援講座の開催や、移動動物園、ふれあい人形劇、園庭開放を行うなど、世代間や異なった年齢児の交流を図り、地域での子育て支援を推進しました。また、高齢者や地域の未就園児などとの交流も行い、より地域に根差し、地域に開かれた保育園を目指して、その運営に努めているところでございます。

次に、168ページ、第4目一日里親会費であります。予算現額52万1,000円に対しまして、決算額は49万4,964円で95.0%の執行率であります。毎年両親または片親のいない小中学生の子どもたちを町長が親代りとなって実施いたしております一日里親会は、8月8日の堺市、ハーベストの丘と阿倍野防災センターを見学し、当日参加しました57人の子どもたちには、楽しい夏休みの思い出になったのではないかと考えております。

次に、169ページの第5目学童保育運営費であります。予算現額1,680万5,000円に対しまして、決算額は1,563万6,587円で、93.0%執行率であ

ります。職員の人件費及び施設の維持管理に要します経費が主なものであります。放課後児童対策の充実としまして、保護者が労働や疾病等で放課後帰宅しても保護を受けることができない児童の健全育成を図ることを目的に、学童保育サービスを実施しています。近年の共働き家庭の一般化、就労形態の変化に伴い、受け入れ児童数も年々増加している状況となっており、斑鳩学童保育室では117人、西学童保育室では38人、東学童保育室では81人の合計236人の児童を放課後及び学校休業日に開設して、児童の健全育成に努めています。

次に、170ページ、第3目災害救助費、第1目災害救助費であります。災害の発生がなく未執行となっております。

以上、簡単ではございますが、第3款民生費の御説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第3款民生費について、委員の皆さんから質疑をお受けしてまいりたいと思います。

主要な施策の成果報告書128ページから170ページまでです。それぞれの委員の皆さんの質疑どうぞ。

辻委員。

○辻委員 131ページ、国民年金事務取扱費の中で、これ国の申請事務なのかな。その辺でいろいろ問題出ていますけれども、一般財源360万円出していますけど、国の事務やから、できたら国で満額もってもらいたいような要望できへんのかなというのが、国の取扱事務やから、その辺でそんな要望できへんのかなということでひとつ疑問に思うのと、あと、138ページの老人憩の家運営費の中で、さっきも説明があったように、東老人憩の家の開催日と西老人憩の家の開催日が17年と同じやねんけど、18年は2日違うんですか。どんな理由やったんかなと。

特に、147ページの障害福祉費の中で、これ途中で当初、2億5,000万円あったやつが1,600万円減額し、さらに不用額で3,400万円不用額出ているんです。特に今、障害の関係でいろいろ言われている自立支援法というように言われていますけれども、その辺の利用者、見たら少ないやつもあるし、総括的にどうやったのかなというのがちょっと疑問に思うだけで、それだけすみません3点。

○里川委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 国民年金事務取扱費にかかります国の負担金ということでございますが、確かに平成17年度では800万円余、国からありましたものが18年度は施策の成果131ページに記載させていただいていますとおり575万円強ということになっております。この国の負担金につきましては、実績の例えばよく補助金などにあります実績の何分の1を負担するとか、そういうものではございませんで、被保険者数でありますとか、処理件数に対しまして単価をかけて求めるということでございます。ただ、17年度までにつきましては、物件費について余った部分については、人件費の補助の方にも回すということになっておったものが、18年度からは人件費と物件費をきちんと分けて交付するという方式に変わりましたもので、今回、国からは575万円しか交付を受けることができなかったということでございます。委員おっしゃいますように、国民年金の事務はあくまでも国の事務でありますので、このあたり地方で要した費用につきましては、きちんと国の方で見ていただくよう要望してまいりたいと考えております。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず、最初の老人憩の家の開館日の違いでございます。東老人憩の家が2日間、西老人憩の家よりも少なくなっております。これにつきましては、老人憩の家の浴槽のタイルが割れましてその補修を行いました。また、それと同時にカーペットもかなり古くなっておりましたので、その補修の期間2日間にカーペットとタイルの補修を2日間の間に行った関係で、その2日間を一応おふろの方は休館というか、使えないという状況で、あと大広間等につきましては、利用できるという状況で使えるわけですが、その2日間につきましては、全くの休館というかたちでおふろも大広間も使えない、というかたちでの対応でございます。

それともう1点でございます。障害者福祉費でございます。委員が今御指摘いただきましたように、障害者福祉費の不用額もかなり出ておりますが、当初見込みという形で自立支援法が18年度4月から始まるということで、私たちもかなり実績等も把握しながら予算組を行ったわけですが、当初始まってみますと、その利用者の方の利用状況はかなり私たちが見ておりました計画とかなり食い違っておりました。また、自立支援法の中身等も当初ははっきりしない中での予算組を行いましたことから、当初の予算額と今、現実の決算額とは少し離れたようになっておりますが、そういう形での予算組という形

でさせていただいていましたので、その辺、了解をお願いしたいと思います。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 もう1回すみません。156ページの障害者相談の実施いうことでななつぼしに委託をされてますやろ、利用者数52人で634回というのは、これ10月から半年ほどでこれ、1人10回以上相談して、何かいろいろそれだけ相談できやんのかなと思って、利用者数52人ですやろ、利用件数が634回って、1人10回ぐらい相談に、この実績。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 相談件数、利用者数52人という方が実数の相談された方の人数でございます。その方が634回ということですので、複数かなり相談されているという状況でございます。相談につきましては、電話相談でありますとか、直接、ななつぼしに行かれる場合、また電話相談の中身によりましたら直接ななつぼしが相談者宅へ出向くということもございます。その中身につきましては、かなり1人の方で多く相談されるという状況でございます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 これから見たら、何か自立支援法でたんやから、何かもうややこしいさかいに、絶えず相談しに行ってやるのかなというような、ちょっと僕が思っただけで、それで結構です。

○里川委員長 ほかに。

紀委員。

○紀委員 132ページの緊急通報装置等の設置いうのがあると思うんですけど、ひとり暮らしの高齢者というのは斑鳩町はどれぐらいいるんですかね。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ひとり暮らしの高齢者という把握ではやっておりませんので、把握をいたしておりません。

○里川委員長 紀委員。

○紀委員 そしたら、この緊急通報装置なんですけどね、17年度で82、18年度が87ということで、余りふえてないんですけど、これはどういう方法で申し込みとか受けておられるのかね。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 これにつきましては、相談者の方が直接福祉課の窓口来られるとか、また地元の福祉会で御相談されて、福祉会から福祉課の窓口で御相談される場合もございます。また、包括支援センターにつきましても、お年寄りの相談も承っておりますので、その中でそういう形で緊急通報装置が必要でないかというものがありましたら設置をするという申し込みをしていただいて、設置をするという状況でございます。

○里川委員長 紀委員。

○紀委員 ということは相談に来られた方だけに設置を勧めておられるということですか。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 広報につきましては、小地域福祉会の方にもそういう形でそういう緊急通報装置がございますという形で広報しております。御本人さんにはなかなかそういう形での広報はしておりませんが、周り、地域からのそういう広報いたしまして、その方がこの人には必要ではないかという形で御相談される場合が多ございますので、なかなか御本人さん直接来られるということにはございませんので、そういう形で周り、地域からのそういう広報で、そういう形で必要な方をひらっていくという形でございます。

○里川委員長 今の質問に関連してなんですけれども、単身の高齢者世帯の把握ができていないというのが、ちょっと私も今、聞いていて、ええと思ったんですけどね、ということは小地域福祉会で、もしくは民生委員さんの方でつかんでおられるということになっていて、町としてはそれをようつかんでいないということになるのか、そうしたら小地域福祉会さんの方に、何か災害が起こったときでもお願いせんことには、町はわからへんというような状態になっているのかね。ただ、今、現実に数字がないだけで下へおいたら単身世帯わかるんですというのか、どっちなんかね、ちょっとはっきりしといてほしいなと思うんですけど。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 はっきりした数字はつかんでおらないということでございます。小地域福祉会、また民生児童委員さんの方が地域をお回りになって把握をしておられます。その情報等は福祉課も情報いただくということで把握をしておりますが、はっきりした人数というのはつかんでおらないという状況でございます。

○里川委員長 それはね、やっぱり災害対策の中でもね、障害者や高齢者、特に高齢者

の単身世帯なんかは災害が起こったときにどうするかという計画なども、斑鳩町としてはつくりたくないのに、その数をつかめていないというのはちょっとどうかと思いますのでね、それはもうちょっとやっぱり数的には、ふだんの活動については小地域福祉会や、民生委員さんをお願いするのはそれでもいいんですけども、数としてやっぱりきちっとつかんでおくのは行政としてすべきではないかなと思うんですけども。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 その辺もございまして、今度、災害弱者の方の把握という形で、アンケート調査もいたしまして、現実にはその数の把握をしてまいりたいというふうに思っております。また、災害時の援助が必要でないか、必要であるかというのも、またその家庭の状況等もそのアンケートの中でつかみまして、実際に災害時に援助が必要という形をひらいていきたいというふうに考えております。

○里川委員長 ぜひきちっとつかんどいていただきたいと思います。

ほかに委員さんの方から。

西谷委員。

○西谷委員 159ページのふれあい交流センターの利用者数がざっと3,483人ふえているのに、使用料が減少していると、この辺の関係はなぜかと。

それと、161ページの総合福祉会館の設計についてプロポーザル方式で設計会社、プランを決めたというんですが、具体的にこれ決めはったときに、他の設計業者とどのような違いがあって、どういう特徴があって、この設計会社、このプロポーザルの結果についてちょっと教えていただけますか。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず1点目のふれあい交流センターいきいきの里の充実の事業名のところの利用者数の関係でございまして、利用者数につきましては、今、委員御指摘ございましたように3,483人の方の増でございまして、ただ、部長の説明の中にもありましたように、ふれあい交流センターの料金の改定を行いました後、町内、町外の利用者の方が減ってきた状況でございました。ただ、昨年またそういう形で敬老会の記念品をふれあい交流センターの入浴券という形でも配布させていただきまして、その券を利用される方の利用がかなりあって、形でふえてきたという形でございまして。

次に、総合福祉会館のプロポーザルのこととございまして、これにつきましては、プロ

ポーザルを選定をする際に、7業者で選定競争を行ったわけでございます。その中で、町が指定しました項目等を各業者が、プロポーザル案の中に盛り込んできまして、その案を審査して決定したわけでございます。今回、安井建築設計事務所が選ばれましたのは、その斑鳩の風土にあった大きな建物ではなしに、小さな棟を大きく使うということ、また、敷地をうまく各ゾーンに障害者ゾーン、地域福祉ゾーン、児童ゾーン、保健センターゾーンという形で、その建物を敷地にあったゾーンを分けることによって、うまく配置することによって、その利用をうまくできるというような案も出ておりました。そういうことで、各ほかの案も出ておりましたが、その中で比較する中で、その案が最も斑鳩らしく、総合福祉会館に適する建物であろうということで選定していただいたところでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今は、小さな建物を大きく使うと、ゾーン別でうまく設計されたとか、敷地にあったという形でこう言われたんですが、これは決められるというのは、委員会みたいな検討委員会の中で決められたんですか。もし決めるとしたら、そのメンバーを教えてください。

○里川委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 プロポーザルというのは、技術提案型の設計入札です。町としては、指名をいたしました。設計業者の指名をいたしました。その設計業者は7社を指名した。その7社のコンサルタントというのは、町が示したプロポーザル作成要綱、それとまた、業務委託仕様書と、こういったものをその業者に提出させてですね、そしてその中で業者は各社が作成要綱や仕様書の中で決められている内容を技術をもって作成してそれを提案するんです。その提案したものが、5人の審査委員がおられます。これはもう大学の先生ばかりで、町の職員は一人も入っていません。そういう方が業者からその内容について十分聞き取って、そして一番適切な業者を投票で選ぶとこういうことが経過でございますから、プロポーザルによる設計というのは、技術提案してその一番、技術提案が適切な業者を選定するということでございます。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 審査委員さん5名のプロポーザル審査委員会委員の方のお名前でございますが、相良二郎先生、この方はその建物に関する研究等をされておる方で、社会福祉

に関することも深いという形で選ばせていただいております。また、高田昇先生、この方は町の委員にもなっておられる方で、かなり斑鳩町の建物についても、その内容等についても把握しておられることで委員に選ばせていただきました。また、所めぐみ先生、それから檜谷美恵子先生、このお二人の方は、障害者福祉でありますとか、そういう形での造詣が深く、そういうものについて建物の中でそういう形をどうやって取り入れていったらいいかという形での研究をされておられましたので、委員に選ばせていただいております。もう一人、三浦研先生でございます。この方は建築の専門家の方でございます。建築についての専門という立場から審査していただくという形で選んでおります。以上でございます。

○里川委員長 ほかに。

伴委員。

○伴委員 142ページの母子医療費の助成ですが、これ18歳未満の児童を養育している配偶者のいない女性でとこうなっているんですが、これ一定所得未満の方というのを縛りをかけているんで、これ別に女性でなくても、父子家庭でもこれはそういうような対象にしていってもどうかなと思うんですが、そのあたりどんなものでしょうか。

○里川委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 この事業につきましては、部長の説明でもございましたように、基本的には県の補助を受けて行っている事業でございます。県の方でも、父子に対する医療費については検討はされたというふうには聞いてはおりますけれども、県の調査では、父子家庭よりも母子家庭の方が収入面で少ないのではないかということで、一昨年、自動償還払いに移行する際に、父子家庭も検討されたけれども、父子家庭への助成は見送られたという経緯がございます。現段階では、県の補助を受けている分についての実施について行っていくという考えでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 うちの我が町からもそういう形で父子もどうかというようなことで要望の方、よろしくをお願いします。

○里川委員長 ほかに委員さんの方ではございませんでしょうか。

辻委員。

○辻委員 ちょっと災害のところで言おうと思っております、今ちょっと災害時の要援護者

の実態調査をするということで聞いていますけれども、これちょっと最近TVで言うていたこと、災害時のときそういう調査した名簿使えるということで、例えば、震災なら問題ないけれど、台風が接近してきて避難をされる地域で、災害時でないから名簿が使えなかったということでちょっと報道もされていましたが、今後、そういう援護者の実態調査、アンケート調査をされるときには、その辺が個人情報保護にもひっかかることもありますけれどもできましたら有意義に使えるような格好の同意を得ながら作成していただきたいということで、それとまた、恐らく要援護者に対する介護人というのが設定されると思いますけれども、その辺の人選もよろしくお願ひしたいと、これは要望だけで結構です。

○里川委員長 ほかに委員さんの方、ございませんでしょうか。

すみません、そしたら1点だけちょっとお尋ねを私もしたいんですが、成果報告書の143ページに人権問題職員研修の実施ということでしていただいています。この間に、私たちは特定の団体への多くの職員の派遣については問題視してきまして、いろいろ要求する中で、数は減ってきておるんですが、参考までにお尋ねします。部落解放同盟全国集会に1名の派遣をされておられるんですが、このように宿泊を伴うような職員研修というのは、どの程度、年間を通じて斑鳩町では行っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 この人権問題の職員研修に関しましては、全国集会だけでございます。

○里川委員長 そのほかに宿泊を伴うような職員研修というのはあるのかどうかという点についてはどうでしょうか。

清水総務課長。

○清水総務課長 職員研修全体というふうにとらえさせていただきますと、ページ数で申し上げますと、成果報告書の89ページを見ていただいたらいいと思うんですけれども、ここにございますウォッチング研修ございます。状況、状況によって泊を伴うもの伴わないものいろいろございますけれども、こうした形で必要があれば1泊という形で研修をしていただいています。千葉県のアカデミー研修につきましては、約1週間、少なかつたら4日間ぐらいの研修になります。

○里川委員長 はい、わかりました。

ほかに委員さんの方でございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもって第3款民生費についての審査を終わります。

会議を18時まで延長いたします。

次に、第4款衛生費について説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第4款衛生費の概要につきまして御説明を申し上げます。

座らせていただきまして、御説明を申し上げます。

第4款衛生費につきましては、主要な施策の成果報告書の171ページから215ページにかけてでございますが、衛生費全体の決算額につきましては、歳入歳出決算書の118ページでございますように、予算現額が8億2,802万7,000円に対しまして、決算額は7億8,639万3,807円で執行率は95.0%であります。

それでは、施策の成果報告書171ページの第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費であります。予算現額1億3,726万6,000円に対しまして、決算額は1億3,615万1,133円と、執行率は99.3%であります。意識啓発と健康づくり活動の支援としまして、「愛と輝き夢フェスタ」の開催であります。環境・健康・福祉について考え、理解を深めるためのイベントとしまして、平成18年9月16日に実行委員会方式により開催をいたしました。この場においても、健康いかるが21の啓発を行うとともに、高齢者の心の健康や、高齢者の視点に立った物の考え方などを中心とした精神科医によります講演会も開催をいたしたところでございます。

次に、172ページ、保健体制の充実では、王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対しまして負担金を支出し、日曜、祝日、年末年始などの医療サービスの提供を図りました。

次に、公害の未然防止の徹底としまして、西和衛生試験センターとの連携であります。公害の未然防止を図りますため、西和衛生試験センターと連携し、定期的な町内の主な河川の水質調査、焼却施設のダイオキシン類や、煤塵濃度等の調査を行っており、この一部事務組合への分担金としまして1,534万円の支出をしております。

173ページでございますが、上水道の充実では、水道料金高料金対策への支援としまして、水道会計の安定的な経営を促進するため、企業債利子償還金の一部に対しまし

て、一般会計から支援をしたところでございます。

次に174ページの第2目感染症予防費であります。予算現額3,785万7,000円に対しまして、決算額は3,056万2,697円で執行率は80.7%であります。予防相談体制の充実としまして、174ページから176ページまでに掲げております各種予防接種を実施いたしました。高齢者インフルエンザ、日本脳炎、2種混合、3種混合、麻しん・風しんの各予防接種は、受託医療機関におきます個別接種として、延べ4,731人が予防接種を受けました。また、ポリオの予防接種は保健センターでの集団接種とし406人が接種を受けました。

174ページの高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、昨年秋ごろからノロウイルスによります集団感染が社会的に大きく取り扱われたことが影響しまして、新型インフルエンザが話題となった前年に比べますと、予防接種者が減少するという傾向を示しておりました。しかし、年明けから予防接種が進み、最終的には前年度とほぼ同数の接種者数となったところであります。

また、175ページの日本脳炎予防接種につきましては、依然として国の勧告により積極的勧奨を差し控えたままといたしました。ただし、接種を希望される保護者につきましては、予防接種をすることによりリスクを十分説明し、同意を得た上で6人に対し接種を行ったものでございます。

さらに176ページの麻しん・風しん予防接種につきましては、予防接種法の改正により、それぞれ単抗原ワクチンの接種から2種類の混合ワクチンの接種となり、対象年齢と接種回数、第1期は1歳以上2歳未満、第2期は5歳以上7歳未満であって、小学校入学前の1年間の2回接種に変更されました。第1期と第2期の合計の接種率では92.6%でありましたが、第1期は96%に対し第2期は89.2%にとどまりました。今後も麻しん・風しんの蔓延予防のため接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、177ページ、第3目結核予防費であります。予算現額174万3,000円に対しまして決算額は153万9,140円で執行率は88.3%であります。予防相談体制の充実としまして、BCGの予防接種を実施いたしました。委託医療機関において接種対象であります生後6カ月までの乳児のうち、98.6%に当たります217人が接種を受けました。

次に、178ページから184ページまでの第4目母子衛生費であります。予算現額649万8,000円に対しまして、決算額は613万6,522円であり、94.4%の執行率であります。まず、178ページの子育て支援の充実では、ブックスタート事業を実施し、絵本にかかる費用として28万9,328円を支出いたしました。この事業が絵本を通じて乳児とその保護者がふれあいを持ち、語りかけを行うことで、子どもの心と言葉の基礎をはぐくむことを目的としております。

次に、予防相談事業の充実であります。乳児、幼児及び妊婦に対する健康診査等を実施いたしております。178ページの乳児健診では、若干要監察率が上がってはいるものの179ページから180ページまでの1歳6カ月児健診及び3歳児健診の実施におきましては、相談指導を必要とする要監察率が昨年度よりも減少いたしました。ただ、要監察児とされた中には、言葉のおくれや、落ちつきがない、興味に偏りがあるなど、保護者が子どもの発達に対して不安を抱いているケースが多く見受けられます。そのため、保健センターでは、心理相談員による相談日を設けて、専門的な発達相談や指導を行っているところであり、さらに一層の充実を図る必要があるものと考えております。また、本年度より歯科健診の受診率の向上を目指し、医師会と歯科医師会の協力を得まして、内科と歯科の健診を同時受診できるようにいたしました。このことにより受診率も昨年度より高くなり、保護者からも好評を得たところでございます。その一方、乳歯の罹患率も上昇しており、歯の健康への意識の低い保護者に対してさらに啓発を行うとともに、早い時期から歯科保健の推進を図っていく必要があると考えております。

180ページ、3歳児身体面精密検査の実施では、3歳児健診において精密検査を必要とする幼児を対象に医療機関において実施をいたしました。

妊婦一般健康診査の実施では、妊婦の健康管理のため健康診査を医療機関において実施いたしました。

181ページから184ページまでの保健体制の充実では、乳幼児がすこやかに育つよう、また保護者が安心して子育てができるよう新生児訪問、パパママスクール、子育て教室（ちびっこサークル・わんぱく広場）、思春期体験学習、歯の幼児健康教室など、保健指導、健康教育、教室の開催を行いました。

183ページの母子保健推進活動の支援では、母子保健推進員を委嘱し、保健センターの事業にかかわっていただきますほか、地域の育児支援を中心とした活動を行って

ただきました。また、妊産婦相談・指導、歯科保健の推進では、妊婦に対しまして、妊娠中の健康管理のための相談や指導、また歯科疾患の予防のための歯科健診、歯科指導も行いました。

184ページの食育の推進であります。昨今子どもの不規則な食生活や、栄養バランスの偏りなどが問題となっていることにかんがみ、食べることが体の発達だけでなく、心の発達にも大きくかかわっていることなど、食の大切さを啓発するため、離乳食教室や、幼稚園の保護者向けの教室を行いました。そのほか、子どもの食生活は母親の食に関する意識が重要であり、特に乳幼児期に生涯の食習慣の基礎が確立されますことから、先のページに記載していますパパママスクールや、子育て教室などを活用し、子どもの成長、発達に合わせた取り組みを行うように努めてきております。核家族が当然のようになった現在、特に初めて赤ちゃんを持つ母親や父親にとっては、妊娠期、産褥期、育児期、それぞれの場面でさまざまな不安を抱きやすいものであります。今後もこれらの健診や保健事業を通して、専門的な立場からのアドバイスを行うこと、また保護者同士の交流を図ることなどで、早い段階から育児や、子どもの成長に対する不安を軽減するように努めてまいります。

次に、185ページから191ページまでの第5目老人保健事業費であります。予算現額5,605万6,000円に対しまして、決算額は5,432万6,834円で、執行率は96.9%であります。

185ページの意識啓発と健康づくり活動の支援では、主として40歳以上の方を対象に健康手帳を交付し、検診等を進めるなど、自身の健康管理についての意識を向上させるよう努めました。

次に、予防相談体制の充実では、基本健康診查をはじめ、各種がん検診等を実施するとともに、生活習慣を予防するための事業に取り組みました。

まず、185ページから186ページまでの基本健康診查の実施では、委託医療機関で3,022の方が受診され、受診率は前年度並で推移しました。介護保険の地域支援事業の創設により、平成18年度から65歳以上の方に対して、従来の健診項目に介護予防の観点も踏まえた生活機能に関する項目を追加いたしました。この対象となる65歳以上の方の基本健康診查の受診は、1,844人でありました。疾病構成割合では、依然として高脂血症が最も多く、61.1%を占めており、次に高血圧、糖尿病と続い

ております。このような方々に対しまして、保健師、栄養士等による個別指導や、生活習慣の改善のための教室への参加を進めるなど、そのフォローに努めてまいりました。

また、186ページから188ページにかけましての大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診等の各種がん検診では、集団検診と個別検診の両方で実施しており、延べ4,735の方が受診されました。

特に186ページの胃がん検診の実施では、これまで検査日を指定した案内通知を個人あてに送付をしておりましたが、平成18年度から自主申し込みの方法に変更いたしました。この検査においては、以前から前夜から絶食による体調不良等で、検診を中止せざるを得ないケースがありました。自身の体調にあわせて申し込んでいただくことによつて、このようなケースがなくなりましたけれども、結果として受診者が減少いたしました。今後、自分の健康は自分で守るという意識を高め、自主的に受診行動をとっていただけるような啓発をしてまいりたいと考えております。

また、187ページの乳がん検診の実施及び子宮がん検診の実施では、受診間隔が2年に1回に変更され、本年度はその2年目に当たります。昨年度との合算で受診者がそれまでより減少することのないよう1人でも多く受診されますように、その啓発に努めました。乳がん検診では、乳房X線検査、マンモグラフィーの導入により、がん発見者数もふえ、早期発見につながっていることから、今後さらに乳房X線検査検診の有効性を理解していただき、その受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

188ページのC型肝炎検査の実施、歯周疾患検診の実施、189ページの脳ドック健診の助成であります。これらの事業を行うことにより疾病の早期発見、早期治療の推進に努めました。

また、189ページから190ページまでの健康相談の充実、訪問指導の充実、健康教育の実施、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの予防に重点を置いて行いました。肥満に加え、高血糖、高血圧などの状態が重複した場合には、心疾患や、脳血管疾患などの発症率が高くなります。健康教育のスリム教室では、参加者の生活習慣を栄養や運動面から見直し、一人ひとりの改善ポイントを見つけ、体重のコントロールが継続してできるように指導いたしました。その結果、日常生活において、階段利用の増加や、間食、食事の摂取量をひかえるなどの生活習慣を意識した行動の援用による成果が見られるようになってきております。教室終了後はOB会として自主グループ活

動へとつながるなどの継続した体重コントロールの効果をあげております。老人保健事業は、平成20年度には医療保険者により特定健康診査や、保健指導が導入されることなど、そのあり方について大きな変換期を迎えております。新事業への円滑な移行とともに、一層生活習慣病予防に励み、内臓脂肪症候群、同じ内臓脂肪症候群の予備軍の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、192ページから193ページにかけての第6目健康づくり推進事業費であります。予算現額33万3,000円に対しまして、決算額は32万8,968円で、執行率98.7%であります。

192ページから193ページの予防相談体制の充実では、栄養士会及び食生活改善推進委員協議会の活動を支援するとともに、保健センターと共同し、生活習慣病の改善や予防を図るため、栄養改善の意識を向上させる保健事業を展開いたしました。なお、193ページのリハビリ教室等の実施については、認知症、閉じこもりを予防するリハビリ教室、お元氣くらぶ、転倒骨折寝たきり予防のための個別リハビリが平成18年度から介護保険の地域支援事業として行うこととなったため、この項目では心身の機能が低下している方に対し、日常生活の自立を促すためのリハビリ相談を実施いたしました。

続きまして、194ページ、第7目狂犬病予防費であります。予算現額48万5,000円に対しまして、決算額37万5,163円、執行率77.3%であります。狂犬病予防法に基づきます蓄犬登録業務及び狂犬病予防注射済票の交付業務等実施してきたところでございます。畜犬登録業務では、平成18年度中に75頭が新規登録され、平成19年3月末現在で1,665頭が登録されております。また、狂犬病予防注射済票交付業務では、奈良県獣医師会と連携をして実施しております狂犬病予防集合注射において交付した628頭に直接動物病院で接種されました544頭合わせました1,172頭に対しまして、狂犬病予防注射済票を交付しておりますが、狂犬病予防注射接種率は平成17年度と比較して0.7%少ない70.4%になっております。平成18年度では集合注射において、天候不順の日があったこともあり平成17年度より42頭、接種が減少したことが影響を与えたものと考えておりますが、最近、東南アジアで犬に噛まれた人が帰国後狂犬病で死亡されたこともあり、狂犬病が日本で蔓延しないためにも、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、散歩時の犬のふん未処理、飼い方マナーについては、広報紙、集合注射会場での啓発活動のほか、環境保全推進員

によります巡視や、定期的に巡回しております環境パトロールにおきましての啓発、あるいは自治会からの要請により啓發文書を回覧するなどの対策を講じており、その効果も徐々に表れてきておりますものの、依然、ふんを放置されている状態もあり、まだまだ撲滅には至っておりませんので、引き続きマナー向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、195ページ、第8目火葬場費であります。予算現額3,136万3,000円に対しまして、決算額3,085万8,693円、執行率は98.3%であります。火葬場の運営としまして、火葬業務、火葬施設の日常的な維持管理を行うため、業務の一部を委託するとともに、設備の保守点検、補修工事を行い、常日ごろから適切な業務、施設の維持管理に努めてきたところであります。また、火葬場の周辺対策につきましても、周辺の方々に御理解と御協力をいただきながら、適切に運営するために周辺環境整備に努めたところであります。

次に、196ページから200ページの第9目環境対策費であります。予算現額240万4,000円に対しまして決算額181万4,054円、執行率は75.4%であります。まず環境と共生するまちづくりの推進としまして、地域温暖化防止事業であります。深刻化する地球温暖化を防止するために、一人ひとりが地球温暖化の起こる仕組みを理解した上で取り組む必要があることから、これまでの子どもや、親子向けの事業に加え、成人を対象とした体験型学習会及び体験ツアーの二つの講座を開催し、地球温暖化の知識の取得や、意識の向上に努めたところであります。また、住民参加型事業につきまして参加した後、どのように意識が変わったか、あるいは新たに取り組みをはじめ、それを継続しているか否かを確認するために、開催後3カ月を経過した時点で、アンケート方式による意識変化、継続率調査をいたしております。二つの講座の受講者の80%以上は、受講後地球温暖化を防止、緩和するための取り組みをはじめられ、それを継続しているとの結果が出ており、事業への参加が行動を起こす契機になったものと考えているところであります。

次に、197ページ、環境保全意識の高揚としまして、環境教室の充実であったり、親子で環境問題について考える機会を提供し、取り組みをはじめの契機にさせていただきますため、平成18年度におきましても、二つの講座の体験型学習会を企画しました。きれいな川、汚れた川に住むそれぞれの生物を知ることにより、水質浄化への意識を高

める親子水生生物探検教室につきましては、開催日、予備日ともに梅雨の長雨の影響により実施できず、やむを得ず中止をしております。

また、地球温暖化防止について、それぞれの年齢層はそれぞれの立場、生活において防止する取り組みを進めていただきますため、親子を対象にいたしましたソーラークッカー体験教室を環境教室として実施し、34名の参加をいただいたところであります。

また、自治会別環境問題学習会の実施では、行政と住民が環境問題について共通認識を持ち、共同して解決に向けて取り組みを進めるべく、平成10年度から開催しております環境問題学習会（通称）エコトーク21につきましては、逼迫する最終処分場問題に対し、循環型社会を形成するために、「もったいない」をあいことばに「3Rの暮らしを」を第5回をテーマとして、平成18年度から2カ年計画で全自治会を対象に開催しているところをごさいます。平成18年度におきましては、17会場で492名の御参加をいただいたところであります。なお、参加者の意識調査では、95.2%の方々がエコトークに参加して意識が変わった、あるいは今後の取り組みの参考になったと答えられており、共通認識を持つ場として活用できたのではないかと考えております。

次に、198ページの住民活動の支援としまして、環境保全推進委員の充実であります。環境保全活動の地域でのリーダー的な役割と、行政と住民のパイプ役的な役割を担っていただきます環境保全推進委員につきましては、平成17年度第5期委員より各自治会に1名ずつ委嘱をいたしまして、任期2年目となります平成18年度におきましても114名の委員によりまして、地域の巡視活動を中心に、草の根的な活動を展開していただいたところであります。なお、平成18年度末で各自治会1名ずつ配置した第5期環境保全推進委員の任期が終了いたしました。活動範囲がみずからが属する自治会内ということで、ごみ分別や、ペットの散歩時のマナーなどについて、直接声をかけられたり、また自治会の集会などで事例を報告いただきながら啓発していただいていることが、毎月提出されます活動報告書から見てとることができ、現在の体制について一定の効果があつたものと考えております。

次に、199ページの省資源型・省エネルギー型都市づくりといたしまして、ISO14001の推進及びISO14001の啓発であります。平成15年2月26日奈良県の市町村ではじめて認証取得いたしましたISO14001規格につきましては、平成18年度では、各課が行います事務事業のうち、環境に著しく影響のある49項目に

ついて、環境マネジメントシステムに基づきまして、環境負荷軽減への目的、目標を定めまして取り組みいたしました。その結果、32項目につきまして、掲げた目的、目標を達成し、環境への負荷軽減に努めたところであります。また、庁舎や保健センターでのオフィス活動における環境負荷軽減の取り組みにつきましても、ISO14001に基づきます取り組みをはじめました。前年、平成13年度と平成18年度を比較いたしまして、電気、水道、ガソリン、重油等の使用料合わせまして約340万円の節約、平成17年度と平成18年度を比較いたしましても、約90万円が削減できており、環境マネジメントシステムが役場の業務、事務事業の中で定着してきたものと考えております。

また、現在、役場庁舎、保健センターだけで運用している環境マネジメントシステムをほかの施設でも取り入れ、広く環境負荷軽減への取り組みを進めていきますために、平成18年10月より水道庁舎を含めました上下水道部におきましても、環境マネジメントシステムに基づきます運用をはじめているところでありまして、今後、計画的に運用範囲を拡大し、町公共施設全体での取り組みに広げていく計画であります。また、各家庭や地域、学校などでもISOの基本理念に基づいた環境配慮行動を実施していただくよう、当町が独自に構築しました家庭版ISO「エコいかるがファミリー」「エコいかるがキッズ」につきましても、平成18年度では325組の御家庭で活動をいただいたところであります。

次に、200ページの公害の未然防止の徹底といたしまして、廃食用油回収の推進についてであります。竜田川流域の市町村で構成しております生活排水対策推進会議におきまして平成6年度から実施しております廃食用油の回収、リサイクル事業につきまして、当町では平成18年度では、役場、各公民館をはじめ、公共施設8カ所で回収し、平成17年度より170リットル多い3,250リットルを回収したところであります。なお、流域市町村全体では、約7,500リットルの回収で、洗濯用石けんにリサイクルし、啓発物品として活用したところあります。また、公害指導の実施では、公害指導につきましても、遊休地の適正管理に対する指導を28件行うとともに、住民から寄せられました公害等に関する苦情相談66件につきまして、調査、指導等を行い、すべての事案について一定の解決をみております。

次に、201ページ、第10目保健センター運営費であります。予算現額699万6,

000円に対しまして、決算額は674万4,692円で、執行率は96.4%であります。保健センターの維持管理としまして、同センターの維持管理にかかります経費を支出いたしました。清掃や警備、各種点検にかかります委託料として367万9,952円を支出いたしました。また、需用費261万6,081円の過半は光熱水費であります。保健センターでは集団健診、予防接種等の事業及び健康教室等を開催しており、多くの住民の方が訪れられます。また、グループ活動の場としても活用をいただいております。気持ちよく安心してセンターを御利用いただけるように心がけているところでございます。

次に、202ページ、第11目精神保健費であります。予算現額50万8,000円に対しまして、決算額は50万7,497円で、執行率は99.9%であります。保健・医療・福祉の連携では、福祉課や奈良県精神保健福祉センターとともに連携を図りながら精神障害者とその家族の生活の支援に努めました。その中で、相談、助言等に対しまして、精神保健福祉等の専門的な支援を受けるために、精神障害者地域生活支援センターへの業務を委託しました。

平成18年度のこの科目での委託料の50万円は、4月から9月までの半年分であり、フラットとコスモールいこまの二つのセンターで相談者数は15人、延べ416回の相談がありました。なお、10月以降は障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業へ移行をいたしております。

次に、203ページ、第12目在宅訪問歯科診療費であります。予算現額16万9,000円に対しまして、決算額は1万円、執行率は5.9%であります。保健・医療・福祉の連携では、在宅訪問歯科診療の実施にかかる経費を支出いたしました。しかし、昨年度から相談者はあるものの、在宅歯科診療のサービスの利用がなく、本年度においても利用者相談の1人は診療までには至りませんでした。最近では、身近に対応する歯科医療機関が増加していることなどから、歯科医師会と協議をし、平成18年度限りで同事業を廃止することといたしました。

続きまして、204ページ、第2項清掃費、第1目清掃総務費であります。予算現額1,784万9,000円に対しまして、決算額1,742万6,897円、執行率は97.6%であります。職員の人件費が主な経費であります。

続きまして、205ページから212ページ、第2目塵芥処理費であります。予算現

額3億9,120万円に対しまして決算額3億6,477万6,697円、執行率は93.2%であります。リサイクル処理をはじめとしたごみ処理、ごみ減量化、資源化の推進、衛生処理場等の運営及び維持管理を実施しているところであります。

まず、環境と共生するまちづくりの推進といたしまして小学生のごみポイ捨て禁止啓発看板の作成であります。町内3小学校の御協力により、平成18年度において50枚の手づくり啓発看板を作成し、竜田川、大和川、富雄川沿い、及び市街地までに向かう町道157号線など、ポイ捨て、不法投棄多発地帯を中心に設置をしたところであります。その結果、不法投棄の件数は平成17年度と比較して38件減少の50件にとどまっており、一定の効果があつたと考えているところであります。

次に、ダイオキシン・騒音対策等の徹底といたしまして、ばい煙検査の実施であります。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年1回以上、焼却施設におけるダイオキシン類の測定が義務づけられてきておりますが、当町では西和衛生試験センターと連携し、年4回の測定を行っているところであります。平成18年度におきましては平均値で0.195ナノグラムと、法規制値であります5ナノグラムを大きく下回っており、問題なく焼却処理が行われているものと考えております。

次に、206ページ、ごみ減量化、資源化の推進としまして、まずごみ減量化、資源化の啓発であります。ごみ減量化、資源化の促進を進めるための啓発事業としまして、平成18年度におきましても親子、成人を対象としたごみのゆくえ探検ツアーを開催し、2つのツアーで57名の参加をいただいたところであります。特にプラスチック類の選別作業、リサイクル処理現場を追跡した大人編のツアーでは、当町から運ばれたその他プラスチック類を臭気が漂う選別作業場で、選別でリサイクル適合物と不適合物の選別や、異物を取り除いている作業を見学をしていただきました。その後、意識調査では、参加者すべてが見学前よりきれいに排出するようになったと答えられていますように、リサイクル処理につきましても、排出者の協力がいかに大切であるかを感じていただいたツアーであったと考えております。

また、当町では、自分の出したごみに責任を持ってもらうため、指定袋には氏名の記入をお願いしておりますが、年々氏名の記入が減少しておりますので、改めて氏名記入の意義等の啓発を兼ねまして、氏名記入用のマジックを全世帯に配布したところであります。

また、粗大ごみのリクエスト収集であります。ごみ分別の徹底を図るため、平成12年度より粗大ごみにつままして、予約制によりまず軒先収集を実施しており、平成18年度におきましても1,761件の依頼があり、随時処理したところであります。

次に、不燃物のリサイクル、207ページの資源物のリサイクルであります。当町のリサイクル処理につまましては、従来からのビン類、缶類、ペットボトル、食品トレーのリサイクル処理に加え、平成17年10月より、それまで埋め立てていましたビニールごみをその他プラスチック類と改め、リサイクル処理に移行をしております。あわせまして、不燃物につまましても破碎処理を充実させ、金属類、プラスチック類を取り出し、埋立量の削減に努めているところであります。なお、それぞれの処理量と資源化量につまましては、206ページから207ページにかけまして記載をさせていただいております。

次に、マイバック持参推進サポーターでは、レジ袋は年間1人当たり300枚以上使用されているとの調査結果もありますように、ごみ増加の大きな原因になっております。このレジ袋削減に向けては、行政と消費者、事業者がともに考え取り組むことが最も効果的であることから、行政と共同して取り組みを進めていただける消費者の方々を募集いたしましたところ22名の方がマイバック持参推進サポーターとして登録していただき、みずからマイバックを持参するとともに、マイバック持参状況調査や、マイバック持参キャンペーンなど、行政とともに展開をしていただいたところであります。

次に、209ページ、リサイクル活動の推進のうち、古紙類・繊維類リサイクル回収事業及び紙製容器包装類モニター回収事業であります。平成17年度より地域の事情により集団回収できない自治会を対象に、月1回、町が古紙類等を回収しておりますリサイクル回収事業について、平成18年度においても12自治会を対象に行い、ごみ減量化再資源化を図りました。また、通常、地域の資源物集団回収では、取扱いはなく、現在、可燃ごみとして排出されております紙製容器包装につままして、焼却量及び最終処分量の減少を図り、循環型社会に寄与するため、近い将来、リサイクル処理に移行したいと考えておりまして、排出や回収の際の問題点や課題を掘り起こすことを目的に、平成18年度から紙製容器包装類モニター回収事業を実施いたしました。

次に、210ページの空き缶分別回収事業維持管理であります。空き缶のリサイクルに努めますため、奨励金を交付するなど、再資源化の推進を図るとともに、回収機の

維持管理に努めました。また、ごみステーションの整備をはじめ、211ページから212ページにかけましては、衛生処理場及び最終処分場の運営・維持・管理等にかかります施策の実施概要につきましてお示しをいたしており、ごみの安定的な処理を行うため、また環境パトロールを実施し、不法投棄等の環境問題の防止にも努めてきたところであります。ごみ減量化、資源化の促進に向けた取り組みを実施してまいりましたが、ごみ排出量が家庭系、事業系を合わせまして可燃物では平成17年度より253.55トン多い6109.05トンが不燃系の廃棄物につきましても平成17年度より29.52トン多い1499.02トン処理したところであります。また、家庭系廃棄物につきましては、平成12年10月からごみ処理有料化の導入によりまして、依然ピーク時の平成17年度の排出量から26.6%減少しており、効果は発揮しておりますが、事業系廃棄物につきましては、平成17年度より283.27トンふえたことが処理量の増加につながっております。町内の飲食店や店舗が増加傾向にあることや、これまで他の処理施設に排出されていた事業所が、最近になって当町の処理施設に搬入されるようになってきたことが増加の原因ではないかと考えております。そのため、当町では、事業活動におきましても、ごみ減量化、資源化の促進に努めていただきますため、当町の処理施設に定期的に搬入される町内91事業を訪問し、事業内容や廃棄物の処理などを調査し、ごみ減量化、資源化の方法を指導したところであります。なお、住民1人1日当たりのごみ排出量につきましては、事業系廃棄物の排出量が増加傾向にあることから、平成17年度より29グラム多い726グラムの排出となっております。

平成16年度のデータになりますが、国民1人1日当たりの排出量は1,082グラム、奈良県内の平均でも983グラムとなっているところであります。また、排出をされました廃棄物を焼却したり、埋立したりせず、資源として再生利用された資源化率につきましては、平成17年度より3.1%多い30.1%となっております。平成17年10月からその他プラスチック類、不燃物のリサイクル処理を実施しており、平成18年度では、1年を通してリサイクル処理した結果が、資源化率に反映されたものであります。なお、資源化率につきましても、平成16年度のデータではありますが、全国平均の資源化率は17.6%、奈良県の平均資源化率が15.2%であります。

以上のように、当町の住民1人当たり1日当たりの排出量は平成17年度より若干増加いたしましたものの、全国、奈良県平均を下回っているところであります。一方、資

源化率につきましては、全国、奈良県平均を上回っており、当町が実施しておりますごみ減量化、資源化施策は一定の成果が表れているのではないかと考えておりますが、全国に約2,000施設ある最終処分場の残りの容量は平均であと10年余りと言われており、今後ますます最終処分する量を減少させますためごみ減量化、資源化の促進、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、213ページから214ページ、第3目し尿処理費であります。予算現額1億3,472万9,000円に対しまして、決算額1億3,232万5,339円、執行率は98.2%であります。まず、し尿処理技術の向上であります。当町のし尿処理をしております鳩水園の運営、し尿の収集業務、し尿手数料の集金業務、鳩水園の維持管理につきまして、それぞれ適正につとめてまいりました。また、これまで施設内で発生する汚泥を海洋投棄しておりましたが、平成19年2月末より海洋投棄が禁止となったため、それに対応するために平成18年度中におきまして、汚泥を施設内で処理できるように汚泥乾燥機処理設備の改良整備を行ったところであります。

次に、214ページ、合併処理浄化槽設置の促進につきまして、浄化槽の設置補助であります。河川等の水質汚濁を防止するために、平成18年度におきましても、引き続き浄化槽の設置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、広報紙を通じて啓発に努めたところであります。

最後に215ページ、第4目美化推進費であります。予算現額257万1,000円に対しまして、決算額250万9,481円、執行率は97.6%であります。環境保全意識の高揚といたしまして、美化推進活動の充実及び美化推進啓発の充実であります。ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識や、連帯意識の向上を図るために、環境月間である6月に町内7コースで、いかるがの里クリーンキャンペーンを実施し、770人の参加を得たところであります。平成17年度と比較いたしまして、18人参加者が減少しておりますが、これは天候不順によりまして開催日を1週間延期したことが影響したものと考えております。また、9月を自治会内美化キャンペーン月間として位置づけ、各自治会に対しまして、自治会内の道路、公園、水路等の清掃活動を呼びかけ113自治会で実施していただくなど、美化意識の向上に努めたところであります。

以上、簡単ではありますが、第4款衛生費の御説明とさせていただきます。よろしく

お願い申し上げます。

○里川委員長 はい、どうも御苦勞さまでございました。

説明で時間超過してはいけないので、念のために会議の時間延長はしてありましたものの、ただいまの第4款衛生費について、説明を受けたというところで、本日の会議は終了させていただきます。明朝9時から会議を再開いたしまして、第4款衛生費についての質疑をお受けしてまいりたいと思いますので、また明日9時に御参集いただきたいと思ひます。

それでは、本日の会議終了いたします。

(午後 5時03分 散会)